

一 般 廃 棄 物 処 理 施 設
許 可 ・ 認 可 申 請 の 手 引 き
(中 間 処 理 施 設 編)

令 和 8 年 3 月

川 崎 市

本 手 引 き の 目 的

本手引きは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）、施行令（以下「令」という。）、施行規則（以下「規則」という。）及び川崎市廃棄物処理施設設置許可等に関する要綱（以下「設置許可等に関する要綱」という。）などに基づき、一般廃棄物処理施設の設置許可申請等を円滑に進め、かつ、適正な処理施設の維持管理に努めていただくために作成したものです。

目 次

第1章 一般廃棄物処理施設の概要	1
1 一般廃棄物とは	1
2 一般廃棄物処理施設とは	2
3 処理施設の許可申請等が必要な場合	2
4 許可等申請手数料	4
第2章 一般廃棄物処理施設の設置の手続	6
1 設置許可申請の概要	6
(1) 設置許可申請の概要	6
(2) 標準処理期間（設置許可等に関する要綱第28条）	8
(3) 関係法令等の手続	8
2 処理施設の設置許可申請の手続	9
(1) 事前相談	9
(2) 事前協議（設置許可等に関する要綱第4条）	9
(3) 生活環境影響調査の実施	17
(4) 設置許可申請	18
(5) 設置許可申請から許可証の交付までの手続	18
(6) 使用前検査申請から使用前検査済証の交付までの手続	20
第3章 一般廃棄物処理施設の変更の手続	24
1 処理施設に係る変更	24
2 処理施設の変更許可申請	25
(1) 変更許可の対象となる事項	25
(2) 変更許可申請に係る手続	25
(3) 変更許可申請に必要な書類	27
3 軽微変更等の届出	29
(1) 軽微変更等の届出事項	29
(2) 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書の記載事項	30
第4章 譲受け・借受け、合併・分割、相続の手続	32
1 譲受け又は借受けの許可申請の手続	32

(1) 事前相談・事前協議	33
(2) 譲受け等の許可申請について	33
(3) 審査に係る標準処理期間（設置許可等に関する要綱第 28 条）	33
(4) 許可証の交付（設置許可等に関する要綱第 23 条）	33
2 合併又は分割の認可申請の手続	33
(1) 合併又は分割で認可が必要な場合	33
(2) 事前相談・事前協議	34
(3) 合併又は分割の認可申請について	35
(4) 審査に係る標準処理期間（設置許可等に関する要綱第 28 条）	35
(5) 認可証の交付（設置許可等に関する要綱第 23 条）	35
3 相続の届出の手続	36
第 5 章 維持管理	37
1 維持管理に関する手続	37
(1) 廃棄物処理施設技術管理者の設置（法第 21 条及び市細則第 30 条）	37
(2) 軽微変更等の届出（規則第 5 条の 4 及び第 5 条の 4 の 2）	37
(3) 事故時の報告（法 21 条の 2 及び設置許可等に関する要綱第 25 条）	37
(4) 欠格要件に係る届出（法 9 条第 6 項）	37
2 維持管理において行うべき事項	39
(1) 帳簿の作成	39
(2) 処理施設の維持管理に関する記録（法第 8 条の 3 第 2 項、法第 8 条の 4）	40
(3) 一般廃棄物の保管基準	42
3 定期検査（法第 8 条の 2 の 2）	45
(1) 対象施設	45
(2) 定期検査の期間	45
(3) 定期検査の申請の手続き	45
(4) 定期検査結果の通知	45
第 6 章 処理施設の廃止・休止・再開等の手続き	46
1 廃止	46
(1) 廃止の届出	46
(2) 廃止した焼却施設の取扱いについて	46
2 休止の届出	46
3 再開の届出	46
4 許可証及び認可証の再交付の申請	46
第 7 章 熱回収施設設置者認定	47
1 熱回収施設設置者の認定手続き	47
(1) 事前協議	47
(2) 熱回収施設設置者認定の申請	47
(3) 認定申請手数料	48
(4) 熱回収施設設置者認定の審査	48

(5) 認定証の交付	48
2 熱回収施設設置者認定取得後の手続き等	49
(1) 熱回収施設設置者認定の更新（法第9条の2の4第2項）	49
(2) 廃止・休止・再開・変更の届出（令第5条の5）	49
(3) 熱回収実績の報告（規則第5条の5の11）	49
(4) 認定証の再交付（市細則第41条）	49
3 熱回収施設設置者の特例	49
(1) 熱回収施設設置者が従うべき処理基準（法第9条の2の4第3項）	49
(2) 定期検査の免除（法第9条の2の4第4項）	49

参考資料

1 技術上の基準・維持管理の技術上の基準	50
2 川崎市廃棄物処理施設設置許可等に関する要綱	63
3 川崎市廃棄物処理施設の設置等の許可申請に係る告示及び縦覧実施要領	73
4 川崎市附属機関設置条例	75
5 川崎市廃棄物処理施設専門家会議組織運営要綱	77
6 川崎市廃棄物処理施設使用前検査実施要領	79
7 川崎市生活環境影響調査実施指針	81
8 技術管理者等の資格等に関する指針	88
9 欠格要件（法第7条第5項第4号、法第8条の2第1項第4号）	91

申請様式・報告書等

01 事前協議申込書（要綱第1号様式）	93
02 生活環境影響調査実施計画書（要綱第2号様式）	94
03 設置（変更）許可申請書別紙（要綱第3号様式）	104
04 廃棄物処理施設設置計画概要書（要綱第4号様式）	109
05 誓約書（要綱第5号様式）	122
06 資金計画書（要綱第7号様式）	123
07 資産調書（要綱第8号様式）	124
08 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書（要綱第9号様式）	125
09 産業廃棄物処理施設において処理する 一般廃棄物に係る変更（廃止）届出書（要綱第11号様式）	126
10 特定処理施設事故等報告書（要綱第13号様式）	127
11 一般廃棄物処理施設設置許可申請書（市細則第13号様式）	128
12 一般廃棄物処理施設変更許可申請書（市細則第14号様式）	132
13 一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書（市細則第16号様式）	135
14 一般廃棄物処理施設設置法人合併・分割認可申請書（市細則第18号様式）	138
15 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書（市細則第20号様式）	142
16 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書（市細則第22号様式）	143

第1章 一般廃棄物処理施設の概要

1 一般廃棄物とは

一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く）とは、産業廃棄物以外のもので主として以下の廃棄物です。

1. 家庭などから発生した廃棄物
2. 限定業種（表1-1）以外の事業所から発生した廃棄物

表 1-1 限定業種一覧

品目		業種（次の業種以外から発生した廃棄物が一般廃棄物です。）
事業活動から発生した廃棄物	紙くず	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ・パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。） ・出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業、印刷物加工業に係るもの
	木くず	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ・木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。） ・パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの ・物品賃貸業に係るもの <p>※貨物の流通のために使用したパレットについては、業種に関わらず、産業廃棄物となります</p>
	繊維くず	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ・繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）
	動植物性残さ	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品製造業、医薬品製造業及び香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
	動物系固形不要物	<ul style="list-style-type: none"> ・と畜場及び食鳥処理場において解体等の処理した獣畜、食鳥に係る固形状の不要物
	動物のふん尿	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産農業に係るものに限る。
	動物の死体	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産農業に係るものに限る。

2 一般廃棄物処理施設とは

事業者が一般廃棄物を処理するために設置する施設のうち、令第5条に定める一般廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）をいいます。処理施設を設置するためには、法第8条第1項の規定により、川崎市長の許可が必要です。令第5条に定める処理施設は次のとおりです。

表 1-2 設置許可の対象となる処理施設

	施設の種類		処理能力	中核設備
令第5条第1項	ごみ処理施設	焼却施設以外のごみ処理施設	5 t/日	破碎施設・・・破碎機 高速堆肥化処理施設・・・発酵槽 し尿処理施設・・・嫌気性消化処理設備など
		焼却施設	200kg/時間以上又は火格子面積 2m ² 以上	燃焼室
令第5条第2項	最終処分場		すべて	遮水層、擁壁、えん堤

3 処理施設の許可申請等が必要な場合

事業者が一般廃棄物を処理するために、新たに処理施設を設置する場合には、処理施設の設置工事に着手する前に、市長の設置許可を受けなければなりません。既に許可された処理施設について法第8条第2項第4号から第7号までに掲げる事項(25 ページ 参照)を変更する場合についても、法第9条第1項の規定により変更の許可が必要です。

すでに許可を受けた処理施設を譲受け又は借受けする場合には、譲受け等の前に、市長の許可を、また、処理施設の設置者である法人が合併又は分割により、設置者である法人とは異なる法人格を有する法人が処理施設を承継する場合には、合併又は分割の前に、市長の認可が必要です。次ページの手続きフロー図（**図 1-1**）を参考にしてください。

専ら物の処理や家電リサイクル法などにより処分業許可が不要であっても、処理施設の許可が必要な場合があります。

各手続は電子申請に対応しています。電子申請が可能な手続の一覧は5 ページに掲載しています。

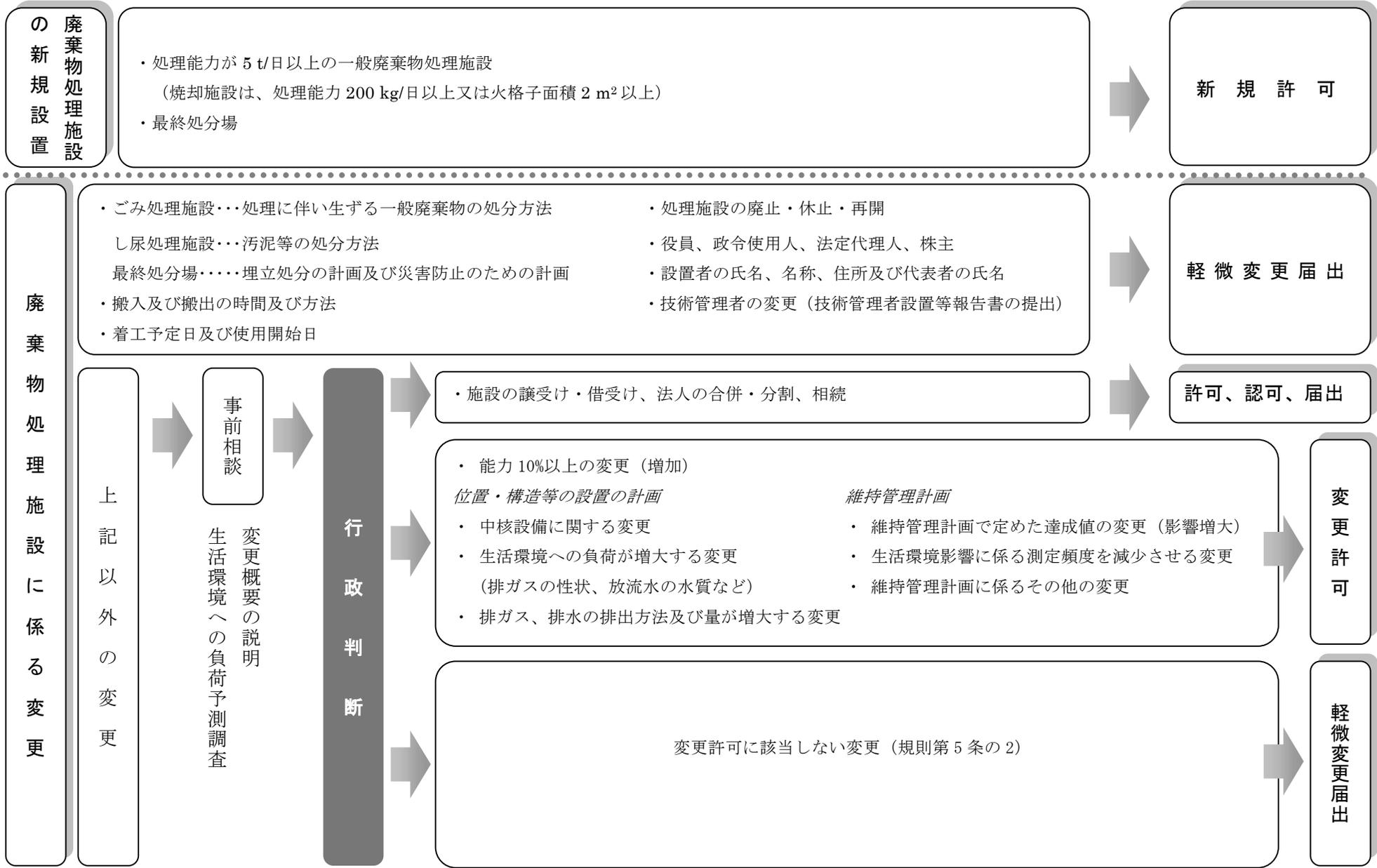


図 1-1 一般廃棄物処理施設に係る手続きのフロー

4 許可等申請手数料

処理施設の許可申請等には、表1-3に示す申請手数料^{※1}が必要です。

申請手数料は、許可申請等の際に納付書の交付を受け、申請手数料の納入後、納入の確認を行うため、再度、廃棄物指導課にお戻りいただき、納付書の領収書を提示していただくことで申請書を受理します。^{※2}許可申請の受付時間は9時から11時までの間、及び13時から14時までの間としています。

表 1-3 申請手数料

施設の種類	設置許可申請 ※4	変更許可申請 ※4	譲受け・借受け 許可申請	合併・分割 認可申請
焼却施設等 ^{※3}	130,000円	120,000円	73,000円	73,000円
上記以外	110,000円	100,000円		

- ※1 申請手数料は、申請を取り下げた場合又は不許可になった場合にあっても返還することができません。
- ※2 本市では、川崎市役所本庁舎3階の横浜銀行川崎市役所出張所（9時～15時）の利用をお願いしています。手数料は現金での納入となります。
- ※3 焼却施設等とは中間処理施設では焼却施設のみで、ほかは最終処分場となります。
- ※4 申請手数料は施設の種類毎に必要です。1施設が複数の廃棄物を取り扱う場合は1施設分の申請手数料となります。

電子申請が可能な手続きの一覧

一般廃棄物処理施設に関する手続きは下のリンクから電子申請ができます。

事前協議申込書	
https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/5fb79727-7779-4022-a0f1-07b7b6174a0f/start	
一般廃棄物処理施設設置許可申請書	
https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/6dd0c983-f4ad-4368-924e-7b2c63e4220d/start	
一般廃棄物処理施設変更許可申請書	
https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/c81d2c30-14f1-41ae-b173-e9d77f6f706b/start	
一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書	
https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/1f673f10-3807-4406-852c-cd7d8fcc04d2/start	
一般廃棄物処理施設設置法人合併・分割認可申請書	
https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/2b62b9e2-488f-4172-9b8b-e7c3ff19717a/start	
一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定申請書	
https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/aaf3b97e-ef6a-4e12-8795-1dd526c45668/start	
一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書	
https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/7b3e2fb4-0305-45bc-a05a-37b26d022d4a/start	
一般廃棄物処理施設に関する届出等	
https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/eef3d40e-37bc-408b-ac3d-aeb3dca91dca/start	
廃棄物処理施設技術管理者設置等報告書	
https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/6a448524-c8ba-498f-b5a0-00840223e4be/start	
特定処理施設事故等報告書	
https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/ead96359-f2d3-4f3c-929e-eb1bb77b9e4f/start	
一般廃棄物処理業実績報告書	
https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/aa8d16b6-de06-474b-a355-e409c6cd9361/start	

第2章 一般廃棄物処理施設の設置の手続

1 設置許可申請の概要

(1) 設置許可申請の概要

事業者が一般廃棄物を処理するために、処理施設を新規に設置する場合には、法第8条第1項の規定により、処理施設の設置工事に着手する前に、市長の許可が必要です。

処理施設の設置にあたっては、まず、事前相談を行っていただきます。事前相談終了後、事前協議申込書を提出し、設置許可申請に必要な書類（証明書類を除く。）に関して、事前協議を開始します。事前協議が終了したら、証明書類を揃え、許可申請していただきます。設置許可証が交付されなければ、処理施設の設置工事に着手することができません。次ページ（**図 2-1**）に、設置の許可の手続きフローを示します。

処理施設の設置工事が竣工した後には、本市に使用前検査を申請し、許可申請どおりに処理施設が設置されたかどうかの確認（使用前検査）を受ける必要があります。なお、使用前検査を受け、本市から使用前検査済証の交付を受けた後でなければ、処理施設を使用できません。**図 2-3**（21 ページ）に、竣工から供用開始までの手続きフローを示します。

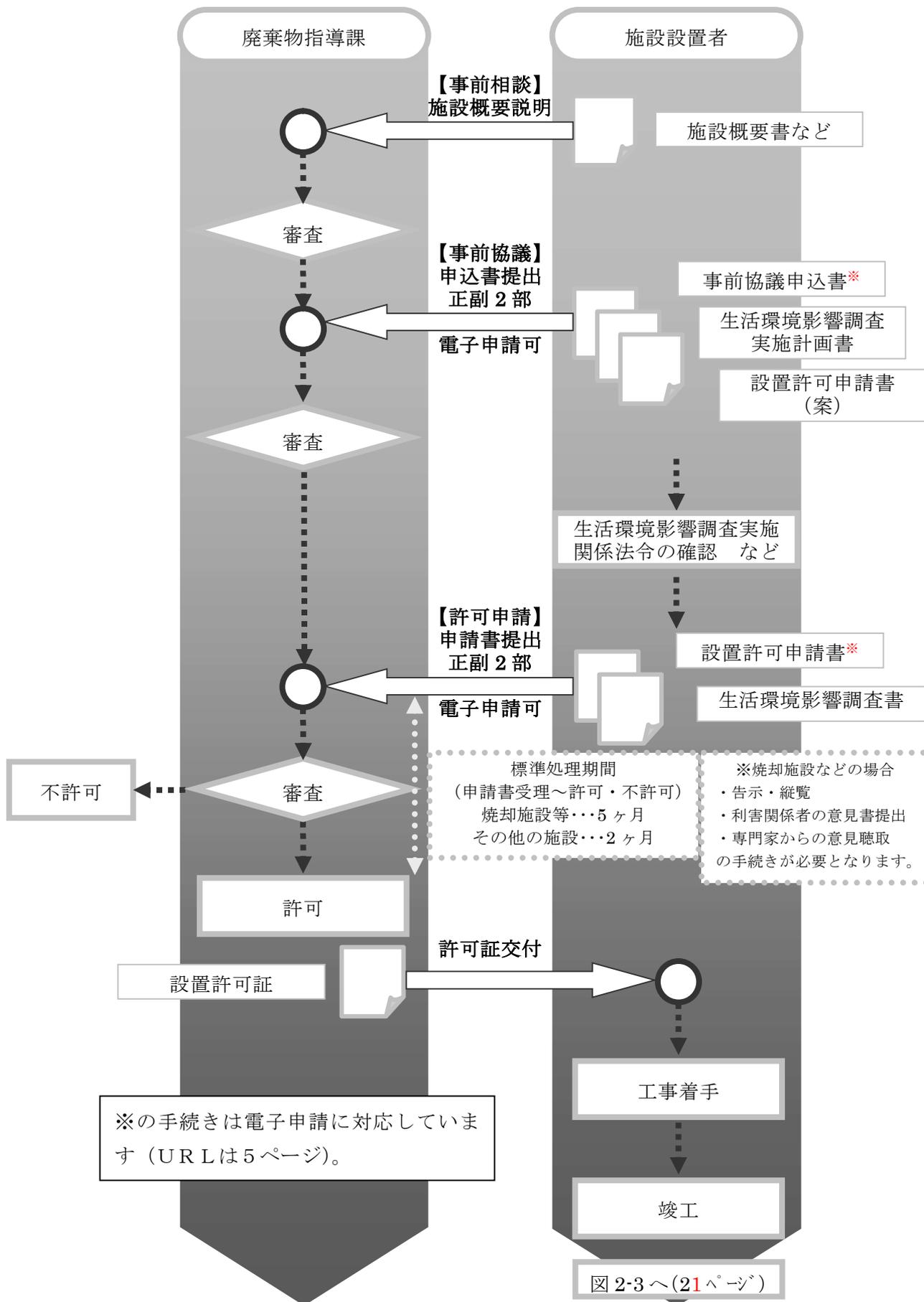


図 2-1 設置許可申請フロー (事前相談～竣工)

(2) 標準処理期間（設置許可等に関する要綱第28条）

標準処理期間とは、許可申請あるいは検査などの手續等に際し、通常要すべき標準的な処理日数のことであり、補正や書類不備のない申請書を本市が受理してから許可するまでの標準的な期間をいいます。事前相談から申請書の受理までに要する期間や工事期間は含みません。

● **設置許可申請書の受理から許可証の交付まで**

ア 焼却施設等の場合

申請書類の受理から許可証の交付まで通常5か月を要します。

イ その他の施設

申請書類の受理から許可証の交付まで通常2か月を要します。

なお、審査の段階で不備な点があると認められた場合は、改善を求めますので、適切に改善されるまでの期間が標準処理期間にさらに加算されます。

(3) 関係法令等の手續

処理施設を設置する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律以外に次に示す関係法令等の手續が必要となる場合がありますので、関係部局に事前相談のうえ必要な手續を確認してください。

ア 処理施設の建設に係る関係法令等（〔 〕内は担当部局）

- (ア) 都市計画法〔まちづくり局計画部都市計画課〕
- (イ) 建築基準法〔まちづくり局指導部建築指導課〕
- (ウ) 消防法〔消防局予防部危険物課〕
- (エ) 港湾法〔港湾局港湾経営部経営企画課〕
- (オ) 下水道法〔上下水道局下水道部下水道水質課〕
- (カ) 川崎港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例〔港湾局港湾経営部経営企画課〕
- (キ) 工場立地法〔経済労働局経営支援部経営支援課〕

イ 環境関係法令等（〔 〕内は担当部局）

- (ア) 環境影響評価法及び川崎市環境影響評価に関する条例等〔環境局環境対策部環境評価課〕
- (イ) 大気汚染防止法・ダイオキシン類対策特別措置法〔環境局環境対策部環境対策推進課〕
- (ウ) 水質汚濁防止法・ダイオキシン類対策特別措置法〔環境局環境対策部環境対策推進課〕
- (エ) 騒音規制法・振動規制法〔環境局環境対策部環境保全課〕
- (オ) 悪臭防止法〔環境局環境対策部環境対策推進課〕
- (カ) 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例〔環境局環境対策部環境対策推進課〕

2 処理施設の設置許可申請の手續

(1) 事前相談

処理施設を設置しようとする場合は、本市と事前相談を行い、計画する施設の概要について説明を行ったうえ、必要な手続きの確認をしてください。

計画する処理施設について設置許可が必要となる場合は、事前協議、設置許可申請に向けた書類の作成をしてください。

(2) 事前協議（設置許可等に関する要綱第4条）

事前協議では、設置許可申請に向けた申請書類及び生活環境影響調査書の作成等について、本市と協議します。

ア 事前協議の必要書類

- (ア) 事前協議申込書（要綱第1号様式）
- (イ) 生活環境影響調査実施計画書（要綱第2号様式）
- (ウ) 一般廃棄物処理施設設置許可申請書（案）（市細則第13号様式）
- (エ) 設置（変更）許可申請書別紙（要綱第3号様式）
- (オ) 施設設置計画概要書（要綱第4号様式）

事前協議申込書に生活環境影響調査実施計画書、一般廃棄物処理施設設置許可申請書（案）、設置（変更）許可申請書別紙及び施設設置計画概要書を添付し、正本1部を提出してください。控えが必要な場合は、正本の写しを準備してください。電子申請で提出する場合、控えは不要です（URLは5ページ）。

事前協議申込の段階では、一般廃棄物処理施設設置許可申請書が完成していなくても構いませんが、設置計画や維持管理計画、生活環境影響調査の実施等の審査に必要となるため、処理能力計算書、廃棄物保管容量計算書、技術上の基準への対応状況や図面類等、可能な限り書類を揃えてください。

イ 一般廃棄物処理施設設置許可申請書の作成

一般廃棄物処理施設設置許可申請書（市細則第13号様式）に必要事項を記載してください。なお、第3面、第4面については記載する該当者の本籍や現住所等を、略称を用いずに正確に記載してください。

また、設置許可申請書には次ページ（表2-1）に示す書類が必要になります。
上記の様式は、市のホームページからダウンロードできます。

ホームページ URL <http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000013821.html>

（
川崎市のホームページ <http://www.city.kawasaki.jp>
の検索ボックスにキーワード「中間処理施設」を入力して検索
→「川崎市：中間処理施設」→「設置許可・処分業許可」
に掲載の様式集をダウンロード）

表 2-1 申請書の添付書類

	項目	必要書類
1	設置（変更）許可申請書別紙	・要綱第3号様式（104ページ）
2	施設設置計画概要書	・要綱第4号様式（109ページ）
3	施設設置計画書	・処理施設設置の目的、処理施設運転計画、対象廃棄物の性状及び計画発生量、各設備の説明、一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法等を記載した書類
4	付近の見取り図	・周辺事業所及び申請対象施設の範囲が判る図面
5	施設配置図	・各設備の機器類の位置、処理に伴い生ずる排ガス及び排水の排出口、排出先等の位置が判る図面 ・処理施設に係る建屋等が判る図面
6	処理系統図	・処理フロー ・廃棄物及び排ガス、排水等のバランス（物質収支）シート（最大量時、定常運転時） ・機器の処理能力バランスシート
7	設計計算書 (1) 処理能力計算書 (2) 各機器の設計計算書 (3) 排水及び排ガス等に係る排出諸元がわかる設計計算書 (4) 保管場所の容量計算書及び図面 (5) 各種図面	・処理能力を証明する書類、図面 ※処理を行う対象廃棄物の性状等から、処理施設に投入される前の時点において処理することができる一般廃棄物の最大量（可能量）を算出して下さい。 また、稼働時間が8時間以下の場合は8時間稼働で換算し、8時間を超える場合においては、その稼働時間で処理能力を算出して下さい。 計算式に実験データや係数、比重を用いた場合、その根拠となる資料を添付してください。 ・処理を行う廃棄物の量に対して、各機器の選定が十分であることを証明する書類（機器仕様書）、図面 ・設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値（量を含む。）の根拠を証明する書類 ・処理前と処理後において、処理能力の1百分の保管容量が確保されていることを証明する書類（容量計算書）、保管場所の図面 ・各設備の平面図、立面図、断面図、構造図
8	技術上の基準への対応状況	・技術上の基準に適合するための具体的な対応等を記載した書類及び適合していることが判断できる書類、図面等 ※参考資料1 技術上の基準・維持管理の技術上の基準（50ページ）を参照
9	構造計算書	・自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であることが証明できる書類
10	維持管理計画書	・維持管理に関する技術上の基準に適合するための具体的な対応等を記載した書類及び適合していることが判断できる書類、図面 ※参考資料1 技術上の基準・維持管理の技術上の基準（50ページ）を参照 ・排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値及び測定頻度を設定し、記載して下さい。
11	その他参考となる書類（関係法令等に係る証明等）及び図面	

第13号様式

(第1面)

一般廃棄物処理施設設置許可申請書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

申請者

住 所

ふりがな

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者

FAX 番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所	川崎市川崎区宮本町1番1号(宮本町1番地1) ※住居表示(地番表示)			
一般廃棄物処理施設の種類	ごみ処理施設(焼却施設) ※第4面備考欄参照			
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	木くず、紙くず			
着工予定年月日	令和4年12月1日			
使用開始予定年月日	令和5年4月1日			
※許可年月日	年 月 日			
※許可番号				
一般廃棄物処理施設の処理能力	焼却(木くず、紙くず) 36 t/日(24時間) 1.5t/時			
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	別紙3「処理施設の位置」のとおり ※添付書類の番号を記載すること		
	一般廃棄物処理施設の処理方式	ストーカ式		
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	別紙「要綱第3号様式 第1面」のとおり		
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量	排ガス量 65000 m ³ N / 時(湿り) 52000 m ³ N / 時(乾き) 排水量 40m ³ / 日 ※発生しない場合は、発生しない旨を明記すること	
			処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)	総合排水処理設備で処理し、〇〇運河へ放流する。 (別紙「要綱第3号様式 第2面」のとおり) また、排出先の位置等は別紙「排水処理の図面」のとおり
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	別紙「要綱第3号様式 第3面」のとおり ※記載事項が少ない場合は、各数値も記載すること		
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	別紙8~10のとおり			
※事務処理欄				

(第2面)

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状，放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	別紙「要綱第3号様式 第4面」のとおり ※記載事項が少ない場合は、各数値も記載すること
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	別紙「要綱第3号様式 第5面」のとおり ※記載事項が少ない場合は、各数値も記載すること
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	別紙11「焼却施設の維持管理について」のとおり
△災害防止のための計画（一般廃棄物の最終処分場である場合）		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法 （ごみ処理施設の場合）	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	燃え殻及びばいじんは埋立て処分 ※委託処分の場合は委託先の処分方法、 売却の場合は売却先の利用方法を記載すること。
汚泥等の処分方法 （し尿処理施設の場合）	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
△埋立処分の計画（最終処分場の場合）		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		搬入は自社物のためなし。 搬出時間 8:00～16:00 搬出方法 ダンプ

必要書類の作成手順

- 1 **事業計画の確定**
事前相談での打合せ等を参考に、事業計画を確定してください。
- 2 **処理対象廃棄物の性状把握**
事業計画から、処理する廃棄物の性状分析を行なってください。処理施設の種類に応じて分析方法は異なります。なお、性状分析結果をもとに、主要機器の処理能力を算定します。
- 3 **処理フローの作成**
廃棄物の投入から、処理後物の排出までを包括した処理フロー図を作成してください。
- 4 **バランスシートの作成**
廃棄物の投入から、処理後物の排出までを包括したバランスシートを作成します。
処理施設の種類に応じて、廃棄物及び排ガス、排水等のバランス（物質収支）シート（最大時、定常運転時）が必要です。
- 5 **主要機器の確定**
設置する主要機器を確定してください。
- 6 **主要機器の処理能力の算定及び保管容量**
想定される処理対象廃棄物の性状から、処理能力を算定してください。なお、本市ではメーカー一等が作成した一般的な設計計算書ではなく、設置する処理施設で処理することが想定される廃棄物の性状に応じた設計計算書を求めています。また、処理能力は処理施設に投入される前の時点において処理することができる一般廃棄物の最大量（最大処理可能量）で決定されます。
なお、1日の処理能力は、例えば8時から17時まで稼動する場合には9時間稼動と連続的に捉え、昼休み等の一時的な停止も稼動時間に含みます。稼動することとした時間帯以外に処理施設を稼動させることはできません。稼動時間が8時間以下の場合は8時間稼動として算出し、8時間を超える場合においては、その稼動時間で1日の処理能力を算出してください。
また、主要機器の処理能力に関するバランスシートも作成してください。
- 7 **機器仕様書、機器図面等の作成**
処理を行う廃棄物の量に対して、各機器の選定が十分であることを証明する書類として、機器の仕様書、機器図面等を作成してください。
- 8 **保管場所の容量計算書、図面の作成**
処理前と処理後において、それぞれの保管容量が処理能力の1日分確保されていることを示す、容量計算書及び図面を作成してください。
- 9 **生活環境影響調査実施計画書の作成**
主要機器の能力及び事業所のレイアウト等が決定した後、廃棄物指導課と協議のうえで調査項目や調査方法を決定し、生活環境影響調査実施計画書を作成してください。
- 10 **技術上の基準への対応状況**
規則第4条に規定する処理施設の技術上の基準に適合するための具体的な対応状況について記載した書類及び適合していることを証明する書類並びに図面を作成してください。
※参考資料1（50ページ）を参照
- 11 **維持管理に関する計画書**
規則第4条の5に規定する処理施設の維持管理の技術上の基準に適合するための具体的な対応状況について記載した書類及び適合していることを証明する書類及び図面を作成してください。
※参考資料1（50ページ）を参照
- 12 **排出諸元の確定**
規則第3条第1項第5号に規定する設計計算上達成することとした数字を踏まえ、処理施設の排出諸元として定める規則第3条第2項第1号の規定による維持管理計画で達成することとした数値（達成値）を設定してください。

ウ 生活環境影響調査実施計画書の作成

生活環境影響調査の実施にあたっては、まず、廃棄物指導課と協議のうえで生活環境影響調査実施計画書（要綱第2号様式）を作成し、提出して下さい。計画書の作成と調査の実施に当たっては、下記を参考にしてください。

生活環境影響調査の計画と実施

1 生活環境影響調査項目

処理施設の種類及び取り扱う廃棄物の性状を考慮し、調査する項目（大気質、水質、騒音、振動、悪臭及びその他事項）を選択してください。具体的な調査項目については、表 2-2 生活環境影響調査項目と生活環境影響要因を参考にしてください。

調査を不要とした場合は、その理由を付してください。

2 生活環境影響調査手順

生活環境影響調査は、原則として次の手順で行います。

(1) 処理施設の設置計画の策定

設置する処理施設の設置計画の概要を策定します。

(2) 調査項目の選定

設置する処理施設の種類及び計画の概要に応じ、大気質、水質、騒音、振動、悪臭等のうち、生活環境に影響を及ぼすおそれのある項目を選定します。

(3) 現況の把握

選定した生活環境影響調査項目について、周辺地域等の状況を文献調査あるいは現地調査等により把握します。

(4) 環境影響の予測

調査結果をもとに、処理施設の設置による生活環境への影響度を予測します。なお、処理施設を最大負荷で運転した場合の生活環境に対する影響を調査してください。

(5) 環境影響の評価

予測結果をもとに、処理施設の設置による生活環境への影響を評価します。

2-1 焼却施設における煙突排ガスの調査方法

焼却施設の煙突から排出される排ガスについては、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類及び水銀の濃度その他処理する一般廃棄物の種類及び性状から影響が生ずると予想される項目について調査を実施します。

(1) 現況の把握

環境変化の予測や評価をする上での基礎資料とするため、当該処理施設の設置予定場所の周辺地域の自然的・社会的条件項目並びに生活環境影響調査項目の現況を把握します。

(2) 排ガス性状及び量の把握

処理施設を最大負荷で運転した場合の排ガスの性状及び排ガス量について、算出します。

(3) 規制値の把握

大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例等の関係法令により定める規制基準値を把握します。

(4) 達成値の設定

規制値を満足する達成値を設定します。

(5) 周辺環境への影響を調査する。

設計計算上の排ガス諸元から、周辺地域への影響度を算出します。

(6) 総合評価

処理施設の設置による周辺環境への影響を総合的に評価します。

2-2 水質の調査方法

(1) 現況の調査

環境変化の予測や評価をする上での基礎資料とするため、設置予定場所の事業所から公共用水域への放流口における水質を調査します。

(2) 排水の水質及び量の把握

処理施設で使用する薬剤等を考慮し、処理施設から排出される排水の設計計算上の水質及び量を算定します。

(3) 規制値の把握

水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例等の関係法令により定める規制基準値を把握します。

(4) 達成値の設定

規制値を満足する達成値を設定します。

(5) 影響の評価

放流口から水質の濃度に一定以上の影響を及ぼすと想定される範囲を算出し、濃度等について調査します。

(6) 総合評価

処理施設の設置による周辺環境への影響を総合的に評価します。

2-3 騒音及び振動

- (1) 現況の調査
設置予定場所の事業所敷地境界における現況の騒音及び振動を調査します。
調査は原則として、処理施設の稼働により、騒音及び振動の影響を最も受けると想定される敷地境界上及び周辺の人家等の位置において行います。なお、騒音及び振動の影響を最も受けると想定される地点が複数ある場合は、想定される全ての地点で行います。
- (2) 主要設備ごとの定格値を調査
設置する処理施設の各設備における設計計算上の数値(メーカーの製造工場における機側1 mの測定値)を調査します。
- (3) 処理施設騒音・振動の算定
主要設備の騒音・振動の値を合成して処理施設全体の騒音・振動値を算定します。
- (4) 建物の壁等による減衰量の算定
建物の壁等のように、レベルの減衰が見込まれる対象について減衰量を算定します。
- (5) 規制値の把握
騒音規制法、振動規制法、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例等の関係法令により定める規制基準値を把握します。
- (6) 達成値の設定
規制値を満足する達成値を設定します。
- (7) 敷地境界における影響度の算定
(3)で算定した合成騒音について、壁等による減衰及び敷地境界における距離減衰を算定します。
- (8) 敷地境界における現況の値と処理施設の稼働による想定値との合成値算定
敷地境界における現況の値(暗騒音、暗振動)と処理施設の稼働による想定値との合成値を算出します。
- (9) 総合評価
処理施設の設置による周辺環境への影響を総合的に評価します。

2-4 悪臭の調査方法

特定悪臭物質濃度及び臭気指数その他必要な項目について調査します。

- (1) 調査対象項目の算定
処理施設の稼働に伴い生じる悪臭物質を選定します。対象は、排ガス中の塩素分やアンモニア等の臭気を伴う性状のガスや、臭気を伴う薬剤等です。
- (2) 現況の調査
調査対象物質について現況を調査します。敷地境界、排出口等を対象とします。
- (3) 発生源の想定
調査の対象とする設備や薬剤等の種類や量などについて把握します。
- (4) 規制値の把握
悪臭防止法、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例等の関係法令により定める規制基準値を把握します。
- (5) 達成値の設定
規制値を満足する達成値を設定します。
- (6) 影響度の評価
大気汚染の評価方法に準じて評価します。
- (7) 総合評価
処理施設の設置による周辺環境への影響を総合的に評価します。

2-5 廃棄物運搬車両による影響の調査方法

- (1) 現況の調査
搬出入道路として使用する周辺道路における通行車両台数を調査します。
- (2) 搬出入車両台数の算定
処理施設の稼働に伴い走行する車両の種類及び台数を算定します。
- (3) 影響度の評価
搬出入車両の排ガスによるNOx、SPM及び騒音、振動についての影響度を評価します。
- (4) 総合評価
処理施設の設置による周辺環境への影響を総合的に評価します。

表 2-2 生活環境影響調査項目と生活環境影響要因

【調査項目及び要因】			焼却	破碎
大 気 質	二酸化窒素 (NO ₂)	施設の稼動	○	
	二酸化硫黄 (SO ₂)		○	
	浮遊粒子状物質 (SPM)		○	
	塩化水素 (HCl)		○	
	ダイオキシン類		○	
	粉じん			○
	水銀		○	
	その他必要な項目		○	
	二酸化窒素 (NO ₂)		運搬車両の走行	○
	浮遊粒子状物質 (SPM)	○		○
	その他必要な項目	○		○
水 質	pH	施設排水の排出	○	○
	BOD 又は COD		○	○
	浮遊物質 (SS)		○	○
	全窒素 (T-N)		○	○
	全リン (T-P)		○	○
	ダイオキシン類		○	○
	その他必要な項目		○	
騒 音	騒音レベル	施設の稼動	○	○
		運搬車両の走行	○	○
振 動	振動レベル	施設の稼動	○	○
		運搬車両の走行	○	○
悪 臭	特定悪臭物質濃度、臭気指数	施設からの悪臭の漏洩	○	○
		煙突排ガス	○	
そ の 他	特に必要な項目	低周波音等	○	

※ 焼却施設、破碎施設の生活環境調査を行う際の標準的な調査項目について示します。その他の施設については、別途相談してください。

(3) 生活環境影響調査の実施

生活環境影響調査実施計画書について本市の了承を得られた後、調査等を実施し、生活環境影響調査書（任意様式）を作成して下さい。生活環境影響調査書は許可申請時に提出します。生活環境影響調査書に記載すべき項目を表2-3に示します。

表2-3 生活環境影響調査書に記載すべき項目

生活環境影響調査書	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境影響調査項目の現況及びその把握の方法 ・当該処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握した水象、気象その他自然的条件及び人口、土地利用その他社会的条件の現況並びにその把握の方法 ・当該処理施設を設置することにより予測される生活影響環境調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法 ・当該処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を分析した結果 ・大気質、水質、騒音、振動又は悪臭のうち、これらに係る事項を生活環境影響調査項目に含めなかったもの及びその理由 ・当該処理施設を設置することにより周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査に関して参考となる事項
-----------	---

(4) 設置許可申請

事前協議終了後、設置許可申請を行うことができます。

許可申請の必要書類

- ア 一般廃棄物処理施設設置許可申請書（市細則第13号様式128ページ）
- イ 証明書類（参考資料2 設置許可等に関する要綱別表2（70ページ））
- ウ 生活環境影響調査書

事前協議で案を提出していただいた一般廃棄物処理施設設置許可申請書に証明書類及び生活環境影響調査書を添付して、正本1部、その写し1部の計2部を提出して下さい。提出された許可申請書のうち、正本の写しはお返しします。電子申請で提出する場合、控えは不要です（URLは5ページ）。

焼却施設等については、告示・縦覧等に用いる部数を含め20部提出して下さい。また、必要に応じ、申請書等の要約書の提出を求めることがあります。

(5) 設置許可申請から許可証の交付までの手続

設置許可申請から許可証の交付までの審査に関しては図2-2に示す審査概要フローに従って審査を行います。なお、焼却施設及びその他市長が必要と認める施設については、告示・縦覧から専門家会議からの意見聴取までの審査が加わります。

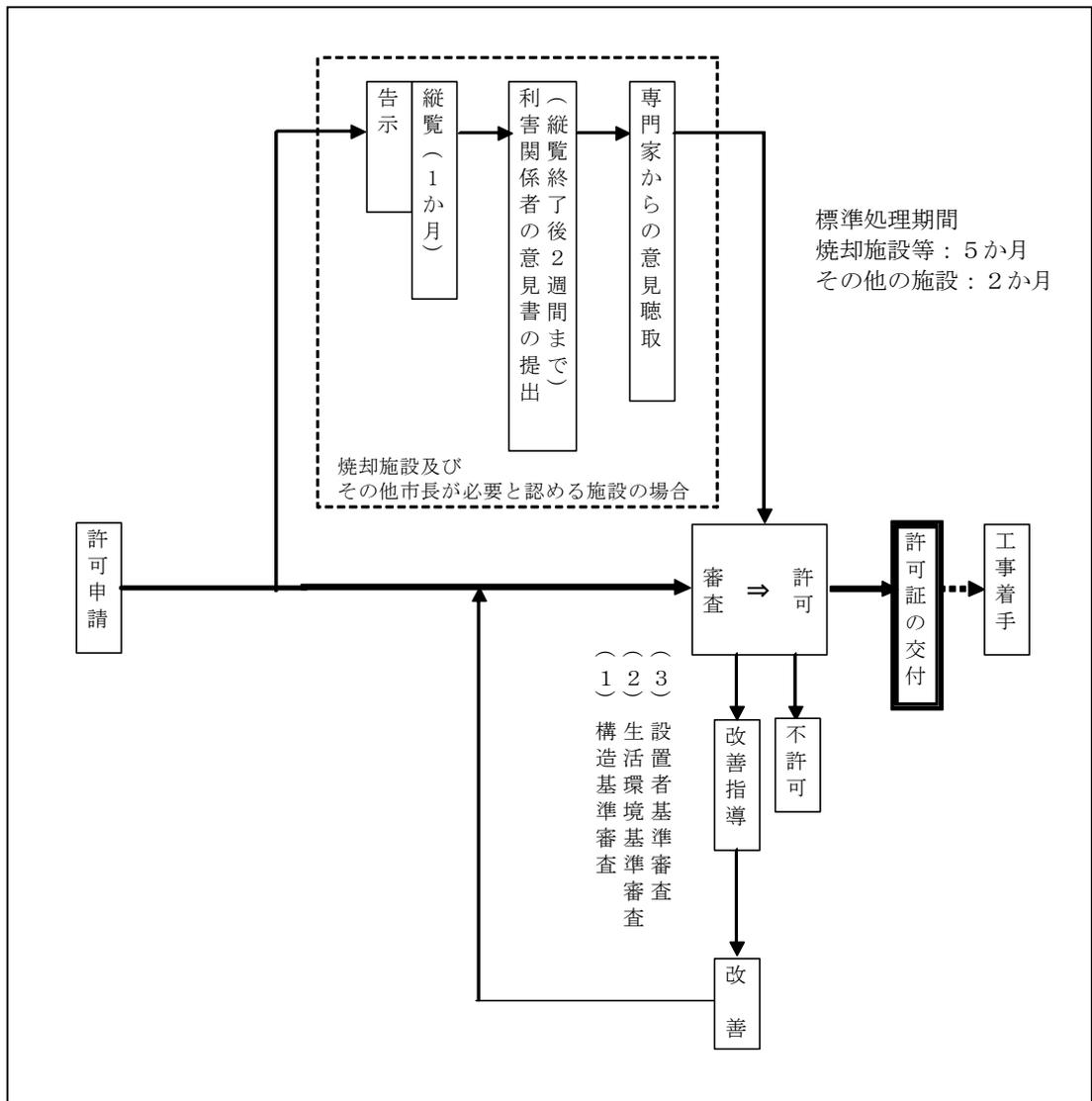


図 2-2 処理施設の審査概要フロー

ア 申請書の告示・縦覧（焼却施設等）

焼却施設等を設置する場合は、法第8条第4項の規定により、受理された申請書類及び生活環境影響調査書は公衆の縦覧に供することになります。詳細については、参考資料2「設置許可等に関する要綱」第4章（64ページ）及び参考資料3「告示及び縦覧実施要領」（73ページ）を参照してください。

(7) 告示

上記要領に基づき対象事業の名称、申請年月日、申請者に係る事項等、必要事項等を告示します。

告示日は、告示に係る事務処理に日数を要するため、許可申請日から10日以上後の日になります。

(4) 縦覧

要領に定める縦覧場所において告示の日から1か月間縦覧します。

(7) 関係自治体からの意見聴取

処理施設の設置に関し生活環境保全上の関係がある市町村の長に、申請書及び生活環境影響調査書の写しを送付し、期間を指定して当該市町村長の生活環境保全上の見地からの意見を聴くことになります。

イ 利害関係者の意見書（焼却施設等）

法第8条第6項の規定により、当該処理施設の設置に関し利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）から、縦覧期間が満了した日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、「生活環境の保全上の見地からの意見書」（以下「意見書」という。）が市長に提出されることがあります。

なお、意見書として採用したものは、専門的知識を有する者（以下「専門家」という。）の意見聴取の際に提示するとともに、必要に応じて申請者にも提示します。

ウ 専門家からの意見聴取（焼却施設等）

法第8条の2第3項の規定により、利害関係者からの意見書の提出期間が満了した日以降に、申請計画が周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであるか否かについて、廃棄物の処理、大気質、水質、騒音、振動及び悪臭に関する専門家の意見聴取を行うため、川崎市廃棄物処理施設専門家会議を開催します。詳細については、参考資料2「設置許可等に関する要綱」第5章（65ページ）及び参考資料4「附属機関設置条例」（75ページ）、参考資料5「専門家会議組織運営要綱（77ページ）」を参照してください。

(7) 専門家会議の開催

専門家会議の開催にあたり、設置者には申請書及び生活環境影響調査書の内容を要約した書類及び図面その他必要な資料の作成をしていただきます。

専門家会議では、申請者に処理施設の概要説明及び生活環境影響調査結果について説明していただきます。

なお、専門家会議は、複数回にわたる場合があります。

(4) 専門家会議での意見に基づく改善指導

専門家会議において、生活環境保全上の意見が出された場合、あるいは生活環境に与える影響等に対する追加資料等の求めがあった場合には、会議での意見等に基づき改善指導を行う場合があります。

なお、改善指導を行う場合には、期限を定めて回答を求めます。

改善指導に対する回答が提出されたあと、回答内容を精査し、十分な内容であると判断された場合には、設置許可に係る審査会を開催します。なお、回答内容が不十分な場合には、再度の改善を求める場合があります。

(7) 事前視察、事後視察

専門家会議において円滑な意見聴取等が行われるように申請計画地の事前視察を、また、専門家会議において出された生活環境保全上の意見が施設の使用開始後に反映されているかを確認するために事後視察を行う場合があります。

エ 審査（設置許可等に関する要綱第18条）

本市において、処理施設の設置に関する審査会を実施します。

(7) 審査の内容

a 構造基準（法第8条の2第1項第1号）

当該処理施設が構造基準に適合しているかどうかを申請書、添付書類、図面に基づき審査します。

b 生活環境基準（法第8条の2第1項第2号）

当該処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が、当該処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び生活環境の保全に関して特に適正な配慮が必要と認められる周辺の施設について適正な配慮がなされたものであるかどうかを、申請書及び生活環境影響調査書に基づいて審査します。

なお、焼却施設等の場合は、利害関係者の意見書及び専門家の意見を考慮し審査します。

c 設置者基準（法第8条の2第1項第3号及び第4号）

当該申請者が設置者基準に適合しているかどうかを申請書、添付書類に基づき審査します。

(イ) 改善指導又は不許可

審査の結果、改善が必要であると判断した場合は、改善を指導します。改善されない場合、設置者基準に適合しない場合は不許可となります。

(ウ) 再審査

改善指導に従い、変更した場合は、申請書等を再審査します。

オ 許可証の交付（設置許可等に関する要綱第23条）

審査の結果、当該申請が審査基準に適合していると認められる場合は、許可の申請に対し、許可証を交付します。

カ 工事着工

許可証の交付を受けた後でなければ工事を着工することができません。

(6) 使用前検査申請から使用前検査済証の交付までの手續

設置した処理施設を使用するためには、使用前検査を受け、使用前検査済証の交付を受けなければなりません。使用前検査に係る手續は、図2-3に示す手続きフローに従って行います。詳細については、参考資料6「使用前検査実施要領」（79ページ）を参照してください。

なお、使用前検査済証が交付されるまでの間は、試運転又は使用前検査以外の目的で施設を使用することはできません。

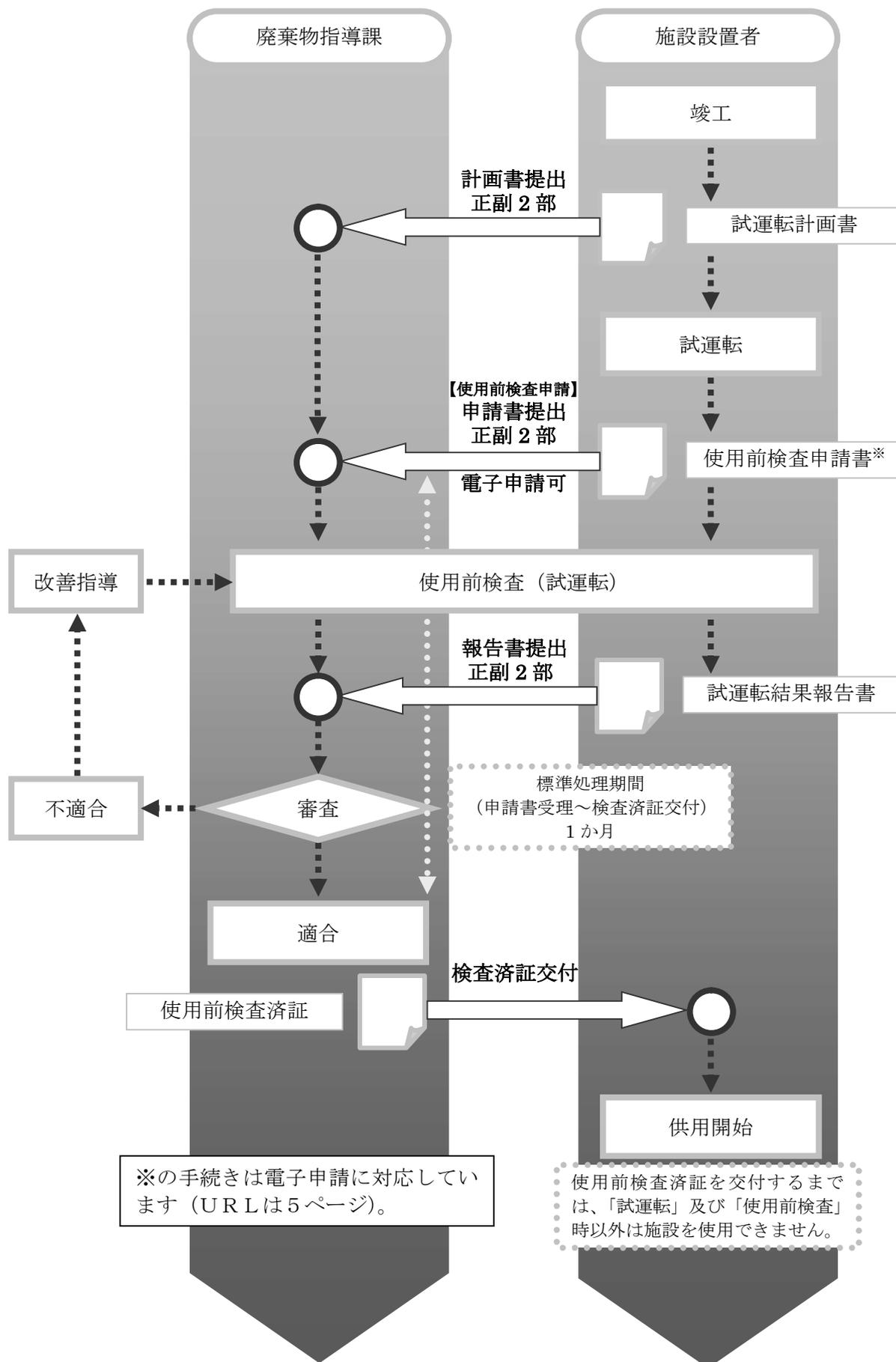


図 2-3 竣工から供用開始までの手続きフロー

ア 試運転計画書の提出

試運転計画書を提出し、廃棄物指導課の確認を得た後、機能検査等のための試運転を行ってください。試運転は許可した処理能力（最大処理能力）で行ってください。試運転計画書には、以下の項目を明記し、川崎市長あてに提出してください。試運転計画書は任意様式となります。

なお、試運転期間においては、他人の廃棄物を受託して処理することはできませんので、処理する廃棄物と同じ性状のもの（原則有価物）を用いて試運転を行ってください。

- (ア) 処理施設の許可年月日及び許可番号
- (イ) 処理施設の種類及び処理能力
- (ウ) 処理施設において処理する廃棄物の種類
- (エ) 試運転の目的
- (オ) 試運転の予定期間・試運転中のスケジュール（使用前検査を含む。）
- (カ) 試運転の方法
- (キ) 試運転で確認する項目（処理能力、環境測定項目・測定方法等）
※環境測定は、自社測定もしくは委託業者による測定のどちらで行うかを明記して下さい。
- (ク) 試運転に使用する物の種類及び量（外部から持ち込む場合は搬入先を明記）
- (ケ) 試運転で発生した処理後の廃棄物の処分方法及び処分先
- (コ) その他必要な事項
- (サ) 帳簿の雛型

イ 使用前検査の申請

使用前検査を受けるためには、処理施設の竣工後に使用前検査申請書(市細則第20号様式)によって、申請しなければなりません。検査日については、廃棄物指導課と協議してください。

使用前検査の申請書には、以下の書類を添付して下さい。

- (ア) 事業所及び処理施設の配置図
- (イ) 処理フロー
- (ウ) 竣工図面（各設備の平面図、立面図、機器仕様図）
- (エ) 主要機器及び保管場所の表示の写真
- (オ) 処理後の廃棄物の処理に関する収集運搬業者及び処分業者との委託契約書及び許可証の写し（売却する場合は売買契約書の写し）（仮契約を含む。）
- (カ) 廃棄物処理施設技術管理者設置等報告書の写し
- (キ) 処理施設の概要
- (ク) 試運転時の測定データ（環境測定データ、処理量、処理能力等）
- (ケ) 試運転時の稼動状況（測定機器のログデータ等）
- (コ) 処理能力の確認
- (サ) その他必要な事項

ウ 使用前検査（法第8条の2第5項）

使用前検査では、設置許可の申請の際に提出された書類、図面等との相違を確認するとともに、当該処理施設が申請書に記載された設置に関する計画に適合しているかどうかを以下の項目によって確認します。

なお、使用前検査時には設置者又は技術管理者の立会いが必要です。

- (ア) 処理施設の概要
- (イ) 設置機器（申請どおり設置されているかどうか）
- (ウ) 試運転時の測定データ等（環境測定データ、処理量等）
- (エ) 試運転時の稼動状況（測定機器のログデータ等）
- (オ) 処理能力の確認
- (カ) その他必要な事項

使用前検査の中止について

なお、次の場合には使用前検査を中止します

- (ア) 設置された処理施設が、申請書の内容と大幅に異なる場合
- (イ) 処理施設の能力が申請書と大幅に異なる場合
- (ウ) 維持管理計画に定めた達成値を満たすことができない場合
- (エ) その他検査の遂行が困難な場合

エ 試運転結果報告書の提出

試運転終了後に、下記項目を明記（添付）した試運転結果報告書を川崎市長あてに提出してください。試運転結果報告書は任意様式になります。

- (ア) 試運転の実施期間
 - (イ) 試運転で確認した項目（処理能力、環境測定項目・測定方法（※）等）
 - (ウ) 試運転で使用した物の種類及び量
 - (エ) 試運転で発生した処理後の廃棄物の処分方法及び処分先
 - (オ) 試運転で使用した帳簿の写し
 - (カ) その他必要な事項
- （※）環境測定を自社で行う場合は、測定風景の写真や測定値が分かる測定画面写真を添付してください。

オ 審査

(ア) 審査の内容

当該処理施設が申請書に記載された設置に関する計画に適合しているかどうかを使用
前検査の結果及び試運転結果報告書を基に審査します。

(イ) 改善指導

審査の結果、設置に関する計画に適合していない点があると認められ、軽微変更等により改善が必要であると判断した場合は、改善を指導します。改善が確認されるまでは、再審査を行いません。

(ウ) 再審査

改善指導に従い改善をした場合は、再検査を行い、改善を確認した後に再審査を行います。

カ 使用前検査済証の交付

審査の結果、処理施設が設置に関する計画に適合していると認められた場合は、市細則第24条の規定により、廃棄物処理施設使用前検査済証（市細則第21号様式）を交付します。交付後、処理施設の使用が可能となります。

第3章 一般廃棄物処理施設の変更の手續

1 処理施設に係る変更

処理施設設置者が、処理施設に関する変更を行う場合には、変更の内容によって、設置工事に着手する前に変更許可を受けなければなりません。

変更許可に該当する事項は、規則第5条の2に定められており、それらの項目が1項目でも該当する場合には、変更許可の手續が必要で、また、同条に該当しない事項の変更は、軽微変更の届出が必要です。

変更の内容が変更許可に該当しない軽微な変更であると想定される場合であっても、生活環境への負荷等によっては変更許可に該当すると判断する場合がありますので、処理施設の変更を計画した時点で、必ず廃棄物指導課に事前相談を行ってください。

なお、処理施設を設置し、廃棄物の処分を業として営んでいる場合には、処理施設の変更（軽微変更を含む）にあたり、処分業の変更の手續も必要となる場合があります。

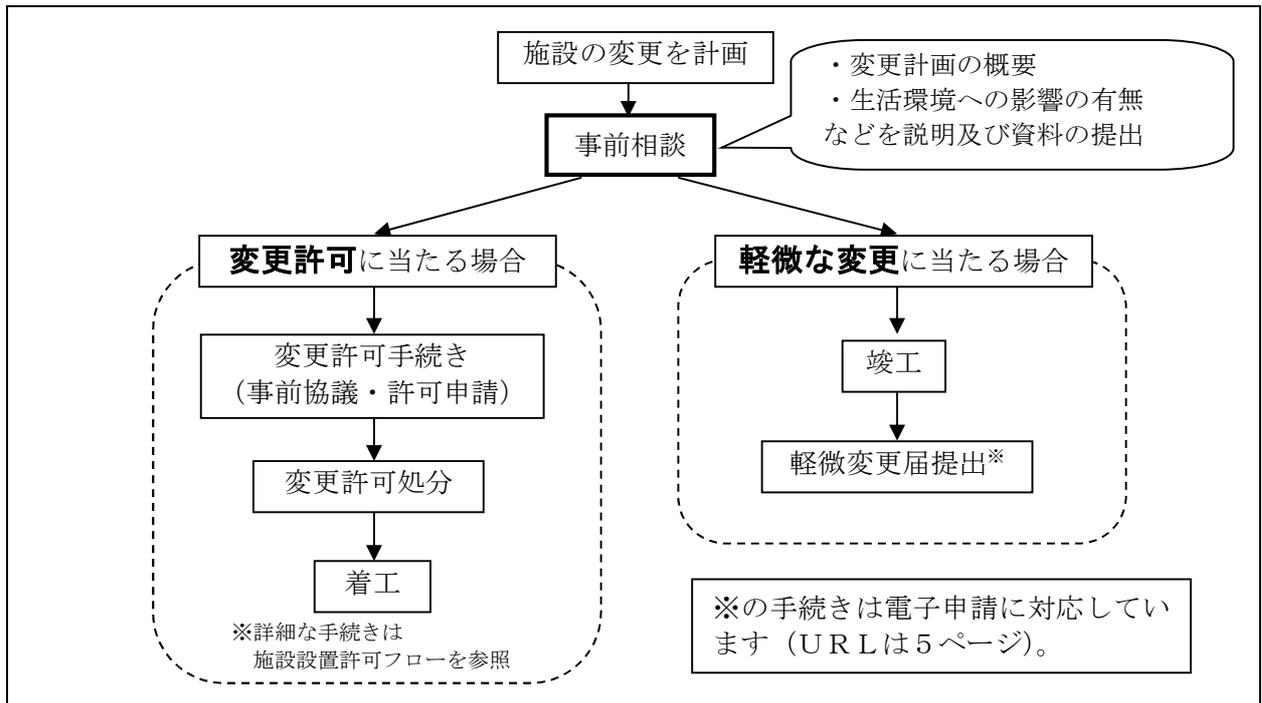


図3-1 変更の手續きフロー

○ 事前相談の際に提出する資料について

(1) 中核設備以外の設備の更新・追加を行う場合

- ・機器の仕様書、設備の図面、変更後の配置図等
- ・敷地境界上で生活環境への影響がどの程度発生するかを示す資料（設置する設備の仕様を元に、変更後の騒音レベル、振動レベルの予測を行ったものなど）等を提出してください。

(2) 保管場所の変更を行う場合

- ・変更前と変更後の保管容量の一覧表
- ・変更後の保管容量計算書
- ・変更前と変更後の保管場所の位置を示す配置図等を提出してください。

(3) その他の変更

変更計画の概要や図面等を提出してください。

2 処理施設の変更許可申請

(1) 変更許可の対象となる事項

処理施設の設置者は、表 3-1 に示す法第8条第2項第4号から第7号までに定める事項を変更する場合には、法第9条第1項の規定により変更の許可を受けなければなりません。

表 3-1 一般廃棄物処理施設の変更の対象となる事項

事 項	変 更 内 容
処理する一般廃棄物の種類 (法第8条第2項第4号)	
処理能力(法第8条第2項第5号)	・処理能力の10%以上の増加
位置、構造等の設置に関する計画 (法第8条第2項第6号)	<ul style="list-style-type: none"> ・処理施設の位置又は処理施設の処理方式 ・処理施設の構造及び設備に係る変更のうち、中核設備※の変更。<u>なお、中核設備には、処理能力を決定する要素となっている設備を含みます。</u> ※中核設備の一例(規則第5条の2第1項第3号) 焼却施設・・・燃焼室 高速堆肥化処理施設・・・発酵槽 破碎施設・・・破碎機 し尿処理施設・・・嫌気性消化処理設備など ・処理施設の構造及び設備の変更に伴い設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値の変化により、生活環境への負荷を増大させる変更 ・処理に伴い生ずる排ガス又は排水の排出の方法又は量の増大に係る変更
維持管理に関する計画 (法第8条第2項第7号)	<ul style="list-style-type: none"> ・排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値の変更。(周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられるもののみを行う場合を除く。) ・排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項の変更(ただし、測定頻度を増加する場合を除く。) ・その他処理施設の維持管理に関する事項の変更

※ 変更内容により、新規許可となる場合があります。

(2) 変更許可申請に係る手續

変更許可申請に係る手續は、設置許可申請に準じて行いますので、第2章を参照してください。

ただし、変更許可申請に必要な書類については設置許可申請と一部異なりますので、(3)を参照してください。処理施設の変更事項が、変更許可又は軽微変更のいずれかに該当するかを次(図3-2)に示します。

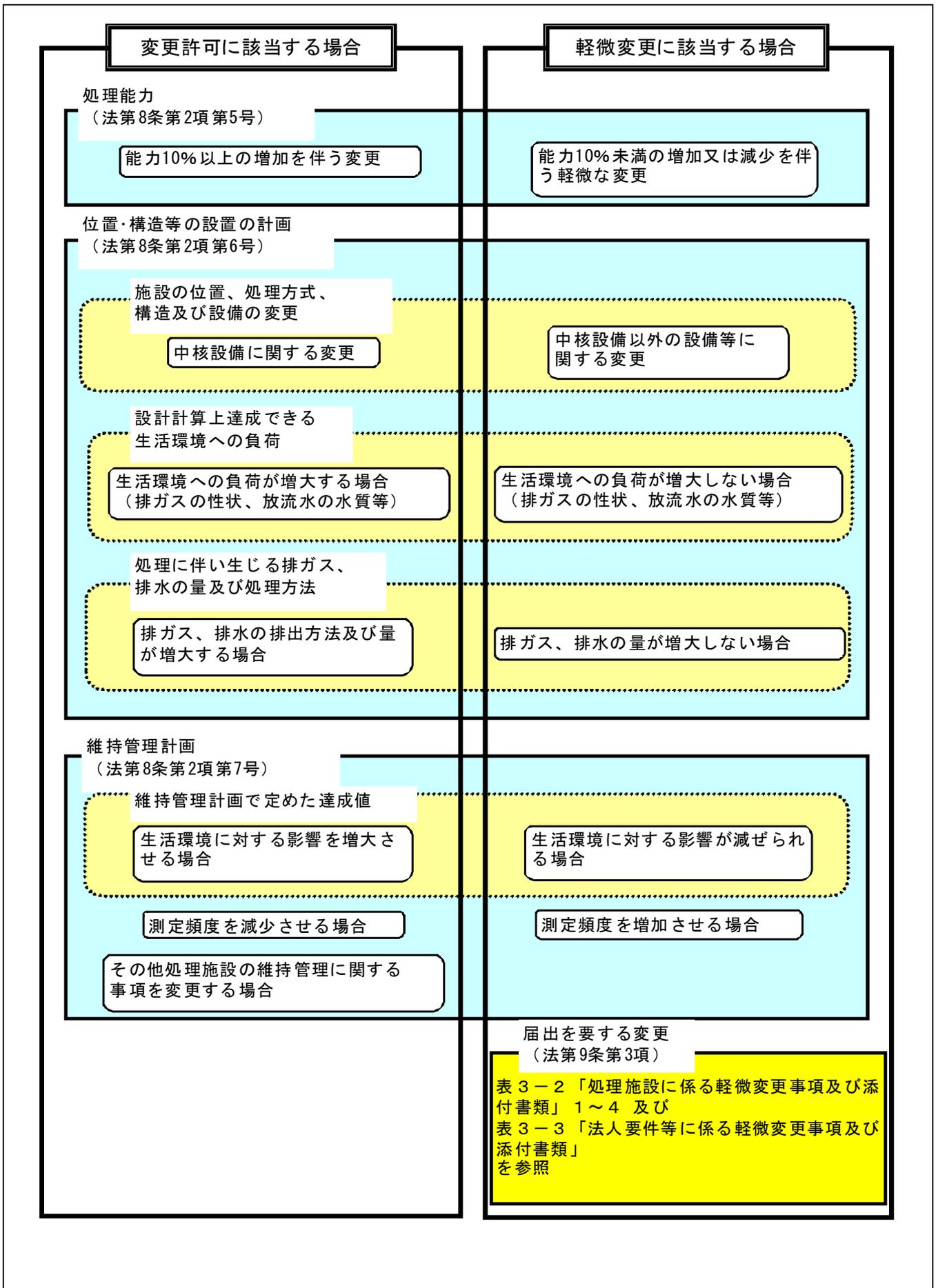


図 3-2 変更許可又は軽微変更となる事例

(3) 変更許可申請に必要な書類

変更許可の場合は、設置許可申請書ではなく、変更許可申請書を提出していただきます。一般廃棄物処理施設変更許可申請書（市細則第14号様式）に、必要事項を記載してください。第1面の記載例を次のページに示します。第2面、第3面については記載する該当者の本籍や現住所等を、略称を用いずに正確に記載してください。

また、設置許可申請と同様に、10ページの表2-1に示す書類が必要となります。それぞれ、必要に応じて、変更前と変更後の状況が比較できる書類を添付して提出してください。

申請の流れや書類の作成手順については、第2章を参照してください。

第14号様式

(第1面)

一般廃棄物処理施設変更許可申請書		年 月 日	
(宛先) 川崎市長			
		申請者 住 所 ふりがな 氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号 担当者 FAX 番号	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>			
一般廃棄物処理施設の設置の場所	川崎市川崎区宮本町1番1号(宮本町1番地1) ※住居表示(地番表示)		
一般廃棄物処理施設の種 類	ごみ処理施設(焼却施設) ※第3面備考欄参照		
設置の許可の年月日及び許可番号	令和2年1月15日 第2468号 ※設置許可証に記載されている許可年月日、許可番号を記載		
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	変更無し	
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変更前	変更後
		焼却(木くず、紙くず) 40 t/日(24時間)	焼却(木くず、紙くず) 48 t/日(24時間)
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画	施設の位置 添付資料5のとおり ※記載してある添付書類の番号を記載 施設の構造 申請書別紙(要綱第3号様式)第1面のとおり ※申請書別紙(要綱第3号様式・104ページ)第1面に施設の構造及び設備を記載	
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画	変更無し		
変 更 の 理 由	助燃装置の設置により、処理能力が増大する。 ※変更の理由について詳細に記載		
着 工 予 定 年 月 日	令和5年 1月31日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	令和5年 3月11日		
※許 可 の 年 月 日	年 月 日		
※許 可 番 号			
※事 務 処 理 欄			

3 軽微変更等の届出

(1) 軽微変更等の届出事項

処理施設の設置者は、処理施設の軽微な変更（法第9条第1項ただし書き、規則第5条の2及び法第9条第3項、規則第5条の4）を行った場合には、法第9条第3項、規則第5条の4の2規定により、遅滞なく市長に届け出なければなりません。

届出の対象となる事項は、処理施設の変更であって、変更許可を要しないもの、設置者（法人の場合）における代表者や役員等（以下「法人要件等」）の変更があります。

正本1部、その写し1部の計2部を提出してください。提出された届出書のうち、写し1部はお返しします。電子申請で提出する場合、控えは不要です（URLは5ページ）。

ア 処理施設に係る変更

処理施設に係る変更のうち、表3-2に示す変更許可に該当しない軽微な変更を行った場合には、必要な書類を添えて届け出なければなりません。

ただし、規則第5条の2に係る事項については、変更許可に該当しない軽微な変更であると想定される場合であっても、生活環境への負荷等によっては変更許可に該当する場合がありますので、処理施設の変更を行う前に、事前相談が必要になります。

また、関係法令等の手續きは8ページにある所管課に確認してください。

表 3-2 処理施設に係る軽微変更事項及び添付書類

	軽微変更事項	添付書類
1	ごみ処理施設・・・処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法 し尿処理施設・・・汚泥等の処分方法 最終処分場・・・埋立処分の計画及び災害防止のための計画 (規則第5条の4第1号、第2号、第3号)	<ul style="list-style-type: none"> 変更の理由及び変更後の処分方法又は計画を記載した書類 変更した日
2	一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項 (規則第5条の4第4号)	<ul style="list-style-type: none"> 変更の理由及び変更後の搬入及び搬出の時間及び方法を記載した書類
3	着工予定年月日及び使用開始年月日 (規則第5条の4第5号)	<ul style="list-style-type: none"> 変更の理由及び変更後の年月日を記載した書類
4	処理施設の廃止・休止・再開 (法第9条第3項)	<ul style="list-style-type: none"> 廃止の場合は、交付した許可証等
5	処理施設の位置、構造等の設置に関する計画の変更のうち、変更許可に該当しない事項 (規則第5条の2)	<ul style="list-style-type: none"> 変更の理由、概要 変更した日 変更後の設置に関する計画を記載した書類 変更後の当該処理施設の構造を明らかにする設計計算書 変更許可に該当しないことを示す書類等 保管場所変更の添付書類はP23参照
6	処理施設の維持管理に関する計画の変更のうち、変更許可に該当しない事項 (規則第5条の2)	<ul style="list-style-type: none"> 変更の理由、概要 変更した日 変更後の維持管理に関する計画を記載した書類 変更許可に該当しないことを示す書類等

イ 法人要件等に関する変更

設置者である法人の代表者や役員等の法人要件等に関する変更については、軽微変更に該当しますので、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書により届け出なければなりません。届出書には、表3-3に掲げる書類を添付してください。

ただし、社名の変更については、法人格が変更されない名称のみの変更であれば軽微な変更として取り扱いますが、法人格が変更される場合は、第4章に示す合併又は分割の認可が必要になりますので、設置者（法人）の合併又は分割を予定している場合は、事前に廃棄物指導課に相談してください。

表 3-3 法人要件等に係る軽微変更事項及び添付書類

軽微変更事項		必要添付書類*1			備考
		・定款又は寄付行為の謄本	・登記事項証明書	・住民票の写し*2 <u>本籍記載のものを添付してください。</u>	
1	設置者の名称（氏名）及び住所	○ (設置者が法人の場合)	○ (設置者が法人の場合)	○ (設置者が個人の場合)	
2	代表者（設置者が法人の場合）	○	○	○	氏名にふりがなをふった新旧対照表（任意様式）を添付してください。
3	法定代理人		○*4	○	
4	役員及び使用人*3		○*5	○	
5	発行株式総数の5%以上の株式を有する株主及び5%以上の額に相当する出資をしている者		○*4 (株主等が法人の場合)	○ (株主等が個人の場合)	

*1 必要添付書類（定款又は寄附行為の謄本除く）は、発行後3か月以内のものを提出してください。

*2 住民票の写しについて

外国人の場合は、住民基本台帳に規定する国籍等の記載のあるものを添付してください

また、住所が外国にあり、日本国籍を有するものは「戸籍の附票の写し（本籍記載のもの）」を添付してください。電子申請で提出する場合であっても、『交付を受けた書類（原本の写し）』の提出が別途必要です。

*3 役員・・・業務を執行する社員、取締役又はこれに準ずる者をいい、相談役、監査役、顧問その他名称を問わず、役員と同等以上の支配力を有する者（いわゆる執行役、支配人等）を含みます。なお、登記簿に記載された役員は、常勤及び非常勤の別を問わず、すべて対象となります。

使用人・・・令第4条の7に定める使用人であって、本店の代表者、支店の代表者、事業所等（川崎市内に限らない）における廃棄物の処理に関する契約締結権限を有する者をいいます。

*4 新たに法定代理人、又は株式5%以上保有の株主になった法人の登記事項証明書が必要となります。

*5 登記事項証明書について

電子申請で提出する場合であっても、『登記所で交付を受けた書類（謄本の写し）』の提出が別途必要です。使用人の変更では登記事項証明書は不要です。

(2) 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書の記載事項

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書（市細則第22号様式、143ページ）に変更する事項を記載し、必要な添付書類を添えて本市に提出してください。次ページに、記載例を示しますので、参考にしてください。

第22号様式

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書		年 月 日	
(あて先) 川崎市長		届出者 住 所 ふりがな 氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号 担当者 FAX 番号	
一般廃棄物処理施設の軽微変更等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。			
一般廃棄物処理施設の名称			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種 類			
許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第 号	
変更の内容	△軽微な変更	※下記以外の変更(変更許可に該当しない変更、廃止、休止、再開)	
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名の変更	※表 3-3 1~2 に該当する変更 (法人の名称や住所の変更、代表者の変更)	
	△省令第5条の4に掲げる事項の変更 (同条第6号関係を除く。)	※表 3-2 1~3 に該当する変更 (処理後物の処分方法など、搬出入時間及び方法、着工予定年月日及び使用開始年月日の変更)	
	省令第5条の4第6号に掲げる事項		
	(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 籍 住 所
			※表 3-3 3~5 に該当する変更 (役員、使用人、法定代理人、5%以上の株主又は出資者の変更)
廃止若しくは休止又は再開の理由	(廃止・休止・再開の別)		
廃止若しくは休止又は再開の年月日	年 月 日		
※事務処理欄			
備考			
1 ※欄は、記入しないでください。 2 △印の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。 3 「省令第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させてください。			

第4章 譲受け・借受け、合併・分割、相続の手続

処理施設を譲受け又は借受けようとする者は譲受け等の許可、法人の合併又は分割により処理施設を使用する者は合併又は分割の認可、また処理施設の相続を行った場合は相続の届出が必要です。

1 譲受け又は借受けの許可申請の手続

処理施設の設置者（以下「許可施設設置者」という。）から、処理施設を譲受け、又は借受けようとする者は、法第9条の5の規定により事前に許可を受けなければなりません。

図4-1の処理施設の譲受け、又は借受けの許可を受けるための手続フローを参考にしてください。

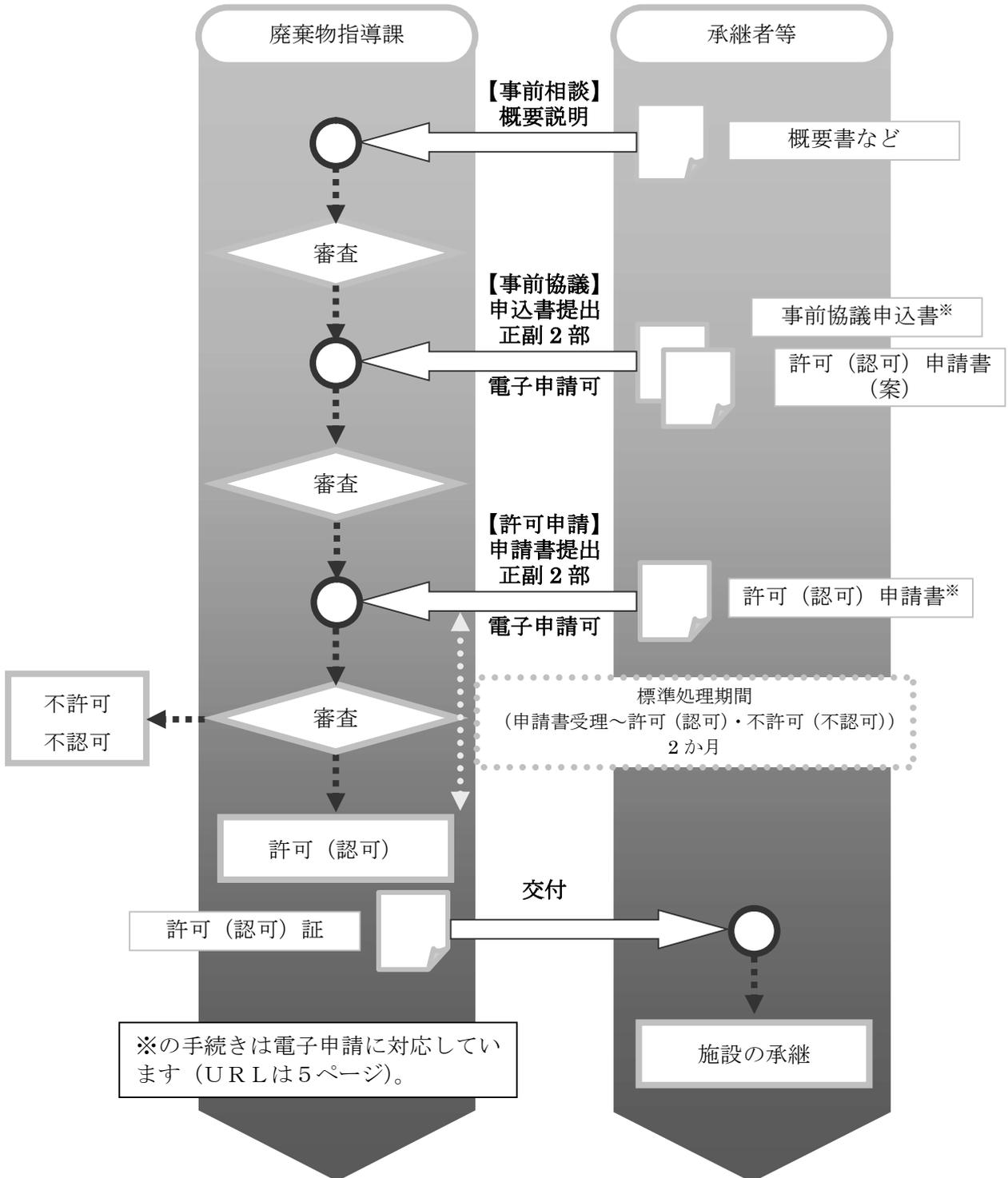


図 4-1 譲受け等の許可(認可)申請手続概要フロー

(1) 事前相談・事前協議

処理施設の譲受け、又は借受けにあたっては、本市と事前相談を行い、必要な手続きを確認してください。その後、許可申請に必要な書類を揃えていただいた後、事前協議を行います。

事前協議申込書（要綱第1号様式、93ページ）及び譲受け等の許可申請書（案）（市細則第16号様式、135ページ）に必要事項を記載し、提出してください。

なお、譲受け等の許可申請書の第2面、第3面については、記載する該当者の本籍や現住所等を、略称を用いずに正確に記入してください。

(2) 譲受け等の許可申請について

事前協議終了後、譲受け等の許可申請を行うことができます。

譲受け等の許可申請を行う場合は、参考資料2「設置許可等に関する要綱」別表2（70ページ）に掲げる証明書類を添付して、譲受け等の許可申請書の正本1部、その写し（副本）1部の計2部を提出してください。提出された許可申請書のうち、正本の写しはお返しします。電子申請で提出する場合、控えは不要です（URLは5ページ）。

(3) 審査に係る標準処理期間（設置許可等に関する要綱第28条）

ア 申請書類の受理から許可証の交付まで通常2か月を要します。

イ 審査の段階で不備な点があると認められた場合は、これらの点について改善を求めますので、適切に改善されるまでの期間が標準処理期間にさらに加算されます。

(4) 許可証の交付（設置許可等に関する要綱第23条）

審査の結果、当該申請が許可基準に適合していると認められる場合は、許可の申請に対し、許可証を交付します。

2 合併又は分割の認可申請の手続

許可施設設置者である法人が、合併又は分割により法人格が変更になる場合は、法第9条の6の規定により事前に認可を受けなければなりません。認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該処理施設を承継した法人は、許可施設設置者の地位を承継します。合併又は分割の認可を受けようとする者は、図4-1に示す手続概要フローに従い、認可申請を行う必要があります。

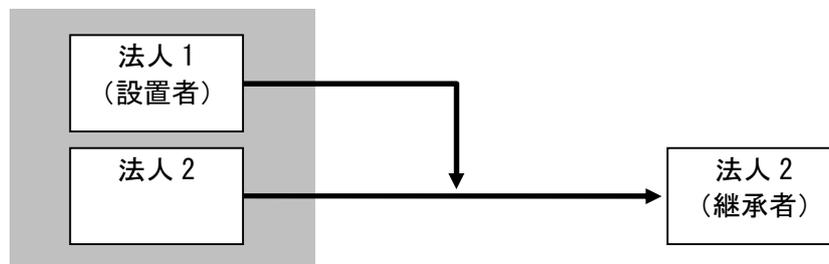
(1) 合併又は分割で認可が必要な場合

ア 合併の認可が必要な場合

複数の法人が合併し、合併前の設置者である法人と合併後の存続法人とでは法人格が異なる場合

(7) 吸収合併型

設置者（法人1）とは法人格が異なる法人2と合併し、法人2が存続会社となる場合

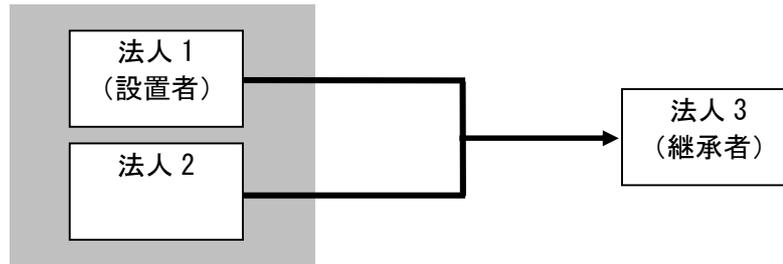


申請者は法人1及び法人2

図 4-2 吸収合併型

(イ) 新設合併型

設置者（法人1）と法人2が合併し、法人格が異なる法人3が存続会社となる場合



申請者は法人1及び法人2

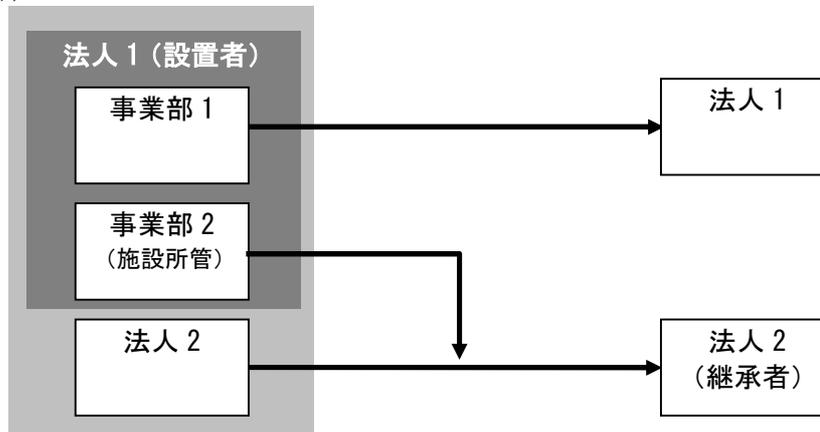
図 4-3 新設合併型

イ 分割の認可が必要な場合

設置者である法人が分割され、分割前の法人と分割後の設置者である存続法人とでは法人格が異なる場合

(7) 吸収分割型

法人1が分割し、法人1とは法人格が異なる法人2に吸収され、法人2が施設承継者となる場合



申請者は法人1及び法人2

図 4-4 吸収分割型

(イ) 新設分割型

法人1が分離し、法人1とは法人格が異なる法人2が施設継承者となる場合

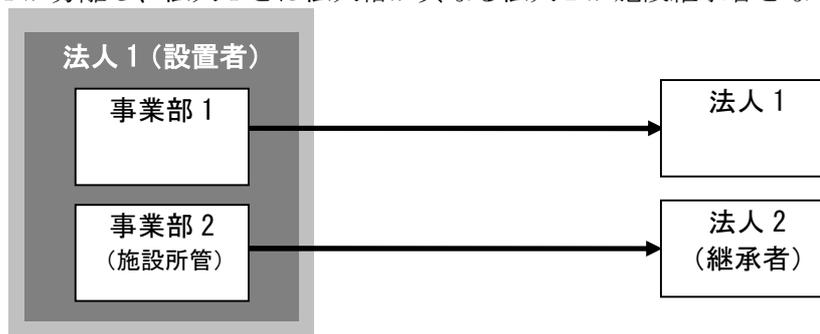


図 4-5 新設分割型

(2) 事前相談・事前協議

処理施設の合併又は分割にあたっては、本市と事前相談を行い、必要な手続きを確認してください。その後、認可申請に必要な書類を揃えていただいた後、事前協議を行います。

事前協議申込書（要綱第1号様式、93ページ）及び合併・分割認可申請書（案）（市細則第18号様式、138ページ）に必要な事項を記載し、提出してください。

なお、合併・分割認可申請書の第2面、第3面については、記載する該当者の本籍や現住所

等を、略称を用いずに正確に記入してください。

(3) 合併又は分割の認可申請について

事前協議終了後、合併又は分割の認可申請を行うことができます。

合併又は分割の認可申請を行う場合は、参考資料2「設置許可等に関する要綱」別表2（70ページ）に掲げる証明書類を添付して、合併又は分割の認可申請書の正本1部、その写し（副本）1部の計2部を提出してください。提出された認可申請書のうち、正本の写しはお返ししません。証明書類は、廃棄物処理施設を承継する者に関するものを提出して下さい。電子申請で提出する場合、控えは不要です（URLは5ページ）。

(4) 審査に係る標準処理期間（設置許可等に関する要綱第28条）

ア 合併又は分割の認可は申請書類の受理から認可証の交付まで通常2か月を要します。

イ 審査の段階で不備な点があると認められた場合は、これらの点について改善を求めますので、適切に改善されるまでの期間が標準処理期間にさらに加算されます。

(5) 認可証の交付（設置許可等に関する要綱第23条）

審査の結果、当該申請が認可基準に適合していると認められる場合は、認可の申請に対し、認可証を交付します。

3 相続の届出の手続

許可施設設置者について相続があったときは、法第9条の7第2項の規定により、相続に必要な届出をしなければなりません。相続人は許可施設設置者の地位を承継しますので、許可施設設置者の地位を承継した相続人は、相続の日から30日以内に相続の届出が必要です。

(1) 相続の届出

相続の届出書（市細則第23号様式、145ページ）に必要な事項を記載し、表4-1届出書に必要な添付書類に示す書類を添付して提出してください。

なお、相続の届出書の第2面については、記載する該当者の本籍や現住所等は、略称等を用いずに正確に記載してください。

表 4-1 届出書に必要な添付書類

添付書類		内容
1	被相続人との続柄を証する書類	
2	相続人に関する書類	・住民票の写し（本籍地、筆頭者記載のもの）※
3	処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	・資金計画書（要綱第7号様式、123ページ）
4	資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	・資産調書（要綱第8号様式、124ページ） ・所得税の確定申告書の写し（直前3年のもの）
5	申請者が法第7条第5項第4号イ～ルに該当しない旨を記載した書類	・誓約書（要綱第5号様式、122ページ）
6	相続人が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合	法定代理人に関する書類 ・住民票の写し（本籍地、筆頭者記載のもの）※
7	使用人（工場長、支店長等）がある場合	使用人（工場長、支店長等）に関する書類 ・住民票の写し（本籍地、筆頭者記載のもの）※

※電子申請で提出する場合であっても、原本の提出が別途必要です。

第5章 維持管理

処理施設の設置者は、規則で定める維持管理に関する技術上の基準（参考資料1、50ページ）及び当該処理施設を設置または変更の許可を受けた際に申請書に記載した維持管理に関する計画に従い、処理施設を適正に維持管理しなければなりません。

1 維持管理に関する手続

処理施設の維持管理を行う上で、以下のような届出等の手続が必要となりますので、遅滞なく届出をおこなってください。

(1) 廃棄物処理施設技術管理者の設置（法第21条及び市細則第30条）

ア 処理施設の設置者は、処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければなりません。ただし、設置者が自ら技術管理者となる場合は、この限りではありません。

技術管理者には、その管理に係る処理施設の維持管理に関して法第8条の3に規定する維持管理基準に係る違反が行われないように、処理施設を維持管理する他の職員を監督することが義務付けられています。

イ 技術管理者を置いた事業者（設置者が自ら技術管理者として管理する場合を含む。）又は技術管理者を変更した事業者は、当該事実の発生の日から30日以内に「廃棄物処理施設技術管理者設置等報告書」（市細則第26号様式、147ページ）を市長に提出しなければなりません。

ウ 技術管理者の資格に関して、本市では、技術管理者等の資格等に関する指針（参考資料8、88ページ参照）に基づき、技術管理者認定講習（実施機関：財団法人 日本環境衛生センター）を修了し資格を取得していただいています。

(2) 軽微変更等の届出（規則第5条の4及び第5条の4の2）

処理施設の軽微な変更を行うときは、遅滞なく「一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書」（市細則第22号様式、143ページ）を市長に提出しなければなりません。詳細については29ページを参照してください。

(3) 事故時の報告（法21条の2及び設置許可等に関する要綱第25条）

処理施設の設置者は、設備の破損又はその他の事故が発生した場合、施設において処理する廃棄物又はこれらの処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散、流出、地下浸透、発散することによる生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を直ちに講じるとともに、速やかにその事故等の概要及び講じた措置の概要を記載した「特定処理施設事故等報告書」（要綱第13号様式、127ページ）を市長に提出しなければなりません。

(4) 欠格要件に係る届出（法9条第6項）

処理施設の設置者は、欠格要件に該当するに至った場合は、該当するに至った日から2週間以内に、「一般廃棄物処理施設の設置者の欠格要件に係る届出書」（市細則第22条の2様式、144ページ）を提出してください。欠格要件は、次ページの図5-1を参照してください。

申請者、役員、使用人、法定代理人などが次に該当する場合

心身の故障により業務を適切に行うことができない者(法第7条第5項第4号イ)

破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(法第7条第5項第4号ロ)

拘禁刑以上の刑に処せられてから5年を経過しない者(法第7条第5項第4号ハ)

右記の法律違反によって罰金の刑に処せられてから5年を経過しない者(法第7条第5項第4号ニ)

廃棄物処理業、浄化槽清掃業の許可を取り消されてから5年を経過しない者(法第7条第5項第4号ホ)
(事業の廃止をした場合も含まれる(法第7条第5項第4号ヘ、ト))

不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者(法第7条第5項第4号チ)

- 1 生活環境保全を目的とする法令
 - ・ 廃棄物処理法
 - ・ 浄化槽法
 - ・ 大気汚染防止法
 - ・ 騒音規制法
 - ・ 海洋汚染防止法
 - ・ 水質汚濁防止法
 - ・ 悪臭防止法
 - ・ 振動規制法
 - ・ バーゼル法
 - ・ ダイオキシン類対策特別措置法
 - ・ PCB特別措置法
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
- 3 暴力行為等処罰ニ関スル法律
- 4 刑法
 - ・ 第204条(傷害)
 - ・ 第206条(現場助勢)
 - ・ 第208条(暴力)
 - ・ 第208条の2
(凶器準備集合及び結集)
 - ・ 第222条(脅迫)
 - ・ 第247条(背任)

※詳細は参考資料9(91ページ)を参照してください。

図 5-1 欠格要件に該当する者

2 維持管理において行うべき事項

(1) 帳簿の作成

ア 事業者自らが処理する場合の帳簿の記載事項

事業者が自ら処理する場合は、適正な処理を担保するために、処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとに、表5-1に示した事項を記載した帳簿を備え付けてください。

イ 一般廃棄物処分業を営む場合の帳簿の記載事項

一般廃棄物の処分業を行う場合には、規則第2条の5に定める帳簿が必要になります。帳簿の記載事項を表5-1に示します。

ウ 帳簿の保存等

- (ア) 事業場ごとに備え付けてください。
- (イ) 毎月末までに、前月中における記載必要事項を記載してください。
- (ウ) 帳簿は、1年ごとに閉鎖してください。
- (エ) 帳簿は、閉鎖後5年間事業場ごとに保存してください。

表 5-1 帳簿の記載事項

		自ら処分する場合	処分業を行う場合
1	処分	・処分年月日	・受入れ年月日 ・受入先ごとの受入量
		・処分方法ごとの処分量 ・処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量	
2	運搬	自ら	・運搬年月日 ・運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 ・積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
3		委託	・委託年月日 ・受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 ・運搬先ごとの委託量
4	処分の委託及び売却		【処分の委託の場合】 ・委託年月日 ・受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 ・受託者ごとの委託の内容及び委託量 【売却の場合】 ・売却先及び売却量

※運搬、運搬の委託、処分又は処分の委託に係る一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれている場合は、石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物に係るものを明らかにすること。

(2) 処理施設の維持管理に関する記録（法第8条の3第2項、法第8条の4）

ア 点検等の記録（規則第4条の5第1項第16号、第4条の7）

処理施設の設置者は、処理施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置（事故時の報告等）の記録を作成し、3年間保存しなければなりません。

イ 維持管理情報の公表及び閲覧（規則第4条の5の2、第4条の5の3、第4条の6）

焼却施設等の設置者は、処理施設の維持管理に関する計画及び維持管理の状況に関する情報について、情報が得られた日の属する月の翌月の末日に公表し、公表日から3年を経過する日までの間、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければなりません。

また、これらの情報を記録したものを、情報が得られた日等の属する月の翌月の末日に処理施設（処理施設に備え置くことが困難である場合は、処理施設の設置者の最寄の事務所）に備え置き、備え置いた日から3年を経過する日までの間、閲覧に供さなければなりません。当該施設に関し生活環境の保全上利害関係を有するものの閲覧の求めがあった場合は、正当な理由なしに閲覧を拒むことはできません。

主な対象施設における維持管理に関して記録する事項及び公表事項を表5-2に示します。

表 5-2 維持管理に関して記録する事項及び公表事項（規則第4条5の2、第4条の7）

焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。）の記録事項	焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設に限る）の記録事項
<p>処分した廃棄物の各月ごとの種類及び数量</p> <p>次の A から J に係る以下の項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定を行った位置 ・測定結果の得られた年月日 ・測定結果 <p>A 燃焼室中の燃焼ガスの温度</p> <p>B 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏 200℃以下に冷却できる場合は、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）</p> <p>C 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度</p> <p>D ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合は、焼成炉中の温度</p> <p>E 保管設備に搬入もしくは搬出しようとする場合の固形燃焼の水分、温度及び外観</p> <p>F 保管設備に搬入した固形燃料の水分及び温度</p> <p>G 固形燃料をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いて保管する場合は、容器毎の固形燃料の温度</p> <p>H 固形燃料をサイロその他閉鎖された場所に保管する場合は、保管設備内の温度及び一酸化炭素濃度</p> <p>I 規則第4条第1項第7号ワの規定による保管場所に固形燃料を保管する場合は、保管設備内の温度</p> <p>J 規則第4条第1項第7号カの規定による保管場所に固形燃料を保管する場合は、保管設備内の温度、一酸化炭素その他保管場所を適切に管理するために必要な項目</p>	<p>処分した廃棄物の各月ごとの種類及び数量</p> <p>次の M 及び N に係る以下の項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定を行った位置 ・測定結果の得られた年月日 ・測定結果 <p>M 改質設備中のガス温度</p> <p>N 除去設備に流入する改質ガスの温度（除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね摂氏 200℃以下に冷却できる場合は、除去設備内で冷却された改質ガスの温度）</p>
<p>冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日</p>	<p>冷却設備及び除去設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日</p>
<p>次の K 及び L に係る以下の項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定を行った位置 ・測定結果の得られた年月日 ・測定結果 <p>K 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度（年1回以上の測定）</p> <p>L 煙突から排出される排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物に係るものに限る。）（6月に1回以上の測定）</p>	<p>次の O 及び P に係る以下の項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排ガスを採取した位置 ・排ガスを採取した年月日 ・測定結果の得られた年月日 ・測定結果 <p>O 除去設備の出口における改質ガス中のダイオキシン類の濃度（年1回以上の測定）</p> <p>P 除去設備の出口における改質ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素の濃度（6月に1回以上の測定）</p>
<p>規則第4条の5第1項第2号マ(1)及びケ(2)の規定による保管設備内の清掃を行った年月日</p>	

※電気炉等を用いた焼却施設に関しては、規則第4条の7第1項第3号をご確認ください

(3) 一般廃棄物の保管基準

ア 市町村から収集、運搬又は処分の委託を受けた場合の保管基準

市町村から収集、運搬又は処分の委託を受けた事業者は、表 5-3 に示す基準に従って、生活環境の保全上支障のないように一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を含む。）を保管しなければなりません。

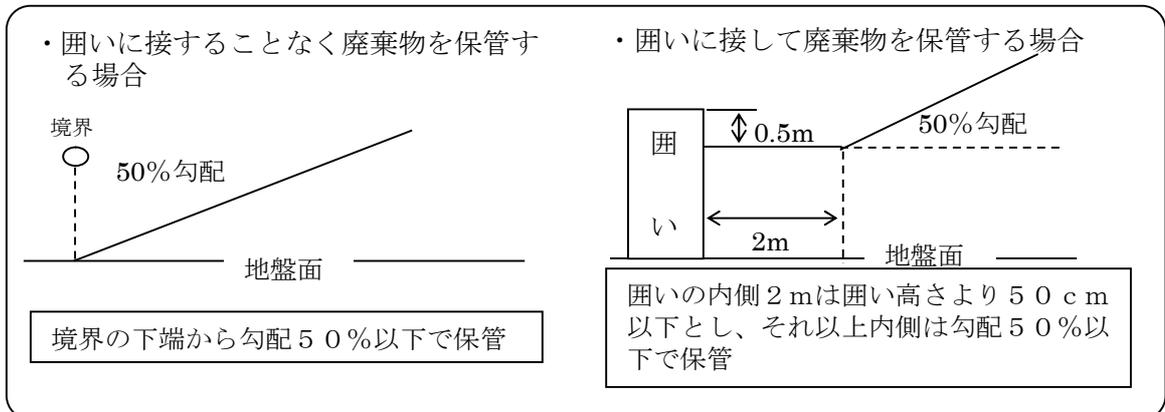
表 5-3 委託する場合の保管基準

	一般廃棄物及び特別管理一般廃棄物の保管（共通）基準 (法第6条の2第2項、令第3条第2号ハ)
共通基準	<p>(ア) 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。</p> <p>a 周囲に囲い（保管する一般廃棄物の荷重が直接囲いに係る構造である場合にあっては荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。</p> <p>b 見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた<u>掲示板（図5-3）</u>が設けられていること。</p> <p>(a) 縦横それぞれ 60 cm 以上であること。</p> <p>(b) 次に掲げる事項を表示したものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の保管の場所である旨 ・保管する一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。） ・保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先 ・屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、最大積み上げ高さ <p>(イ) 保管の場所から一般廃棄物が飛散・流出・地下浸透し、また悪臭が発散しないよう次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>a 一般廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。</p> <p>b 屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合は、積み上げられた一般廃棄物の高さが<u>環境省令で定める高さ（保管高さ制限）（図5-2）</u>を超えないようにすること。</p> <p>c その他必要な措置</p> <p>(ウ) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。</p> <p>(エ) 石綿含有一般廃棄物については、石綿含有一般廃棄物がその他のものと混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。</p>
個別基準	<p>特別管理一般廃棄物の保管基準の保管（個別）基準 (法第6条の2第3項、令第4条の2第2号イ)</p> <p>(オ) 特別管理一般廃棄物に他のものが混入するおそれのないように仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。</p> <p>ただし、以下の場合は除く。</p> <p>a 特定施設排出物（①火床面積 0.5m² 以上又は処理能力 50kg/h 以上の廃棄物焼却炉から生じたばいじん又は燃え殻 ②亜鉛回収の用に供する施設のうち、精製施設、排ガス洗浄施設又は湿式集じん施設を有する事業場において生じた汚泥）と、特定管理一般廃棄物又は産業廃棄物であるもの以外の特定施設排出物とを混合する場合であって、当該廃棄物以外の物が混入するおそれがなく、かつ、混合した廃棄物の全量を溶融設備を用いて溶融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により処理する場合。</p> <p>b 感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物とが混合する場合であって、当該感染性廃棄物以外のものが混入するおそれのない場合。</p> <p>(カ) 当該特別管理一般廃棄物の種類に応じて以下のとおり措置を講ずること。</p> <p>a 国内における日常生活に伴って生じた[①廃エアコンディショナー②廃テレビジョン受信機③廃電子レンジ]に含まれるポリ塩化ビフェニルを使用する部品にあっては、腐食防止のための必要な措置</p> <p>b ばいじんにあっては、当該ばいじんの固化の防止のために必要な措置</p> <p>c 感染性一般廃棄物にあっては、冷蔵すること等、腐敗防止のために必要な措置</p>

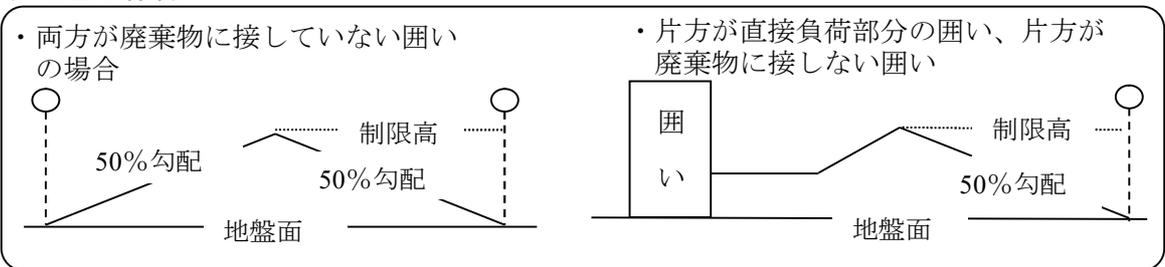
イ 廃棄物の保管高さ制限

屋外で容器を用いずに廃棄物を保管する場合、次の(7)に示す高さ上限が適用されます。なお、50%勾配とは、起点から水平距離2mに対して垂直に1m上昇する勾配をいいます。

(7) 高さ上限の基準



(イ) 適正な保管



(ウ) 不適正な保管

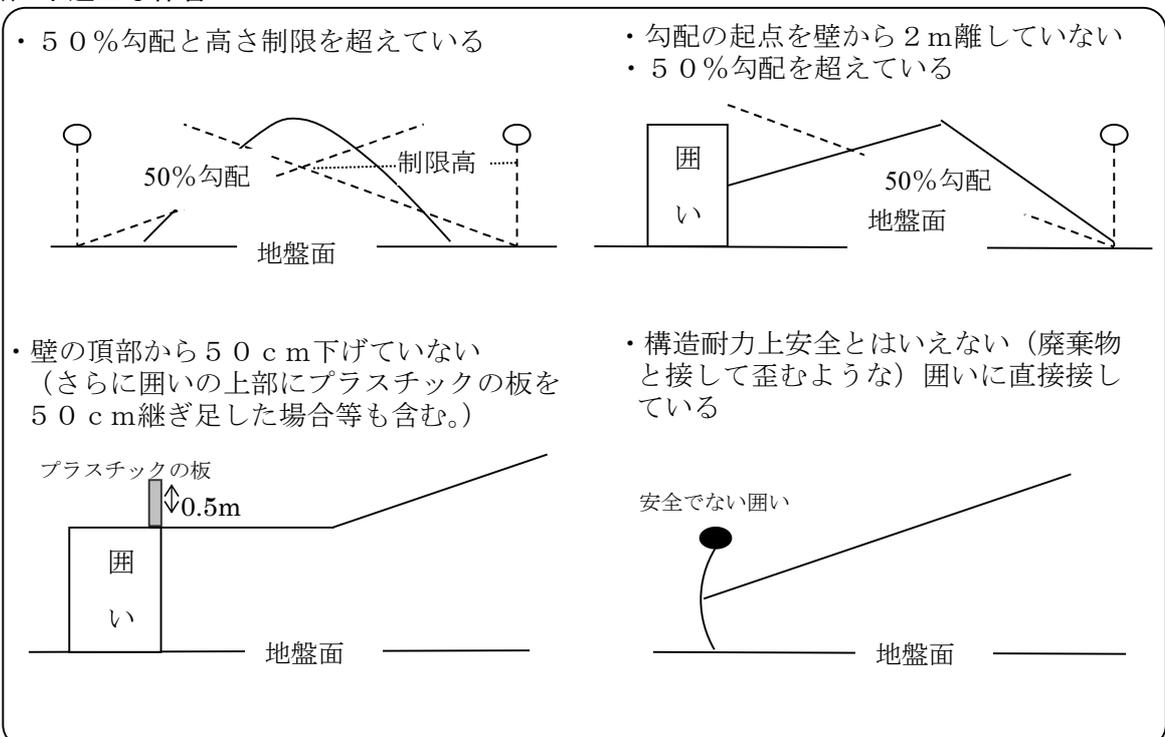


図 5-2 屋外における保管高さ



処理前の一般廃棄物の保管場所	
名称、代表者	(株)川崎工業 代表者 川崎 太郎
本社所在地	川崎市川崎区〇〇町 1
管理者氏名	川崎 五郎
連絡先電話番号	044-〇〇〇-〇〇〇
一般廃棄物の種類	木くず
最大保管高さ	3m
最大保管量	30m ³

図 5-3 保管施設表示板の例

3 定期検査（法第8条の2の2）

1時間あたりの処理能力が200kg以上又は火格子面積が2m²以上のごみ処理施設のうち焼却施設の設置者は当該施設について、定期検査を受けなければなりません。定期検査では当該施設が技術上の基準に適合しているかどうかについて検査を行います。

(1) 対象施設

一般廃棄物の焼却施設

(2) 定期検査の期間

定期検査は設置許可申請に係る使用前検査を受けた日、直近において行われた変更許可申請に係る使用前検査を受けた日又は直近において行われた定期検査を受けた日のうちいずれか遅い日から5年3か月以内に受けなければなりません。

(3) 定期検査の申請の手続き

定期検査を受けようとする場合は、あらかじめ、一般廃棄物処理施設定期検査申請書（市細則第21号様式の2、148ページ）に必要事項を記入し、市長に提出してください。

(4) 定期検査結果の通知

定期検査後、検査の結果を通知いたします。検査の結果、改善が必要であると認められた場合は改善指導を行います。

第6章 処理施設の廃止・休止・再開等の手続き

1 廃止

(1) 廃止の届出

処理施設を廃止する場合は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書（市細則第22号様式、143ページ）に廃止の理由及び廃止年月日等を記載し、当該施設に係るすべての設置許可証と使用前検査済証等を添付して提出してください。

(2) 廃止した焼却施設の取扱いについて

ア 撤去

廃止した焼却施設については、すみやかに撤去してください。すみやかに撤去できない場合は、次のウに示す管理を行ってください。

イ 焼却炉を解体する場合の手続

廃止届を提出した後、焼却炉を解体する場合には、「川崎市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」に基づく届出が必要になります。

同要綱では、解体工事に着手する前に計画書を提出する必要がありますので、事前に環境局環境対策部環境対策推進課と協議してください。

また、本市への届出以外にも、所管の労働基準監督署に対し、「労働安全衛生規則」に基づく解体工事計画の届出等が必要となりますので、別途手続きを行ってください。

ウ 管理

焼却施設の解体工事を行うまでの間、ばいじん等の飛散及び流出による環境汚染を防止するため、以下の管理を行ってください。

(7) 投入口及び灰出し口の閉止等

投入口及び灰出し口は締め切り状態にしておき、また、焼却施設内に雨水が入らないように施設の開口部を覆ってください。

(4) 焼却施設に残っている燃え殻等の除去

焼却施設に燃え殻やばいじん等が残っているときは、すみやかに除去してください。

除去した燃え殻やばいじん等は、処理するまでの間、蓋付き容器等に入れて飛散しないように保管してください。

2 休止の届出

処理施設を休止する場合は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書（市細則第22号様式、143ページ）に休止の理由及び休止年月日等を記載して提出してください。

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書の記載事項については、29ページを参照してください。

3 再開の届出

処理施設を再開する場合は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書（市細則第22号様式、143ページ）に再開の理由及び再開年月日等を記載して提出してください。

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書の記載事項については、29ページを参照してください。

4 許可証及び認可証の再交付の申請

一般廃棄物処理施設の許可証や認可証を亡失し、損傷し、又は汚損したときは、すみやかに再交付の申請を行ってください。

なお、許可証や認可証の再交付を受けた後、亡失した許可証等を発見した場合はすみやかに返却してください。

第7章 熱回収施設設置者認定

一般廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するものを設置している者は、熱回収施設設置者認定を受けることができます。

1 熱回収施設設置者の認定手続き

(1) 事前協議

認定を受けようとする場合は、事前協議が必要となります。事前協議では、認定の申請に向けた申請書類の作成について、本市と協議します。事前協議申込書（要綱第1号様式、93ページ）及び熱回収施設設置者認定申請書（案）（市細則33号様式、149ページ）を提出してください。申請書には表7-1に示す添付書類が必要となります。

なお、熱回収施設設置者認定制度について、「廃棄物熱回収施設設置者マニュアル」が環境省から発行されていますので申請書を作成する上で参考にしてください。

表7-1 熱回収施設設置者認定申請書の添付書類（規則第5条の5の5、第5条の5の6等）

項目	必要書類
1 各種図面	・当該熱回収施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図
2 処理工程図	・熱回収設備フロー図（熱利用を行っている処理工程及び計装機器に関する状況が分かる図面を添付すること。）
3 設計計算書	
(1)物質収支計算書	・物質収支を示す図面
(2)熱収支計算書	・燃焼条件 ・物質収支及び熱収支計算式
(3)熱収支図	・熱収支を示す図面
(4)設備機器の仕様	・設備機器及び関係設備の仕様（熱回収に供している関連設備を示すとともに、各設備の仕様を記載すること。）
4 付近の見取り図	・付近の見取り図（当該熱回収施設周辺の建物、搬入・搬出経路、雨水等の放流先を記載すること。）
5 熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類	・当該熱回収施設に投入される廃棄物の総熱量と燃料の総熱量を示す書類（計画値） ・熱回収率の算定根拠を示す書類 ・熱収支図
6 当該熱回収施設における過去一年間の熱回収の内容に関する書類	・過去一年間に当該熱回収施設において処分した一般廃棄物の種類、熱回収の方法、熱回収率について記載した書類
7 当該熱回収施設について一般廃棄物処理施設の許可を受けていることを証する書類	・一般廃棄物処理施設設置許可証の写し
8 技術上の基準への対応状況	・技術上の基準に適合するための具体的な対応等を記載した書類及び適合していることが判断できる書類、図面等 ※参考資料1（50ページ）を参照

(2) 熱回収施設設置者認定の申請

事前協議終了後、熱回収施設設置者認定の申請を行うことができます。事前協議で提出していただいた熱回収施設設置者認定申請書を正本1部、その写し1部の計2部を提出してください。提出された申請書のうち、写しはお返しします。電子申請で提出する場合、控えは不要です（URLは5ページ）。

熱回収施設設置者認定申請から認定証の交付までの流れについて図7に示します。

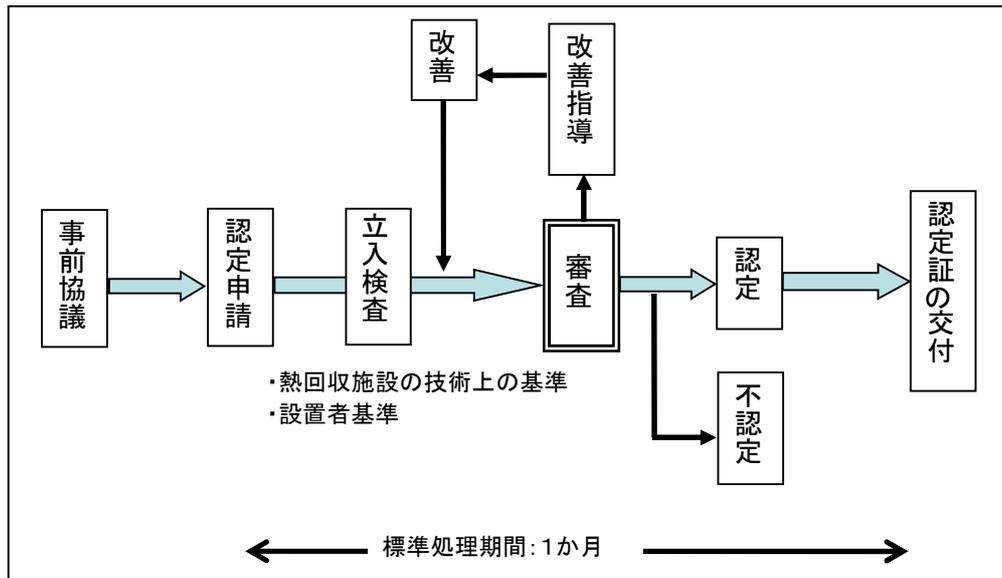


図7 熱回収施設設置者認定申請から認定証の交付までの流れ

(3) 認定申請手数料

熱回収施設設置者認定の申請には、申請手数料^{※1}が必要です。新規申請の場合は33,000円、更新申請の場合（更新については、49ページ参照）は20,000円です。

申請手数料は、認定申請の際に納付書の交付を受け、その日のうちに本市の指定する金融機関^{※2}に納入して下さい。申請の受付時間は9時から11時までの間、及び13時から15時までの間としています。

※1 申請手数料は、申請を取り下げた場合又は不許可になった場合にあっても返還することができません。

※2 川崎市役所本庁舎3階に横浜銀行の窓口があります。手数料は現金での納入となります。

(4) 熱回収施設設置者認定の審査

本市において、熱回収施設設置者認定に関する審査を実施します。

ア 審査の内容

(7) 熱回収施設の技術上の基準（規則第5条の5の6）

熱回収施設が技術上の基準に適合しているかどうかを申請書、添付書類に基づき審査します。

(4) 設置者基準（規則第5条の5の7）

申請者が設置者基準に適合しているかどうかを申請書、添付書類に基づき審査します。

イ 改善指導又は不認定

審査の結果、改善が必要であると判断された場合は、改善を指導します。また、基準に適合しない場合には不認定となることがあります。

ウ 再審査

改善指導に従い、変更した場合は、申請書等を再審査します。

(5) 認定証の交付

審査の結果、当該申請が審査基準に適合していると認められる場合は、認定の申請に対し、認定証を発行します。

2 熱回収施設設置者認定取得後の手続き等

(1) 熱回収施設設置者認定の更新（法第9条の2の4第2項）

熱回収施設の認定は5年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失います。更新の手続きについては新規熱回収施設設置者認定の手続きの方法に準じます。ただし、更新認定の申請にあたっては、事前協議を行う必要はありません。

(2) 廃止・休止・再開・変更の届出（令第5条の5）

熱回収施設において熱回収を行わなくなったとき、熱回収施設を廃止又は休止したとき、休止した熱回収施設を再開したとき、熱回収に必要な設備を変更したときは遅滞なく市長に届け出なければなりません。一般廃棄物処理施設熱回収施設休廃止等届出書（市細則第36号様式、151ページ）に表7-2に示す書類を添付し、提出してください。

なお、熱回収の方法や認定に係る熱回収率の変化を伴う熱回収に必要な設備の大幅な変更の場合には、認定の変更の届出ではなく、新規の認定として扱うものとします。

表7-2 廃止・休止・再開・変更の届出の添付書類

事 項	添 付 書 類
熱回収を行わなくなったとき、熱回収施設を廃止したとき	・熱回収施設設置者認定証
熱回収施設を休止、再開したとき	
熱回収に必要な設備の能力又は位置、構造等の設置に関する計画に変更があったとき	・変更後の熱回収施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに付近の見取図（変更があった箇所のみ）
熱回収に必要な設備の維持管理に関する計画に変更があったとき	・変更後の設備の維持管理に関する計画を記載した書類

(3) 熱回収実績の報告（規則第5条の5の11）

熱回収施設設置者認定を受けた者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における熱回収に関する事項を記載した一般廃棄物処理施設熱回収報告書（市細則第37号様式、152ページ）を提出しなければなりません。熱回収報告書には、熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類を添付してください。

(4) 認定証の再交付（市細則第41条）

熱回収施設設置者認定証を亡失し、損傷し、又は汚損したときは、すみやかに再交付の申請を行ってください。

なお、認定証の再交付を受けた後、亡失した認定証を発見した場合はすみやかに返却してください。

3 熱回収施設設置者の特例

(1) 熱回収施設設置者が従うべき処理基準（法第9条の2の4第3項）

熱回収施設設置者認定を受けた者が、当該熱回収施設において行う一般廃棄物の処理については、令第5条の4で定める基準に従って行うことができます。

(2) 定期検査の免除（法第9条の2の4第4項）

熱回収施設設置者は法第8条の2の2に定める定期検査が免除となります。

参 考 資 料

- 1 一般廃棄物処理施設(一般廃棄物の最終処分場を除く。)の技術上の基準への対応状況及び維持管理に関する計画書について
- 2 川崎市廃棄物処理施設設置許可等に関する要綱
- 3 川崎市廃棄物処理施設の設置等の許可申請に係る告示及び縦覧実施要領
- 4 川崎市附属機関設置条例
- 5 川崎市廃棄物処理施設専門家会議組織運営要綱
- 6 川崎市廃棄物処理施設使用前検査実施要領
- 7 川崎市生活環境影響調査実施指針
- 8 技術管理者等の資格等に関する指針
- 9 欠格要件(法第7条第5項第4号、第8条の2第1項第4号)

参考資料 1 一般廃棄物処理施設（一般廃棄物の最終処分場を除く。）の技術上の基準 への対応状況及び維持管理に関する計画書について

【技術上の基準】

許可申請する一般廃棄物処理施設が規則第 4 条に定める技術上の基準（共通基準及び個別基準）に適合するための対応等を記載した書類（技術上の基準への対応状況）を作成して下さい。

【維持管理の技術上の基準】

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画が、規則第 4 条の 5 に定める維持管理の技術上の基準（共通基準及び個別基準）に適合するための具体的な対応等を記載した計画書（維持管理に関する計画書）を作成して下さい。

※一般廃棄物処理施設の技術上の基準については代表的な施設のみ掲載しています。

記載のない施設の個別基準については一般廃棄物処理施設の技術上の基準については廃棄物処理法施行規則第四条各項、維持管理の技術上の基準については第四条の五各号をご参照ください。

共通基準

【技術上の基準】

共通基準	対応及び資料等
1 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。	主要機器・建屋の構造計算書等
2 ごみ、ごみの処理に伴い生ずる排ガス及び排水等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。	配管・タンク等の材質 機器の仕様等
3 ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。	飛散・流出・悪臭防止対策 図面等
4 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。	騒音・振動防止対策 図面等
5 ごみの保有水及びごみの処理に伴い生ずる汚水又は廃液が、漏れ出し、及び地下に浸透しない構造のものであること。	床面の構造 排水処理工程図等
6 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。	排水処理装置の図面等

【維持管理の技術上の基準】

共通基準	対応及び資料等
1 施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	施設への一般廃棄物の投入方法及び投入量の調整方法
2 ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	一般廃棄物の飛散及び悪臭の発散の防止措置
3 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	蚊、はえ等の発生の防止措置並びに構内の清掃の方法及び頻度
4 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	騒音及び振動の発生の防止措置
5 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。	施設から排水を放流する場合の水質管理
6 施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。	施設の点検及び機能検査の項目と頻度並びに、ばい煙及び放流水の検査項目及び頻度
7 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。	点検記録票、機能点検記録票及びその他の措置の記録簿等及びその保存期間

個別基準

1 焼却施設

- ① 下記②③以外の焼却施設
- ② ガス化改質方式の焼却施設
- ③ 電気炉等を用いた焼却施設

【技術上の基準】

個 別 基 準	対応及び資料等	該当施設
1 認定熱回収施設である焼却施設にあつては外気と遮断された状態でごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それ以外の焼却施設にあつては外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置が設けられていること。(ガス化燃焼方式により廃棄物を焼却する焼却施設及び1時間当たりの処理能力が2トン未満の焼却施設については、除く。)	廃棄物の投入方法 投入設備の図面等	①
2 次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。		
(1) 燃焼ガスの温度が摂氏 800 度以上の状態でごみを焼却することができるものであること。	燃焼室内の設定温度 燃焼室の図面 設計計算書等	①
(2) 燃焼ガスが、摂氏 800 度以上の温度を保ちつつ、2 秒以上滞留できるものであること。	燃焼ガスの滞留時間 燃焼室の図面 設計計算書等	
(3) 外気と遮断されたものであること。	炉の図面等	
(4) 燃焼ガスの温度を速やかに摂氏 800 度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。	助燃装置の仕様書 設計計算書 助燃装置図面等	
(5) 燃焼に必要な量の空気を供給できる設備（供給空気を調節する機能を有するものに限る。）が設けられていること。	供給設備の仕様書 設計計算書 供給設備図面等	
3 次の要件を備えたガス化設備が設けられていること。		
(1) ガス化設備内をごみのガス化に必要な温度とし、かつ、これを保つことができる加熱装置が設けられていること。	ガス化設備の設定温度 ガス化設備の図面 設計計算書 加熱装置図面等	②
(2) 外気と遮断されたものであること。	ガス化炉の図面等	
4 次の要件を備えた改質設備が設けられていること。		
(1) ごみのガス化によって得られたガスの改質に必要な温度と滞留時間を適正に保つことができるものであること。	改質温度、ガスの滞留時間の管理方法 設計計算書等	②
(2) 外気と遮断されたものであること。	改質炉の図面等	
(3) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。	爆発防止対策 図面等	
5 廃棄物を焼却し、及び溶鋼（鋼の第一次製錬の用に供する転炉又は溶解炉を用いた焼却設備にあつては溶体、	炉内温度の管理方法 設計計算書	③

亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却施設にあっては焼鉱とする。以下同じ。)を得るために必要な炉内の温度を適正に保つことができるものであること。	炉の図面等	
6 炉内で発生したガスが炉外へ漏れないものであること。	炉の図面等	③
7 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	温度の記録方法 温度計の位置図等	①
8 改質設備内のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	温度の記録方法 温度計の位置図等	②
9 廃棄物の焼却に伴い得られた溶鋼の炉内又は炉の出口における温度を定期的に測定できるものであること。	温度の測定方法 温度計の位置図等	③
10 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏 200 度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。(集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏 200 度以下に冷却することができる場合を除く。)	排ガス処理工程図 集じん器に流入する燃 焼ガスの設定温度 設計計算書等	①
11 除去設備に流入する改質ガス(改質設備において改質されたガスをいう。以下同じ。)の温度をおおむね摂氏 200 度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。(除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね摂氏 200 度以下に冷却することができる場合を除く。)	改質ガス処理工程図 除去設備に流入する改 質ガスの設定温度 設計計算書等	②
12 製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあっては、集じん器に流入するガスの温度をおおむね摂氏 200 度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。(集じん器内でガスの温度を速やかにおおむね摂氏 200℃以下に冷却できる場合を除く。)	排ガス処理工程図 集じん器に流入するガ スの設定温度 設計計算書等	③
13 集じん器に流入する燃焼ガスの温度(集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏 200 度以下に冷却することができる場合は、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	温度の記録方法 温度計の位置図等	①
14 除去設備に流入する改質ガスの温度(除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね摂氏 200 度以下に冷却することができる場合は、除去設備内で冷却された改質ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	温度の記録方法 温度計の位置図等	②
15 集じん器に流入するガスの温度(集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏 200 度以下に冷却することができる場合は、集じん器内で冷却されたガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	温度の記録方法 温度計の位置図等	③
16 焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備(ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。)が設けられていること。	排ガス処理工程図 設計計算書 図面等	① ③

17 改質ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素を除去することができる除去装置が設けられていること。	改質ガス処理工程図 設計計算書 除去装置の図面等	②
18 焼却施設の煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	CO濃度の記録方法 CO計の位置図等	①
19 ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。 (当該施設で生じたばいじん及び焼却灰を熔融設備を用いて熔融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合を除く。)	ばいじん及び焼却灰の 排出、貯留方法 灰出し設備、貯留設備の 図面等	① ②
20 次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること。		
(1) ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること。	飛散、流出防止対策 図面等	① ② ③
(2) ばいじん又は焼却灰の熔融を行う場合にあっては、次の要件を備えていること。		
ア ばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上にすることができるものであること。	熔融温度の管理方法設 設計計算書 図面等	① ② ③
イ 熔融に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにできる排ガス処理設備等が設けられていること。	排ガス処理工程図 設計計算書 図面等	
(3) ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、次の要件を備えていること。		
ア 焼成炉中の温度が摂氏 1000 度以上の状態ではばいじん又は焼却灰を焼成できるものであること。	焼成炉の温度の設定 設計計算書 焼成炉の図面等	① ② ③
イ 焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	温度の記録方法 温度計の位置図等	
ウ 焼成に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。	排ガス処理工程図 設計計算書 図面等	
(4) ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置が設けられていること。	処理工程図 混練装置の能力計算書 混練装置の図面等	
21 固形燃料（廃棄物を原材料として成形された燃料をいう。以下同じ。）を受け入れる場合にあっては、固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講じた受入設備が設けられていること。	保管方法 受入設備の図面等	
22 固形燃料を保管する場合にあっては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。		
(1) 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置が講じられていること。	保管方法・図面等	
(2) 常時換気することができる構造であること。	換気方法・図面等	
(3) 散水装置、消火栓その他の消火設備が設けられていること。	散水装置、消火栓、消 火設備の位置図等	

23 固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合	
(1) (2)に掲げる場合以外にあっては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。	
ア 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	CO濃度の記録方法 CO計の位置図等
イ 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、固形燃料を速やかに取り出すことができる構造であること又は不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。	発火防止対策 保管設備図面 不活性ガスの封入装置・発火防止設備の図面等
(2) 当該保管の期間が7日を超えると、又は保管することのできる固形燃料の数量が、1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるとときは、上記22の規定にかかわらず、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。	
ア 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置が講じられていること。	保管方法 保管設備の図面等
イ 固形燃料の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置が講じられていること。	発熱又は熱の蓄積防止対策 保管設備の図面等
ウ 固形燃料を連続的に保管設備に搬入する場合は、固形燃料の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。 (他の保管設備において保管していた固形燃料を搬入する場合を除く。)	表面温度の監視方法 温度計の位置図等
エ 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	CO濃度の記録方法 CO計の位置図等
オ 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。	発火防止対策 保管設備図面 不活性ガスの封入装置・発火防止設備の図面等
24 固形燃料をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いずに保管する場合にあって、当該保管の期間が7日を超えると、又は保管することのできる固形燃料の数量が、1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるとときは、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。	
(1) 固形燃料の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。	表面温度の監視方法 温度計の位置図等
(2) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	温度の記録方法 温度計の位置図等

【維持管理の技術上の基準】

個 別 基 準	対応及び資料等	該当施設
1 ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	ごみを均一に混合する方法及び燃焼室にごみを均一に投入する方法	①
2 燃焼室へのごみの投入は、認定熱回収施設である焼却施設にあっては外気と遮断された状態で行い、それ以外の焼却施設にあっては外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。(ガス化燃焼方式により廃棄物を焼却する施設及び1時間当たりの処理能力が2トン未満の焼却施設については除く。)	燃焼室へのごみの投入時に外気と遮断する方法及び定量ずつ連続的に投入する方法	①
3 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保つこと。	800度以上に保つための方法	①
4 焼却灰の熱しゃく減量が10パーセント以下になるように焼却すること。(焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないように使用する場合を除く。)	焼却灰の熱しゃく減量が10パーセント以下になるように焼却する方法、熱しゃく減量の分析方法及び頻度。焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないように使用する場合にあつては、その使用方法	
5 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	運転開始時における助燃装置の作動方法及び炉温を速やかに上昇させる方法	
6 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	運転停止時における助燃装置の作動方法及び炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くす方法	
7 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定する方法及びこれを記録する方法	
8 投入するごみの数量及び性状に応じ、ガス化設備におけるごみのガス化に必要な時間を調節すること。	ガス化設備におけるごみのガス化に必要な時間を調節する方法	
9 ガス化設備内をごみのガス化に必要な温度に保つこと。	必要な温度に保つための方法	
10 改質設備内のガスの温度をガスの改質に必要な温度に保つこと。	必要な温度に保つための方法	
11 改質設備内のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	改質設備内のガスの温度を連続的に測定する方法及びこれを記録する方法	
12 廃棄物を焼却し、及び溶鋼を得るために必要な炉内の温度を適正に保つこと。	炉内の温度を適正に保つ方法	③

<p>13 廃棄物の焼却に伴い得られた溶鋼の炉内又は炉の出口における温度を定期的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>炉内又は炉の出口の温度を定期的に測定する方法及びこれを記録する方法</p>	
<p>14 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却すること。(集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね200度以下に冷却することができる場合を除く。)</p>	<p>集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏 200 度以下に冷却する方法</p>	<p>①</p>
<p>15 集じん器に流入する燃焼ガスの温度(集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合は、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定する方法及びこれを記録する方法</p>	<p>①</p>
<p>16 除去設備に流入する改質ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却すること。(除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合を除く。)</p>	<p>除去設備に流入する改質ガスの温度をおおむね摂氏 2 0 0 度以下に冷却する方法</p>	
<p>17 除去設備に流入する改質ガスの温度(除去設備内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね200度以下に冷却することができる場合にあつては、除去設備内で冷却された改質ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>除去設備に流入する改質ガスの温度を連続的に測定する方法及びこれを記録する方法</p>	<p>②</p>
<p>18 製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあつては、集じん器に流入するガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却すること。(集じん器内でガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合を除く。)</p>	<p>集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏 2 0 0 度以下に冷却する方法</p>	
<p>19 集じん器内に流入するガスの温度(集じん器内でガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合にあつては、集じん器内で冷却されたガスの温度)を連続的に測定し、かつ記録すること。</p>	<p>集じん器に流入するガスの温度を連続的に測定する方法及びこれを記録する方法</p>	<p>③</p>
<p>20 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。</p>	<p>ばいじんを除去する頻度及び方法</p>	<p>①</p>
<p>21 冷却設備及び除去設備にたい積したばいじんを除去すること。</p>	<p>ばいじんを除去する頻度及び方法</p>	<p>②</p>

<p>22 排ガス処理設備（製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあっては冷却設備及び排ガス処理設備）にたい積したばいじんを除去すること。</p>	<p>ばいじんを除去する頻度及び方法</p>	<p>③</p>															
<p>23 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が100 ppm以下となるようにごみを焼却すること。(煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であって、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を3月に1回以上測定し、かつ、記録するものについては除く。)</p>	<p>排ガス中の一酸化炭素の濃度が100 ppm以下となるようにごみを焼却する方法 <環境大臣が定める焼却施設> ・セメントの製造の用に供する焼成炉（プレヒーター付きロータリーキルンに限る） ・非鉄金属の製錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）及び転炉 ・液中燃焼方式の噴霧燃焼炉 ・専ら製紙汚泥を焼却するロータリーキルン（当該施設の焼却灰を鉄鋼業を主たる事業とする事業者が高炉、転炉又は電気炉の製鉄用保温剤として使用する場合に限る。）</p>	<p>①</p>															
<p>24 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定する方法及びこれを記録する方法</p>																
<p>25 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が、燃焼室の処理能力に応じて定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。</p>	<p>排ガス中のダイオキシン類の濃度が、燃焼室の処理能力に応じて定める濃度以下となるようにごみを焼却する方法 <燃焼室の処理能力に応じて定める濃度></p> <table border="1" data-bbox="730 1265 1232 1675"> <thead> <tr> <th></th> <th>処理能力</th> <th>濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>4 t/時以上のもの(4の施設を除く)</td> <td>0.1 ng/m³</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2 t/時以上4 t/時未満のもの(4の施設を除く)</td> <td>1 ng/m³</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>2 t/時未満のもの(4の施設を除く)</td> <td>5 ng/m³</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>製鋼の用に供する施設</td> <td>0.5 ng/m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 ダイオキシン類の濃度は環境大臣が定める方法により算出されたものとする。</p>		処理能力	濃度	1	4 t/時以上のもの(4の施設を除く)	0.1 ng/m ³	2	2 t/時以上4 t/時未満のもの(4の施設を除く)	1 ng/m ³	3	2 t/時未満のもの(4の施設を除く)	5 ng/m ³	4	製鋼の用に供する施設	0.5 ng/m ³	<p>①③</p>
	処理能力	濃度															
1	4 t/時以上のもの(4の施設を除く)	0.1 ng/m ³															
2	2 t/時以上4 t/時未満のもの(4の施設を除く)	1 ng/m ³															
3	2 t/時未満のもの(4の施設を除く)	5 ng/m ³															
4	製鋼の用に供する施設	0.5 ng/m ³															

<p>26 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。 ※ ダイオキシン類対策特別措置法に基づき排ガス中のダイオキシン類濃度を測定する場合には、集じん器で集められたばいじん及び焼却灰・その他の燃え殻についても、測定することとなっています。</p>	<p>排ガス中のダイオキシン類の濃度、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）の測定方法、測定頻度及びこれを記録する方法</p>	<p>①</p>
<p>27 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を3月に1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。 ※ ダイオキシン類対策特別措置法に基づき排ガス中のダイオキシン類濃度を測定する場合には、集じん器で集められたばいじん及び焼却灰・その他の燃え殻についても、測定することとなっています。</p>	<p>排ガス中のダイオキシン類の濃度、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）の測定方法、測定頻度及びこれを記録する方法</p>	<p>③</p>
<p>28 除去設備の出口における改質ガス中の環境大臣の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が0.1 ng/m³以下となるようごみのガス化及び改質を行うこと。</p>	<p>除去設備の出口における改質ガス中のダイオキシン類の濃度が0.1 ng/m³以下となるようごみのガス化及び改質を行う方法</p>	<p>②</p>
<p>29 除去設備の出口における改質ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素の濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>除去設備の出口における改質ガス中のダイオキシン類、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素の測定方法、測定頻度及びこれを記録する方法</p>	<p>②</p>
<p>30 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p>	<p>排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするための措置</p>	<p></p>
<p>31 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p>	<p>水の飛散及び流出を防止するための措置</p>	<p>①③</p>

32 ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。(当該施設で生じたばいじん及び焼却灰を熔融設備を用いて熔融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合を除く。)	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留する方法	①②
33 ばいじん又は焼却灰の熔融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。	灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つ方法	
34 ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を摂氏1000度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	焼成炉中の温度を 1000 度に保つ方法、連続的に測定する方法及びこれを記録する方法	①②③
35 ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合する方法	
36 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	火災の発生を防止するために講ずる措置及び消火器その他の消火設備の設置状況	①②③
37 固形燃料の受入設備にあっては、固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること。	固形燃料が湿潤な状態にならないように講ずる措置	
38 固形燃料を保管設備に搬入しようとする場合にあっては、次のとおりとする。		
(1) 固形燃料に含まれる水分が 10 重量パーセント以下であり、かつ、固形燃料の温度が外気温度を大きく上回らない程度であることを測定により確認し、かつ、記録すること。	固形燃料に含まれる水分及び固形燃料の温度を測定する方法及びこれを記録する方法	
(2) 固形燃料の外観を目視により検査し、著しく粉化していないことを確認し、かつ、記録すること。	固形燃料の外観を目視により検査し、著しく粉化していないことを確認する方法及びこれを記録する方法	
39 搬入しようとする固形燃料の性状が上記38(1)又は(2)の基準に適合しない場合にあっては保管設備へ固形燃料を搬入しないこと。	性状が基準に適合しない場合の対応方法	
40 固形燃料を保管設備から搬出しようとする場合にあっては、以下の規定による。		
(1) 固形燃料に含まれる水分が 10 重量パーセント以下であり、かつ、固形燃料の温度が外気温度を大きく上回らない程度であることを測定により確認し、かつ、記録すること。	固形燃料に含まれる水分及び固形燃料の温度を測定する方法及びこれを記録する方法	
(2) 固形燃料の外観を目視により検査し、著しく粉化していないことを確認し、かつ、記録すること。	固形燃料の外観を目視により検査し、著しく粉化していないことを確認する方法及びこれを記録する方法	

41 搬出しようとする固形燃料の性状が上記40(1)又は(2)の基準に適合しない場合にあつては、保管設備内の固形燃料を速やかに処分すること。	保管設備内の固形燃料を速やかに処分する方法
42 保管設備に搬入した固形燃料の性状を適切に管理するために水分、温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること。	固形燃料の水分、温度その他の項目を測定する方法及びこれを記録する方法
43 固形燃料を保管する場合にあつては、次のとおりとする。	
(1) 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること。	固形燃料が湿潤な状態にならないように講ずる措置
(2) 保管設備内を常時換気すること。	保管設備内を常時換気する方法
(3) 保管期間がおおむね7日間を超える場合にあつては、固形燃料の入替えその他の固形燃料の放熱のために必要な措置を講ずること。	固形燃料の入替えその他の固形燃料の放熱のために講ずる措置
44 固形燃料をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いて保管する場合にあつては、次のとおりとする。	
(1) 複数の容器を用いて保管する場合にあつては、各容器の周囲の通気を行うことができるよう適当な間隔で配置することその他の必要な措置を講ずること。	容器を適当な間隔で配置することその他講ずる措置
(2) 容器中の固形燃料の性状を把握するために適当に抽出した容器ごとに固形燃料の温度を測定し、かつ、記録すること。	適当に抽出した容器ごとに固形燃料の温度を測定する方法及びこれを記録する方法
(3) 上記(2)の規定により測定した温度が容器を用いて保管する上で適切なものとなっていることを確認すること。	測定した温度が容器を用いて保管する上で適切なものとなっていることを確認する方法
45 固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合	
(1) (2)に掲げる場合以外にあつては、次のとおりとする。	
ア 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定する方法及びこれを記録する方法
イ アの規定により測定した温度及び濃度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。	測定した温度及び濃度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認する方法
(2) 当該保管の期間が7日を超えるとき、又は保管することのできる固形燃料の数量が、1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるときにあつては、上記の43にかかわらず、次のとおりとする。	
ア 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること。	固形燃料が湿潤な状態にならないように講ずる措置
イ 保管設備内を定期的に清掃すること。	保管設備内の清掃の方法及び頻度
ウ 固形燃料の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置を講ずること。	固形燃料の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために講ずる措置

	<p>エ 固形燃料を連続的に保管設備に搬入する場合は、固形燃料の表面温度を連続的に監視すること。(他の保管設備において保管していた固形燃料を搬入する場合にあつては、この限りではない。)</p>	<p>固形燃料の表面温度を連続的に監視する方法</p>
	<p>オ 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定する方法及びこれを記録する方法</p>
	<p>カ 上記 オの規定により測定した温度又は濃度については保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。</p>	<p>保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目が適切なものとなっていることを確認する方法</p>
<p>46 固形燃料をピットその他外気に開放された場所に容器を用いないで保管する場合は、上記43(3)の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p>		
	<p>(1) 保管設備内を定期的に清掃すること。</p>	<p>保管設備内の清掃の方法及び頻度</p>
	<p>(2) 保管した固形燃料のかくはんその他の固形燃料の温度の異常な上昇を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>固形燃料のかくはんその他の固形燃料の温度の異常な上昇を防止するために講ずる措置</p>
	<p>(3) 固形燃料の表面温度を連続的に監視すること。</p>	<p>固形燃料の表面温度を連続的に監視する方法</p>
	<p>(4) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ記録すること。</p>	<p>保管設備内の温度を連続的に測定する方法及びこれを記録する方法</p>
	<p>(5) 上記(3)及び(4)の規定により監視し、又は測定した温度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。</p>	<p>固形燃料の表面温度及び保管設備内の温度が適切なものとなっていることを確認する方法</p>

2 破碎施設

【技術上の基準】

個 別 基 準	対応及び資料等
1 投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するために必要な措置が講じられていること。	投入物の監視方法
2 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること。	粉じん防止対策 集じん器、散水装置の図面等
3 爆発による被害を防止するために必要な防爆設備又は爆風逃がし口の設置その他必要な措置が講じられていること。	爆発防止対策 図面等

【維持管理の技術上の基準】

個 別 基 準	対応及び資料等
1 投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視すること。	破碎不適物を連続的に監視する方法
2 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	粉じん防止対策

3 選別施設

【技術上の基準】

個 別 基 準	対応及び資料等
1 再生の対象とする廃棄物を容易に選別できるものであること。	選別機の図面等
2 選別によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置等が設けられていること。	粉じん防止対策 集じん器、散水装置の図面等

【維持管理の技術上の基準】

個 別 基 準	対応及び資料等
1 選別によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	粉じん防止対策

参考資料 2

川崎市廃棄物処理施設設置許可等に関する要綱

(平成 17 年 7 月 1 日制定)

目次

- 第 1 章 総 則 (第 1 条～第 3 条)
- 第 2 章 事前協議 (第 4 条～第 6 条)
- 第 3 章 許可等の申請及び届出 (第 7 条・第 8 条)
- 第 4 章 告示及び縦覧等 (第 9 条～第 13 条)
- 第 5 章 専門家への意見聴取 (第 14 条)
- 第 6 章 欠格要件等の審査 (第 15 条・第 16 条)
- 第 7 章 廃棄物処理施設審査会 (第 17 条～第 21 条)
- 第 8 章 許可手続き等 (第 22 条・第 23 条)
- 第 9 章 使用前検査 (第 24 条)
- 第 10 章 維持管理等 (第 25 条・第 26 条)
- 第 11 章 補 則 (第 27 条～第 30 条)
- 附 則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)に規定する一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設(以下「廃棄物処理施設」という。)の許可、認可、認定及び届出(以下「許可等」という。)について必要な事項を定める。

(対象となる許可等)

第 2 条 この要綱の対象となる許可等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第 8 条第 1 項又は第 15 条第 1 項に規定する設置許可
- (2) 法第 9 条第 1 項又は第 15 条の 2 の 6 第 1 項に規定する変更許可
- (3) 法第 9 条第 3 項(法第 15 条の 2 の 6 第 3 項において準用する場合を含む。)の規定による軽微な変更等の届出
- (4) 法第 9 条の 2 の 4 第 1 項又は第 15 条

の 3 の 3 第 1 項に規定する熱回収施設設置者の認定

- (5) 法第 9 条の 5 第 1 項(法第 15 条の 4 において準用する場合を含む。)に規定する譲受け又は借受けの許可
- (6) 法第 9 条の 6 第 1 項(法第 15 条の 4 において準用する場合を含む。)に規定する合併又は分割の認可
- (7) 法第 9 条の 7 第 2 項(法第 15 条の 4 において準用する場合を含む。)に規定する相続の届出
- (8) 法第 15 条の 2 の 5 に規定する産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出

(用語の定義)

第 3 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 設置計画 法第 8 条第 2 項第 6 号及び第 15 条第 2 項第 6 号に規定する廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画をいう。
- (2) 維持管理計画 法第 8 条第 2 項第 7 号及び第 15 条第 2 項第 7 号に規定する廃棄物処理施設の維持管理に関する計画をいう。
- (3) 専門家会議 川崎市附属機関設置条例(平成 27 年川崎市条例第 1 号)別表第 1 に掲げる川崎市廃棄物処理施設専門家会議をいう。
- (4) 生活環境影響調査書 法第 8 条第 3 項(法第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。)及び第 15 条第 3 項(法第 15 条の 2 の 6 第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類をいう。

第 2 章 事前協議

(事前協議)

第 4 条 許可等の申請又は届出を行おうとする者(以下「申請等予定者」という。)は、

原則として市長と事前協議を行うものとする。ただし、第2条第4号に規定する認定を受けている者であって、その更新のために第2条第4号の認定を受けようとする者は除く。

- 2 事前協議を開始しようとする者は、事前協議申込書（要綱第1号様式）及び別表1-1に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（改善の指導）

第5条 市長は、事前協議において必要と認めるときは、申請等予定者に対し、設置計画、維持管理計画、生活環境影響調査等について改善又は再調査を求めるものとする。

（事前協議の終了）

第6条 市長は、事前協議を終えたときは、申請等予定者に対し、当該事前協議の結果を通知する。

第3章 許可等の申請及び届出

（許可等の申請に必要な書類）

第7条 許可等の申請にあたり、別表1-2に掲げる書類（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する書類の提出部数は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要と認めるときは、前項の提出部数を増加し、又は減じることができる。

(1) 第9条の縦覧を要する許可等の申請 20部

(2) 許可等の申請（前号の場合を除く） 2部

- 3 第1項に規定する書類を、本市電子申請システムを利用して提出する場合は、書面での提出は省略するものとする。ただし、原本を確認する必要があるもの、第9条の縦覧を要する許可等の申請を除く。

（一般廃棄物処理施設の設置の特例に係る届出）

第8条 法第15条の2の5に規定する届出に必要な書類は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書（要綱第9号様式）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第12条の7の17第3項に掲げる書類とする。

る法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第12条の7の17第3項に掲げる書類とする。

- 2 市長は、法第15条の2の5に規定する届出を受理したときは、受理書（要綱第10号様式）を届出者に交付するものとする。
- 3 法第15条の2の5に規定する届出を行った者は、当該届出に係る変更があったとき、又は当該届出に係る一般廃棄物の処理の事業を廃止したときは、当該変更又は廃止の日から10日以内に、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る変更（廃止）届出書（要綱第11号様式）に、前項の規定により交付された受理書を添付して届け出なければならない。

第4章 告示及び縦覧等

（告示及び縦覧）

第9条 法第8条第4項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）又は第15条第4項（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）に規定する告示及び縦覧は、別に定めるところにより行なうものとする。

（関係自治体からの意見聴取）

第10条 市長は、前条の告示をしたときは、生活環境保全上の関係がある市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長に申請書（生活環境基準の審査に必要な部分に限る。）を送付し、意見を聴くものとする。

（利害関係者の意見書）

第11条 利害関係者が法第8条第6項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）又は第15条第6項（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき生活環境の保全上の見地からの意見書を市長に提出する場合は、原則として要綱第12号様式によるものとする。

- 2 利害関係者の意見書の内容についての市長の回答は、原則として行わない。

（縦覧後の改善等の取扱い）

第12条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下

「政令」という。) 第5条の2又は第7条の2で定める縦覧を要する廃棄物処理施設の許可等の申請書を縦覧の用に供した後は、申請者は、申請書の改善をしてはならない。ただし、次の場合はこの限りではない。

- (1) 改善を行うことにより、周辺的生活環境の保全についてさらに配慮がなされると認められる場合で、当該改善を行うことを専門家会議が承認したとき。
- (2) 誤字等の訂正など、縦覧書類の審査に影響がない程度の補正をするとき。
- (3) 市長の改善指導により、申請書を訂正するとき。

(縦覧を要する施設の不許可の手続)

第13条 市長は、政令第5条の2又は第7条の2で定める縦覧を要する廃棄物処理施設の許可等の審査において、省令で定める技術上の基準に適合しないと認めるときは、前4条の手続を経ることなく不許可処分とすることができる。

第5章 専門家への意見聴取

(専門家への意見聴取)

第14条 川崎市廃棄物処理施設専門家会議組織運営要綱第3条第1号に規定する市長が特に軽微であると認める場合において、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置又は変更の許可の申請における生活環境の保全等に係る適正な配慮に関する事項について、市長は、書面により専門的知識を有する者の意見を聴取するものとする。

第6章 欠格要件等の審査

(神奈川県警察本部長の意見の聴取等に基づく審査)

第15条 市長は、許可等の申請(第2条第4号を除く。)を受理したときは、法第22条の3第1項の規定により、神奈川県警察本部長の意見を聴取し、当該許可等の申請に係る申請者及び役員等の欠格要件を審査するものとする。

(市区町村長等への照会に基づく審査)

第16条 市長は、許可等の申請(第2条第4号を除く。)を受理したときは、法第22条の5の規定により、当該申請に係る申請者及び役員等の本籍地の市区町村長(当該申請者及び役員等が外国人又は法人である場合にあつては、所轄する地方検察庁検察官とする。)に対し、当該申請者及び役員等の欠格要件について照会し、審査するものとする。

第7章 廃棄物処理施設審査会

(審査会等の設置)

第17条 市長は、廃棄物処理施設の許可等において、必要な審査を行なうため、廃棄物処理施設審査会、廃棄物処理施設特別審査会及び廃棄物処理施設庁内連絡会を置く。

2 前項に規定する審査会等の庶務は、廃棄物指導課において処理する。

(廃棄物処理施設審査会)

第18条 廃棄物処理施設審査会は、廃棄物指導課長を委員長とし、廃棄物指導課の職員をもって構成する。ただし、委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

2 前項の審査会は、次の場合に開催するものとする。

- (1) 第2条第1号及び第2号に掲げる許可処分のための審査を行なうとき。
- (2) 第2条第5号及び第6号に掲げる譲受け又は借受けの許可処分及び合併又は譲受けの認可処分をするときであつて、市長が特に必要と認めるとき。
- (3) 第2章に規定する事前協議において、市長が特に必要と認めるとき。
- (4) 軽微な変更等の届出において、省令第5条の2又は第12条の8に掲げる事項について特に審査する必要があるとき。
- (5) 第24条の使用前検査を行い、許可基準への適合状況について審査する必要があると認めるとき。
- (6) 第2条第4号に掲げる認定処分のための審査を行なうとき。
- (7) その他市長が特に必要と認めるとき。

3 第1項の審査会は、省令及び別に定める許可基準、認可基準又は認定基準(以下これらを「許可基準等」という。)に対する適合状

況等について審査するものとする。

(廃棄物処理施設特別審査会)

第 19 条 廃棄物処理施設特別審査会は、環境局長を委員長とし、総務部長、環境対策部長、生活環境部長及び廃棄物指導課長をもって構成する。ただし、委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

2 前項の審査会は、次の場合に開催するものとする。

- (1) 許可等に生活環境の保全上必要な条件を付すとき。
- (2) その他市長が特に必要と認めるとき。

(廃棄物処理施設庁内連絡会)

第 20 条 廃棄物処理施設庁内連絡会は、廃棄物指導課長を委員長とし、次の部局の職員をもって構成する。ただし、委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

- (1) 廃棄物指導課
- (2) 環境局環境対策部環境保全課及び環境対策推進課
- (3) その他廃棄物指導課長が必要と認める部局

2 前項の庁内連絡会は、次の場合に開催する。

- (1) 第 4 条の事前協議又は許可等の申請に係る審査において、生活環境保全上の影響について、環境関連法令に関する適合状況の意見を求める必要があるとき。
- (2) その他市長が特に必要と認めるとき。

3 前項の庁内連絡会において審査する事項は、次のとおりとする。

- (1) 省令で定める廃棄物処理施設の技術上の基準への適合状況
- (2) その他許可等の基準に対する適合状況

4 第 2 項の庁内連絡会の開催において必要がある場合は、関係職員の出席を求めるものとする。

(審査会等の特例)

第 21 条 廃棄物処理施設審査会、廃棄物処理施設特別審査会及び廃棄物処理施設庁内連絡会は、緊急を要する場合は、持ち回りによ

り開催することができる。

第 8 章 許可手続き等

(許可処分等)

第 22 条 市長は、前章における審査により、許可等の申請が許可基準等に適合していると認めるときは、当該許可等の処分を行なうものとする。

(許可証等の交付等)

第 23 条 市長は、前条の許可等の処分をしたときは、省令又は川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則（平成 5 年川崎市規則第 28 号。以下「市細則という。」）に定める様式により、許可証、認可証又は認定証（以下これらを「許可証等」という。）を申請者に交付する。

第 9 章 使用前検査

(使用前検査)

第 24 条 法第 8 条の 2 第 5 項（法第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は第 15 条の 2 第 5 項（法第 15 条の 2 の 6 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する使用前検査は、別に定めるところによる。

2 市長は、使用前検査の結果、設置計画に適合していると認めるときは、市細則第 24 条の規定により、当該使用前検査の申請者に廃棄物処理施設使用前検査済証（市細則第 21 号様式）を交付する。

第 10 章 維持管理等

(事故等の報告)

第 25 条 政令第 24 条に規定する特定処理施設において事故が発生したときは、事故等の概要及び講じた措置の概要について、特定処理施設事故等報告書（要綱第 13 号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。

(定期検査)

第 26 条 法第 8 条の 2 の 2 第 1 項及び第 15 条の 2 の 2 第 1 項に規定する定期検査を受けようとする者は廃棄物処理施設定期検

査申請書（省令様式第二十号の二又は市細則様式第21号の2）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は定期検査を行ったときは、定期検査結果通知書（省令様式第二十号の三又は市細則様式第21号の3）を申請者に交付する。
- 3 市長は、定期検査の結果、法第8条の2第1項第1号又は法第15条の2第1項第1号に規定する技術上の基準に適合しないと認めるときは、申請者に改善を指導するものとする。

第11章 補 則

（許可証等の再交付）

第27条 許可証等の再交付を受けようとする者は、許可証等再交付申請書（市細則第7号様式）を提出するものとする。

（標準処理期間）

第28条 廃棄物処理施設の設置及び変更の許可、譲受け及び借受けの許可、合併及び分割の認可、使用前検査、熱回収施設設置者の認定並びに定期検査に係る行政手続法第6条に定める標準処理期間は、次のとおりとする。

- (1) 政令第5条の2又は第7条の2に定める処理施設の設置及び変更の許可は、申請を受理した日の翌日から起算して5月を経過する日まで
 - (2) 政令第5条又は第7条施設（前号に掲げる施設を除く。）の設置及び変更の許可は、申請を受理した日の翌日から起算して2月を経過する日まで
 - (3) 譲受け及び借受けの許可並びに合併及び分割の認可は、申請を受理した日の翌日から起算して2月を経過する日まで
 - (4) 設置及び変更の許可に係る使用前検査は、申請を受理した日の翌日から起算して1月を経過する日まで
 - (5) 熱回収施設設置者の認定は、申請を受理した日の翌日から起算して1月を経過する日まで
 - (6) 定期検査は申請を受理した日の翌日から起算して1月を経過する日まで
- 2 市長は、前項の規定により標準処理期間の延長をしたときは、理由を付して申請者に通

知する。この場合において、申請者から要求があったときは、市長は当該通知を文書により行うものとする。

（申請及び届出の形式的要件）

第29条 申請者又は届出者が法人である場合には、事前協議申込書及び第2条に規定する許可等に係る申請又は届出は、当該法人の代表者等がこれを行うものとする。

（委任）

第30条 この要綱の運用に必要な事項は、次に掲げるもののほか、別に定める。

- (1) 川崎市廃棄物処理施設の設置等の許可申請に係る告示及び縦覧実施要領
- (2) 川崎市廃棄物処理施設使用前検査実施要領

附則

（旧要綱の廃止）

1 川崎市廃棄物処理施設の設置等の許可等に関する要綱（15川環廃第1191号）の全部を改正する。

（施行期日）

2 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 3 この要綱の施行日前に受理した第2条に規定する許可若しくは認可の申請（この要綱の施行日において許可又は認可の処分を行っていないものに限る。）又は届出のうち平成17年7月1日以後に受理したものは、この要綱の規定に従って審査を行うものとする。
- 4 旧要綱の規定により委嘱された専門家会議の委員は、この要綱の規定により委嘱されたものとみなす。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附則
(施行期日)
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則
(施行期日)
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則
(施行期日)
この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附則
(施行期日)
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則
(施行期日)
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則
(施行期日)
この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附則
(施行期日)
この要綱は、平成26年5月20日から施行する。

附則
(施行期日)
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則
(施行期日)
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則
(施行期日)
この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附則
(施行期日)
この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附則
(施行期日)
この要綱は、令和元年12月14日から施行する。

附則
(施行期日)
この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附則
(施行期日)
この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

別表 1-1 事前協議申込書の添付書類

申請等の種類	添付すべき書類	様式番号等
1 設置許可申請	(1) 生活環境影響調査実施計画書	要綱第 2 号様式
	(2) 設置許可申請書 (案)	市細則第 1 3 号様式又は省令様式第十八号
	(3) 設置 (変更) 許可申請書別紙	要綱第 3 号様式
	(4) 施設設置計画概要書	要綱第 4 号様式
2 変更許可申請	(1) 生活環境影響調査実施計画書	要綱第 2 号様式
	(2) 変更許可申請書 (案)	市細則第 1 4 号様式又は省令様式第二十二号
	(3) 設置 (変更) 許可申請書別紙	要綱第 3 号様式
	(4) 施設設置計画概要書	要綱第 4 号様式
3 譲受け等許可申請	(1) 譲受け等許可申請書 (案)	市細則第 1 6 号様式又は省令様式第二十六号
4 合併又は分割認可申請	(1) 合併又は分割認可申請書 (案)	市細則第 1 8 号様式又は省令様式第二十七号
5 相続届	(1) 相続届出書 (案)	市細則第 2 3 号様式又は省令様式第二十八号
6 軽微変更届	(1) 軽微変更届 (案)	市細則第 2 2 号様式又は省令様式第二十三号
7 産業廃棄物において処理する一般廃棄物に係る届出	(1) 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書 (案)	要綱第 9 号様式
8 熱回収施設設置者認定申請	(1) 熱回収施設設置者認定申請書 (案)	市細則第 3 3 号様式又は省令様式第二十五号の二

備考 申請書又は届出書の様式は、一般廃棄物処理施設に係る様式は「市細則」、産業廃棄物処理施設に係る様式は「省令」に定める様式とする。

別表 1-2 申請の提出書類 (許可・認可・認定申請)

申請等の種類	添付すべき書類	様式番号等
1 設置許可申請	(1) 設置許可申請書	市細則第 1 3 号様式又は省令様式第十八号
	(2) 設置 (変更) 許可申請書別紙	要綱第 3 号様式
	(3) 施設設置計画概要書	要綱第 4 号様式
	(4) 生活環境影響調査書	任意
	(5) 別表 2 に掲げる証明書類	
2 変更許可申請	(1) 変更許可申請書	市細則第 1 4 号様式又は省令様式第二十二号
	(2) 設置 (変更) 許可申請書別紙	要綱第 3 号様式
	(3) 施設設置計画概要書	要綱第 4 号様式
	(4) 生活環境影響調査書	任意
	(5) 別表 2 に掲げる証明書類	
3 譲受け等許可申請	(1) 譲受け等許可申請書	市細則第 1 6 号様式又は省令様式第二十六号
	(2) 別表 2 に掲げる証明書類	
4 合併又は分割認可申請	(1) 合併又は分割認可申請書	市細則第 1 8 号様式又は省令様式第二十七号
	(2) 別表 2 に掲げる証明書類	
5 熱回収施設設置者認定申請	(1) 熱回収施設設置者認定申請書	市細則第 3 3 号様式又は省令様式第二十五号の二

別表 2 申請書に添付する証明書類

申請者が個人の場合は○、法人の場合は●、個人・法人に共通する場合は◎とする。

No.	添付書類	説明	設置・変更	譲受け・借受け※1	合併・分割
1	「定款」又は「寄附行為」の写し		●	●	● ※2
2	「登記事項証明書」	(1)次に掲げる対象者の全員のものを提出すること。 ア 申請者(申請者が法人の場合) イ 申請者の株主等※4 (これらの者が法人である場合) ウ 申請者の法定代理人(申請者が個人であって、かつ未成年の場合であり、その法定代理人が法人である場合) (2)発行後3か月以内のものを提出すること。	◎	◎	● ※2
3	「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」	直前3年の各事業年度のものを提出すること。	●	●	● ※2
4	法人税の納付すべき額を証する書類	直前3年の各事業年度の法人税の「納税証明書(その1)」	●	●	● ※2
5	法人税の納付済額を証する書類	直前3年の各事業年度の法人税の「確定申告書」の写し (1) 税務署に提出した控えを複写すること。 (2) 確定申告書の「別表4(所得の金額の計算に関する明細書)」の写しを添付すること。	●	●	● ※2
6	所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	直前3年の各年度の所得税の「納税証明書(その1)」	○	○	—
7	所得税の「確定申告書」の写し	(1) 直前3年の各年度のものを提出すること。 (2) 税務署に提出した控えを複写すること。 (3) 「所得税青色申告決算書」又は「収支内訳書」の写しを添付すること。	○	○	—
8	「住民票の写し」	(1) 次に掲げる対象者の全員のものを提出すること。 ア 申請者(申請者が個人の場合) イ 役員※5(申請者が法人の場合) ウ 申請者の政令使用人※6 エ 申請者の株主等※4(これらの者が個人である場合) オ 法定代理人(申請者が個人であって、かつ未成年の場合(法定代理人が法人である場合においては、その役員)) (2) 本籍の記載があるものを提出すること。 (3) 発行後3か月以内のものを提出すること。 (4) 対象者が外国人の場合は住民基本台帳法に規定する国籍等の記載のあるものを提出すること。 (5) 対象者が日本国籍を有する場合で、当該対象者の住所が国外にあるときは、本籍地の市区町村長が発行した「戸籍の附票の写し」を提出すること。	◎	◎	● ※2 ※3

No.	添付書類	説明	設置・変更	譲受け・借受け※1	合併・分割
9	法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類を提出すること。 産業廃棄物処理施設の申請に限る。	◎	◎	● ※2
10	申請者の「戸籍謄本」	(1) 申請者の法定代理人（親権者及び後見人）がすべて明らかになるものを提出すること。 (2) 発行後3か月以内のものを提出すること。 申請者が個人の場合で、かつ未成年者である場合に限る。	○	○	—
11	申請者が法第7条第5項第4号イ～ルに該当しない旨を記載した書類	「誓約書」（要綱第5号様式）を提出すること。 一般廃棄物処理施設の申請に限る。	◎	◎	● ※2 ※3
12	申請者が法第14条第5項第2号イ～へに該当しない旨を記載した書類	「誓約書」（要綱第6号様式）を提出すること。 産業廃棄物処理施設の申請に限る。	◎	◎	● ※2
13	廃棄物処理施設の設置・変更・維持管理に関する技術的能力を証明する書類等	「廃棄物処理施設技術管理者設置等報告書」（市細則第26号様式） (1) 当該報告書には、技術管理者の資格の取得を証する書類を添付すること。 (2) 設置許可申請以外の場合であって、技術管理者に変更がないときは、当該報告書の写しを添付すること。	◎	◎	● ※3
		「産業廃棄物処理責任者設置等報告書」（市細則第24号様式） (1) 法第12条第8項に該当する場合に限る。 (2) 設置許可申請以外の場合であって、処理責任者に変更がないときは、当該報告書の写しを添付すること。	◎	◎	● ※3
14	廃棄物処理施設の設置・変更・維持管理に要する費用の総額並びにその調達方法を記載した書類	「資金計画書」（要綱第7号様式）	◎	◎	● ※3
15	資産に関する調書	「資産調書」（要綱第8号様式） 所得税の確定申告書の写しに、所得税青色申告決算書又は収支内訳書の写しを添付した場合は、提出を要しない。	○	○	—

No.	添付書類	説 明	設置・変更	譲受け・借受け※1	合併・分割
16	設置用地を継続して使用する権原を有することを証する書類	(1) 設置用地の「登記事項証明書」を提出すること。 (2) 申請者が土地の所有権を有しない場合にあっては、「賃貸借契約書」等の写しを提出すること。 (3) 公函を提出すること。 (4) 発行後3ヵ月以内のものを提出すること。 設置許可申請以外の場合は、変更があったときに限る。	◎	◎	●
17	廃棄物処理施設の譲り受け等に関する契約書の写し	処理施設の譲受け等に関する契約書（仮契約を含む）	—	◎	—
18	「合併契約書」又は「分割契約書」の写し		—	—	●
19	合併等による承継者又は合併等の相手方が現に行っている事業の概要を説明する書類		—	—	● ※2

備考

- ※1 廃棄物処理施設を承継する者に関するものを提出すること。
- ※2 合併の当事者の一方又は吸収分割により廃棄物処理施設を承継する法人で廃棄物処理施設の許可を受けたものでない法人に関するものを提出すること。
- ※3 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により廃棄物処理施設を承継する法人に関するものを提出すること。
- ※4 株主等とは、発行株式総数の100分の5以上の株式を有する株主、又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。
- ※5 役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれに準ずる者をいい、相談役、監査役、顧問その他名称を問わず、役員と同等以上の支配力を有する者（いわゆる執行役、支配人等）を含む。なお、登記簿に記載された役員は、常勤及び非常勤の別を問わず、すべて対象となる。
- ※6 政令使用人とは、政令第4条の7に定める使用人であって、本店の代表者、支店の代表者、事業所等における廃棄物の処理に関する契約締結権限を有する者をいう。

参考資料3 川崎市廃棄物処理施設の設置等の許可申請に係る告示及び縦覧実施要領

(平成17年7月1日制定)

(目的)

第1条 この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に規定する一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置等の許可等の申請において、法第8条第4項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）又は第15条第4項（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）に規定する告示及び縦覧の実施に関し必要な事項を定める。

(告示)

第2条 法第8条第4項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）又は第15条第4項（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定により、告示する事項は、次のとおりとする。

- (1) 申請年月日
- (2) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 施設の設置場所
- (4) 施設の種類
- (5) 施設において処理する一般廃棄物又は産業廃棄物の種類
- (6) 縦覧の場所、期間及び時間
- (7) 意見書の提出先及び提出期限
- (8) その他必要な事項

(縦覧する書類)

第3条 縦覧する書類（以下「縦覧書類」という。）は次のとおりとする。

- (1) 法第8条第1項及び法第15条第1項に定める設置許可申請にあっては、当該設置許可申請書。法第9条第1項及び法第15条の2の6に規定する変更許可申請にあっては、当該変更許可申請書
 - (2) 環境省令で定める生活環境に及ぼす影響についての調査結果を記載した書類
- 2 前項第2号の書類は、法第8条第3項ただし書又は法第15条第3項ただし書に定め

る場合には縦覧を行わない。

(縦覧を実施する場所)

第4条 縦覧書類を縦覧する場所は、次に定める場所とする。

- (1) 廃棄物指導課
 - (2) 施設を設置しようとする区の区役所又はその支所
 - (3) その他市長が必要と認める場所
- 2 縦覧期間は、告示の日から1月間とする。
- 3 縦覧時間は、午前9時から午後5時までとする。
- 4 第2項に規定する縦覧期間のうち、次に定める日は、縦覧は行わない。
- (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）及びその他の法令で定める休日
 - (3) 1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(非公開とする事項)

第5条 市長は、縦覧書類を縦覧する場合において、次の事項を非公開とすることができる。

- (1) 申請者及び役員等の本籍又は国籍
- (2) その他、川崎市情報公開条例（平成13年条例第1号）第8条第1号から第6号までに規定されている情報

(縦覧者の遵守事項)

第6条 縦覧者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 縦覧書類を縦覧場所から持ち出さないこと。
 - (2) 縦覧書類を汚損し、又は破損しないこと。
 - (3) 他の縦覧者に迷惑をかけること。
 - (4) 酒気を帯びていないこと。
 - (5) 職員の指示があった場合は、これに従うこと。
- 2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止させ、又は禁止することができる。

(縦覧書類の複写及び貸出)

第7条 縦覧書類の複写又は写真撮影等は、縦覧者が廃棄物指導課において縦覧を行う場

合であって、当該縦覧者が持参した携帯複写機若しくは写真機等を使用するとき又は庁舎内の有料複写サービスを利用するときに限り行うことができる。

(関係市町村長への通知)

第8条 法8条第4項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）又は第15条第4項（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定により告示したときは、遅滞なく、当該廃棄物処理施設の設置に関し生活環境保全上関係がある市区町村長の長に次の事項を通知し、当該市町村長の生活環境保全上の意見を聴くものとする。

- (1) 法8条第4項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）又は第15条第4項（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定により告示したこと。
- (2) 市町村長からの生活環境保全上の意見を求めること。
- (3) 前号の意見を提出する期限

(利害関係者の意見書)

第9条 法8条第6項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）又は第15条第6項（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）に規定する意見書は、次により取扱う。

- (1) 提出期限は、告示の日から、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。
- (2) 意見書の様式は、川崎市廃棄物処理施設設置許可等に関する要綱第12号様式とする。ただし、当該様式によらない意見書の提出を妨げない。
- (3) 提出先は、廃棄物指導課とする。
- (4) 提出方法は、次のいずれかによる。
 - ア 廃棄物指導課に直接持参することにより提出する場合
 - イ 郵送により提出する場合（消印日を提出日とみなす。）
 - ウ 電子メールにより提出する場合（受信したファイルが判別できない場合又は当該ファイル内に判別できない文字データが存する場合を除く。）

エ ファクシミリ送信（送受信機器の性能又は通信の障害等により、ファクシミリにより受信した意見書に判別できない文字等が印字された場合を除く。）

- 2 前項の意見書は、次に定める事項をすべて日本語で記載しなければならない。
 - (1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）
 - (2) 意見書を提出する施設を特定するために必要な事項
 - (3) 提出者が利害関係者である旨
 - (4) 生活環境の保全上の見地からの意見
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、これを利害関係者の意見書として採用しない。
 - (1) 提出者に何らの利害関係が推認できず、当該提出者が利害関係者に該当しないことが明白である場合
 - (2) 記載内容に記載漏れ又は不備がある場合
 - (3) 内容が生活環境の保全上の見地からの意見に該当しないことが明白である場合
 - (4) 廃棄物指導課に直接提出されなかった場合で、提出期限に廃棄物指導課に到達しなかったとき。

附則

(施行期日)

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

参考資料4 川崎市附属機関設置条例

平成27年3月23日条例第1号

川崎市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法令又は他の条例若しくは規則で別に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として別表第1及び教育委員会の附属機関として別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第4条 附属機関は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の定数の欄に掲げる委員をもって組織する。

2 委員は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから、市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)が委嘱し、又は任命する。

3 市長等は、附属機関に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(会長)

第6条 附属機関に当該附属機関を代表し、会務を総理する者(以下「会長」という。)1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 附属機関は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 附属機関は、必要に応じ部会を設置することができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が会議に諮って指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 部会の会議については、前条の規定を準用する。

7 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が附属機関に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に別表第1及び別

表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関に相当する合議体（以下「従前の合議体」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、第4条第2項の規定により別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の委員として委嘱され、又は任命さ

れたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、同日における従前の合議体の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

別表第1（第2条～第5条関係）（抜粋）
市長の附属機関

附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
川崎市廃棄物処理施設専門家会議	一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置又は変更の許可の申請における生活環境の保全等に係る適正な配慮に関して調査審議すること。	7人以内	学識経験者	2年

※別表第1については、廃棄物処理施設に係る附属機関のみを抜粋

※別表第2については、教育委員会の附属機関に係る内容のため省略

参考資料 5 川崎市廃棄物処理施設専門家会議組織運営要綱

26川環廃第2081号
平成27年3月23日局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市附属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、川崎市廃棄物処理施設専門家会議の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 専門家会議 条例別表第1に掲げる川崎市廃棄物処理施設専門家会議をいう。
- (2) 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。
- (3) 臨時委員 条例第4条第3項に規定する臨時委員をいう。
- (4) 会長 条例第6条第1項に規定する会長をいう。

(所掌事務)

第3条 専門家会議は、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置又は変更の許可の申請における生活環境の保全等に係る適正な配慮に関する事項であって、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第8条の2第3項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）及び第15条の2第3項（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）に規定する事項（調査審議する事項について市長が特に軽微であると認める場合を除く。）
- (2) その他市長が特に必要であると認める事項

(専門家会議の委員)

第4条 専門家会議は、次に定める専門分野の委員をもって組織する。

- (1) 廃棄物の処理
- (2) 大気質
- (3) 水質
- (4) 騒音
- (5) 振動
- (6) 悪臭
- (7) 地下水

- 2 委員は、前項に規定する専門分野（以下単に「専門分野」という。）のいずれかについて専門的知識を有し、科学的見地から判断できる者のうちから市長が委嘱する。
- 3 複数の専門分野の専門的知識を有する者は、2分野までの専門分野の委員を兼任することができる。
- 4 市長は、委員が欠けた場合又は委員が長期にわたって不在の場合で、委員のうちに当該専門分野の委員となる資格を有する者があるときは、その委員を、当該専門分野を兼任する委員とすることができる。

(臨時委員)

第5条 市長は、次の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、専門家会議に臨時委員を置くことができる。

- (1) 専門分野のうち、高度に細分化された特殊な専門的知識に係る事項
- (2) 法制、経理その他の専門分野以外の専門的な分野に係る事項

(提出書類)

第6条 会長が専門家会議の調査審議に関し必要と認めるときは、市長は、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を設置又は変更しようとする者に対し、申請書及び生活環境影響調査書の内容を要約した書類及び図面、その他必要な資料の作成及び提出を求めるものとする。

(意見書)

第7条 専門家会議は、各委員が提出した意見に立脚した総合的な見地からの統一的な意見を取りまとめた意見書を市長に提出するものとする。

(専門家会議の運営)

第8条 専門家会議に出席する職員は、次の

部局の職員とする。

- (1) 環境局生活環境部廃棄物指導課
 - (2) 環境局環境対策部環境保全課及び環境対策推進課
 - (3) その他市長が認める部局
- 2 専門家会議の庶務は、環境局生活環境部廃棄物指導課において処理する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
(川崎市廃棄物処理施設専門家会議設置要領の廃止)
- 2 川崎市廃棄物処理施設専門家会議設置要領(平成17年7月1日制定)は廃止する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

参考資料 6 川崎市廃棄物処理施設使用前検査実施要領

(平成 17 年 7 月 1 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）に規定する一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の使用前検査に関し、必要な事項を定める。

(試運転の実施)

第 2 条 試運転をしようとする者は、あらかじめ市長に試運転計画書を提出するものとする。

2 前項の試運転計画書に明示すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 処理施設の許可年月日及び許可番号
- (2) 処理施設の種類及び処理能力
- (3) 処理施設において処理する廃棄物の種類
- (4) 試運転の目的
- (5) 試運転の予定期間（使用前検査を含む。）
- (6) 試運転の方法
- (7) 試運転で確認する項目（環境測定を含む。）
- (8) 試運転に使用する物の種類及び量（外部から持ち込む場合は搬入先を明記）
- (9) 試運転で発生した廃棄物の処分方法及び処分先

(10) その他必要な事項

(11) 帳簿の雛型

3 廃棄物処理施設の試運転は、原則として有価物を用いるものとする。

(使用前検査の申請)

第 3 条 使用前検査を受けようとする者は、廃棄物処理施設使用前検査申請書（様式第十九号又は川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則（平成 5 年川崎市規則第 28 号。以下「市細則」という。）第 20 号様式）を提出するものとする。

2 前項の申請書には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年 9 月 23 日厚生省令第 35 号。）第 12 条の 4 第 2 項に定める書類のほか、次の事項を明らかにした書類を添付するものとする。

- (1) 事業所及び処理施設の配置図
- (2) 処理フロー
- (3) 処理後の産業廃棄物の処理に関する委

託契約書の写し及び当該委託契約に係る収集運搬業者及び処分業者の許可証の写し

- (4) 廃棄物処理施設技術管理者設置等報告書の写し
- (5) 産業廃棄物処理責任者設置等報告書の写し
- (6) 処理施設の概要
- (7) 試運転時の測定データ等（環境測定データ、処理量等）
- (8) 試運転時の稼動状況（測定機器のログデータ等）
- (9) 処理能力の確認
- (10) その他必要な事項

(使用前検査の実施)

第 4 条 市長は、廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者から使用前検査の申請があった場合には、すみやかに使用前検査を実施するものとする。

2 前項の使用前検査の検査事項は次のとおりとする。

- (1) 設置計画
- (2) 処理施設の運転状況

3 第 1 項の使用前検査には、設置者又は技術管理者が立ち会うものとする。

(使用前検査の中止)

第 5 条 市長は、次に定める場合に、使用前検査を中止するものとする。

- (1) 使用前検査の対象となる処理施設が、申請書の内容と大幅に異なる場合
- (2) 処理施設の能力が申請書と大幅に異なる場合
- (3) 維持管理計画で定めた達成値を満たすことができない場合
- (4) その他検査の遂行が困難な場合

(試運転結果の報告)

第 6 条 廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者は、廃棄物処理施設の試運転が終了した場合は、すみやかに市長に試運転結果報告書を提出するものとする。

2 試運転結果報告書に添付すべき事項は、試運転計画書において確認することとした項目とす

(改善の指導)

第 7 条 市長は、使用前検査の結果、設置計画に適合していない点があると認めるときは、申請者に改善を指導するものとする。

2 市長は、前項の改善指導において施設の改善等が行なわれた場合には、再検査を行うものとする。

(使用前検査済証の交付)

第 8 条 市長は、処理施設が設置計画に適合していると認めた場合は、市細則第 2 4 条の規定により、廃棄物処理施設使用前検査済証（市細則第 2 1 号様式）を交付するものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、平成 1 7 年 7 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料 7 川崎市生活環境影響調査実施指針

(平成 10 年 8 月 4 日制定)

1 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に規定する一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）の設置許可申請（変更許可申請を含む。）に当たり、申請者が処理施設の構造・維持管理について、その計画段階で周辺地域の生活環境の保全に適切に配慮することを確保するとともに、設置許可申請を審査するに当たり、申請者の配慮が適切なものか否かを判断するために必要な資料とするため、設置許可を要する全ての処理施設について規定された「生活環境影響調査」を行うために必要な事項を定める。

2 基本的な事項

- (1) 生活環境影響調査において調査すべき事項は、処理施設の存在及び稼働、廃棄物の搬出入及び保管に伴って生じると考えられる大気質、水質、騒音、振動、悪臭及び地下水に係る事項とし、原則として全ての事項について調査を実施する。
- (2) 各調査事項の具体的な項目（以下「生活環境影響調査項目」という。）は、処理施設の種類及び規模、処理される廃棄物の種類及び性状並びに地域特性を勘案して必要な調査項目及び生活環境影響調査項目を申請者が選定すること。
- (3) 状況把握の具体的な方法としては、施設の種類及び規模並びに自然的条件及び社会的条件を踏まえ、調査対象地域を設定したのち、原則として既存の文献・資料及び現地調査により行う。
- (4) 把握する自然的条件及び社会的条

件の項目（以下「把握する自然的条件等」という。）については、調査事項ごとに次に示す事項を基本とする。なお、気象・水象については、調査対象地域の特性等を勘案し、年間を通じた変化をおおむね把握できる程度の調査とする。

- ア 大気質 気象（風向、風速、大気安定度等）、土地利用、人家等、交通量及び主要な発生源
- イ 水質 水象（河川の流量、流況等）、水利用及び主要な発生源
- ウ 騒音 土地利用、人家等、交通量及び主要な発生源
- エ 振動 土地利用、地盤性状、人家等、交通量及び主要な発生源
- オ 悪臭 気象、土地利用、人家等及び主要な発生源
- カ 地下水 地形・地質状況、地下水の状況（帯水層の分布、地下水位及び流動状況等）及び地下水利用状況

- (5) 処理施設の設置により予測される生活環境影響評価項目の変化の程度及びその変化が及ぶ地域の範囲については、計画されている処理施設の構造・維持管理に基づき、一般的に用いられている予測方法（定量的な予測が可能な生活環境影響調査項目については計算式、それが困難な項目については同種の既存事例からの類推等）により行う。なお、生活環境影響調査項目の変化の程度については、その影響が最大になると想定される時期における予測を行う。

3 生活環境影響調査項目

調査項目は、次のとおりとし、大気質、水質及び悪臭にあつては別表の中から必要な項目を選定する。

- (1) 大気質
 - ア 焼却施設の煙突からの排ガス

については、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素及びダイオキシン類、その他処理される廃棄物の種類及び性状から影響が生ずると予想される項目の濃度等

イ 最終処分場における廃棄物の埋立については、粉じんの濃度等

ウ 廃棄物運搬車両の走行等により排出される自動車排気ガスについては、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度等

(2) 水質

処理施設から排出される排水については、生物化学的酸素要求量（BOD）（排出先が海域又は湖沼の場合は、化学的酸素要求量（COD））、浮遊物質（SS）、窒素又はりん含有量（排水基準を定める総理府令別表第2の備考6又は7に定める場合に限る。）及びダイオキシン類の濃度その他処理される廃棄物の種類及び性状から影響が生ずると予想される項目

(3) 騒音

処理施設又は廃棄物運搬車両等から発生する騒音

(4) 振動

処理施設又は廃棄物運搬車両等から発生する振動

(5) 悪臭

煙突等から排出される悪臭又は処理施設から漏洩する悪臭については、廃棄物の種類又は性状から排出が予想される悪臭物質の濃度及び臭気指数等

(6) 地下水

最終処分場周辺の地下水については、その水位及び流動状況等

4 調査範囲

生活環境影響調査における影響調査

の範囲は、次のとおりとする。

(1) 大気質

寄与濃度が最大となると予測される地点及びその周辺の人家等を含む地域

(2) 水質

公共用水域、排水の取水口の直下流等の水道の取水地点等における利水上の支障等が起きると予想される地域

(3) 騒音

騒音の大きさの寄与が最大となると予測される処理施設の設置場所及び廃棄物運搬車両により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道の周辺の人家等が存在する地点

(4) 振動

振動の大きさの寄与が最大となると予測される処理施設の設置場所及び廃棄物運搬車両により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道の周辺の人家等が存在する地点

(5) 悪臭

ア 煙突から排出される悪臭については、寄与濃度が最大となると予測される地点及びその周辺の人家等を含む地域

イ 処理施設から漏洩する悪臭については、処理施設周辺の人家等が存在する地域

(6) 地下水

井戸水の取水地点等における利水上の支障等の影響が起きると予想される地域

5 予測手法

生活環境影響調査において採用する標準的な予測手法は、次のとおりとする。

(1) 大気質

プルーム式、パフ式等の大気拡散式を用いて大気質濃度を予測する方法等

- (2) 水質
 - 数値計算手法を用いて水質濃度を予測する方法等
 - (3) 騒音
 - 騒音の距離減衰式を用いて騒音の大きさを予測する方法等
 - (4) 振動
 - 振動の距離減衰式を用いて振動の大きさを予測する方法等
 - (5) 悪臭
 - ア 煙突から排出される悪臭については、(1)に示す拡散式を用いて悪臭濃度を予測する方法等
 - イ 処理施設から漏洩する悪臭については、同種の既存事例からの類推による方法等
 - (6) 地下水
 - 解析式を用いる手法又は定性的な測定方法
- 6 評価
- 処理施設の設置による影響の程度は、生活環境影響調査項目の現況、予測される変化の程度及び環境基準等の目標を考慮しながら解析し、環境基準等の目標と併せて評価する。
- (1) 大気質
 - ア 環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準等
 - (ア) 「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示25号)
 - (イ) 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示38号)
 - (ウ) 「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示4号)
 - イ 法令による規制基準及び関係行政機関の指導要綱等の基準
 - (ア) 「大気汚染防止法」に基づく排出基準等
 - (イ) 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準(平成11年環境庁告示68号)
 - (ウ) 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に規定する規制基準等
 - (エ) 「二酸化窒素の短期指針値」(昭和53年中央公害対策審議会答申)
 - (オ) 「塩化水素の短期指針値」(昭和52年環大規136号の第2)
- (2) 水質
 - ア 環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準等
 - (ア) 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示59号)
 - (イ) 「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」(平成16年3月環水企発第040331003号、環水土発第040331005号)
 - イ 法令による規制基準及び関係行政機関の指導要綱等の基準
 - (ア) 「水質汚濁防止法」に基づく排水基準等
 - (イ) 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準(平成11年環境庁告示68号)
 - (ウ) 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に規定する規制基準
 - (3) 騒音
 - ア 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準等
 - (ア) 「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示64号)
 - イ 法令による規制基準及び関係行政機関の指導要綱等の基準
 - (ア) 「騒音規制法」に基づく規制基準
 - (イ) 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に規定する規制基準
 - (4) 振動
 - ア 「振動規制法」に基づく規制基準
 - イ 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に規定する規制基準
 - (5) 悪臭

- ア 「悪臭防止法」に基づく規制基準
- イ 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に規定する規制基準

(6) 地下水

- ア 環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準等
 - (ア) 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示59号)
 - (イ) 「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」(平成5年3月8日環水管第21号)に定める要監視項目
 - (ウ) 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示10号)
- イ 法令による規制基準及び関係行政機関の指導要綱等の基準
 - (ア) 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準(平成11年環境庁告示68号)
 - (イ) 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に規定する規制基準

7 その他

- (1) 大気質、水質、騒音、振動、悪臭又は地下水のうち、処理施設の構造、処理対象廃棄物の種類等により影響の発生が想定されない場合等については、調査の必要はないが、その場合は、調査を行わなかった生活環境影響調査項目及び調査の必要がないと判断した理由を生活環境影響調査書に記載する。
- (2) 生活環境影響調査書は、図表を用いて表すなど分かりやすい記述に努めるとともに、引用した文献又は資料についてはその出典を明らかにする。
- (3) 環境影響評価法(平成9年法律第81号)に基づく評価書又は川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)に基づき実施され

た環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)報告書であって本指針の要件を満たすものは、生活環境影響調査書とみなす。

附則

(施行期日)

この指針は、平成10年8月4日から施行する。

附則

(施行期日)

この指針は、平成19年5月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この指針は、平成24年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この指針は、令和7年4月1日から施行する。

別 表

I 大気質調査項目

(環境基準設定物質)

1 環境基準が設定されている物質(但し、光化学オキシダント生成要因物質を除く。)

- (1) 二酸化硫黄
- (2) 二酸化窒素
- (3) 一酸化炭素
- (4) 浮遊粒子状物質
- (5) ダイオキシン類
- (6) ベンゼン
- (7) トリクロロエチレン
- (8) テトラクロロエチレン
- (9) ジクロロメタン
- (10) 微小粒子状物質

(規制物質)

2 大気汚染防止法及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に規定する物質(但し、環境基準設定物質を除く。)

- (1) カドミウム及びその化合物
- (2) 塩素及び塩化水素
- (3) 弗素、弗化水素及び弗化珪素
- (4) 鉛及びその化合物
- (5) 窒素酸化物
- (6) 硫黄酸化物
- (7) ばいじん
- (8) 一般粉じん
- (9) 特定粉じん
- (10) 炭化水素
- (11) 粒子状物質
- (12) トルエン
- (13) キシレン
- (14) ホルムアルデヒド
- (15) フェノール
- (16) アンモニア
- (17) シアン化合物
- (18) 硫化水素

(有害大気汚染物質)

3 大気汚染防止法で規定する有害大気汚染物質(但し、環境基準設定物質及び規制物質を除く。)

- (1) アクリロニトリル
- (2) アセトアルデヒド
- (3) 塩化ビニルモノマー
- (4) クロロホルム
- (5) 酸化エチレン
- (6) 1、2-ジクロロエタン
- (7) 水銀及びその化合物
- (8) ニッケル化合物
- (9) ヒ素及びその化合物
- (10) 1、3-ブタジエン
- (11) ベリリウム及びその化合物
- (12) ベンゾ [a] ピレン
- (13) マンガン及びその化合物
- (14) 六価クロム化合物
- (15) 塩化メチル
- (16) クロム及び三価クロム化合物

II 水質調査項目

(環境基準設定物質)

1 生活環境の保全に関する環境基準が設定されている物質

- (1) 水素イオン濃度 (pH)
- (2) 生物化学的酸素要求量 (BOD)
- (3) 化学的酸素要求量 (COD)
- (4) 浮遊物質 (SS)
- (5) 溶存酸素量 (DO)
- (6) 大腸菌数
- (7) ノルマルヘキササン抽出物質
- (8) 全窒素
- (9) 全燐
- (10) 亜鉛

2 人の健康の保護に関する環境基準が設定されている物質

- (1) カドミウム
- (2) 全シアン
- (3) 鉛
- (4) 六価クロム
- (5) 砒素

- (6) 総水銀
- (7) アルキル水銀
- (8) PCB
- (9) ジクロロメタン
- (10) 四塩化炭素
- (11) 1、2-ジクロロエタン
- (12) 1、1-ジクロロエチレン
- (13) シス-1、2-ジクロロエチレン
- (14) 1、1、1-トリクロロエタン
- (15) 1、1、2-トリクロロエタン
- (16) トリクロロエチレン
- (17) テトラクロロエチレン
- (18) 1、3-ジクロロプロペン
- (19) チウラム
- (20) シマジン
- (21) チオベンカルブ
- (22) ベンゼン
- (23) セレン
- (24) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
- (25) ふっ素
- (26) ほう素
- (27) 1、4-ジオキサソ

(規制物質)

3 水質汚濁防止法及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に規定する物質

(但し、環境基準設定物質に掲げる物質を除く)

- (1) 有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)
- (2) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
- (3) フェノール類含有量
- (4) 銅含有量
- (5) 亜鉛含有量
- (6) 溶解性鉄含有量
- (7) 溶解性マンガン含有量
- (8) クロム含有量
- (9) ニッケル

(要監視物質)

4 平成16年環水企発第040331003号、環水士発第040331005号に定められている物質

- (1) クロロホルム
- (2) トランス-1、2-ジクロロエチレン
- (3) 1、2-ジクロロプロパン
- (4) p-ジクロロベンゼン
- (5) イソキサチオン
- (6) ダイアジノン
- (7) フェニトロチオン (別名MEP)
- (8) イソプロチオラン
- (9) オキシソ銅 (別名有機銅)
- (10) クロロタロニル (別名TPN)
- (11) プロピザミド
- (12) EPN
- (13) ジクロロボス (別名DDVP)
- (14) フェノブカルブ (別名BPMC)
- (15) イプロベンホス (別名IBP)
- (16) クロロニトロフェン (別名CNP)
- (17) トルエン
- (18) キシレン
- (19) フタル酸ジエチルヘキシル
- (20) ニッケル
- (21) モリブデン
- (22) アンチモン
- (23) 塩化ビニルモノマー
- (24) エピクロロヒドリン
- (25) 全マンガン
- (26) ウラン

(ダイオキシソ類)

5 ダイオキシソ類対策特別措置法に定める物質 (ダイオキシソ類)

III 悪臭調査項目

(特定悪臭物質)

1 悪臭防止法 (昭和46年法律第91号) 第2条第1項に規定する特定悪臭物質

- (1) アンモニア
- (2) メチルメルカプタン
- (3) 硫化水素

- (4) 硫化メチル
- (5) 二硫化メチル
- (6) トリメチルアミン
- (7) アセトアルデヒド
- (8) プロピオンアルデヒド
- (9) ノルマルブチルアルデヒド
- (10) イソブチルアルデヒド
- (11) ノルマルバレルアルデヒド
- (12) イソバレルアルデヒド
- (13) イソブタノール
- (14) 酢酸エチル
- (15) メチルイソブチルケトン
- (16) トルエン
- (17) スチレン
- (18) キシレン
- (19) プロピオン酸
- (20) ノルマル酪酸
- (21) ノルマル吉草酸
- (22) イソ吉草酸

(臭気指数)

- 2 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則別表第10の悪臭の規制基準に示す臭気指数

参考資料8 技術管理者等の資格等に関する指針

目次

第1章	総則（第1条）
第2章	技術管理者（第2条～第6条）
第3章	特別管理産業廃棄物管理責任者（第7条～第10条）
第4章	産業廃棄物処理責任者（第11条、第12条）
第5章	補則（第13条～第15条）
	附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この指針は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第21条第1項に規定する技術管理者、法第12条の2第8項に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者及び法第12条第8項に規定する産業廃棄物処理責任者の資格の取得に関する基準及び届出等について定める。

第2章 技術管理者

（技術管理者の資格要件）

第2条 技術管理者の資格要件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年9月23日厚生省令第35号。以下「環境省令」という。）第17条第1項第1号から第4号までに掲げるものとする。

（技術管理者の設置等の報告）

第3条 技術管理者を置いた事業者（事業者が自ら技術管理者としてその一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設（以下これらを「処理施設」という。）を管理する場合を含む。）又は技術管理者を変更した事業者は、川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則（平成5年川崎市規則第28号。以下「市規則」という。）第30条の規定により、当該事実が発生した日から30日以内に市長に報告しなければならない。

2 前項の報告に係る届出は、市規則が定める第26号様式により行い、技術管理者の

資格の取得を証する書類として次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 技術士の資格にあつては、当該資格の取得を証する書類
- (2) 環境衛生指導員の資格にあつては、環境衛生指導員に任命した都道府県知事又は保健所設置市の市長が作成した実務従事証明書
- (3) 学校教育法等に基づく学業の履修にあつては、当該履修をした学校の学校長が発行した卒業証明書及び履修科目証明書
- (4) 「廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験」にあつては、当該実務を経験した事業所の設置者が作成した実務従事証明書
- (5) 第5条第1項に定めるところにより技術管理者となる場合にあつては、別表1に掲げる講習の修了証

（技術上の実務に従事した経験）

第4条 環境省令第17条第2号及び同条第3号において準用する環境省令第8条の17第2号ロからチまでに規定する「廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験」は、その処理施設又はこれと類似した処理施設において、廃棄物の処理及び処理施設の維持管理に係る技術上の実務を担当し、かつ、適正にこれを遂行した経験とする。

（技術管理者の講習）

第5条 環境省令第17条第4号に該当する者は、別表1に定める講習の修了者とする。

2 市長は、技術管理者となった者であつて、別表1に定める講習を修了していないものに対し、原則として当該講習を受講するように指導するものとする。

（設置又は変更の許可申請に係る特例）

第6条 処理施設の設置又は変更を行おうとする事業者は、環境省令第4条の2の2第1号又は第12条の2の3第1号が定める設置又は変更の許可に係る許可要件に適合するため、法の規制に準拠した当該処理施設のハードに関する事項及びソフトに関する事項に係る設計を行うに足りる知識及び技能を有するものとして、別表1に定める講習を修了した者を技術管理者として置か

なければならない。

第3章 特別管理産業廃棄物管理責任者

(特別管理産業廃棄物管理責任者の資格要件)

第7条 特別管理産業廃棄物管理責任者の資格要件は、環境省令第8条の17第1号及び第2号に掲げる者とする。

(特別管理産業廃棄物管理責任者の設置等の報告)

第8条 特別管理産業廃棄物管理責任者を置いた事業者(事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む。)又は特別管理産業廃棄物管理責任者を変更した事業者は、市規則第29条の規定により、当該事実が発生した日から30日以内に市長に報告しなければならない。

2 前項の報告に係る届出は、市規則が定める第25号様式により行い、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格の取得を証する書類として次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健婦、保健士、助産婦、看護婦、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師及び歯科衛生士の資格にあつては、当該資格の取得を証する書類
- (2) 環境衛生指導員の資格にあつては、環境衛生指導員に任命した都道府県知事又は保健所設置市の市長が作成した実務従事証明書
- (3) 学校教育法等に基づく学業の履修にあつては、当該履修をした学校の学校長が発行した卒業証明書及び履修科目証明書
- (4) 「廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験」にあつては、当該実務を経験した事業所の設置者が作成した実務従事証明書
- (5) 第10条第1項に定めるところにより特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合にあつては、別表2に掲げる講習の修了証

(特別管理産業廃棄物管理責任者の実務に従事した経験)

第9条 環境省令第8条の17第2号口からチまでに規定する「廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験」は、その事業所又はこれと類似した事業所において特別管理産業廃棄物の管理(廃棄物の発生工程に係る業務又は処理委託に係る事務を含む。)に係る実務を担当し、かつ、適正にこれを遂行した経験とする。

(特別管理産業廃棄物管理責任者の講習)

第10条 環境省令第8条の17第1号ハ及び同条第2号リに規定する「これと同等以上の知識を有すると認められる者」に該当する者(以下「特別管理産業廃棄物管理責任者講習修了者」という。)は、別表2に定める講習の修了者とする。

2 市長は、特別管理産業廃棄物管理責任者となった者であつて、別表2に定める講習を修了していないものに対し、原則として当該講習を受講するように指導するものとする。

第4章 産業廃棄物処理責任者

(産業廃棄物処理責任者の資格要件)

第11条 産業廃棄物処理責任者の資格要件は、産業廃棄物の適正な管理を行うために必要な法の規制等に関する知識を有する者とする。

(産業廃棄物処理責任者の設置等報告)

第12条 産業廃棄物処理責任者を置いた事業者(事業者が自ら産業廃棄物処理責任者となる場合を含む。)又は産業廃棄物処理責任者を変更した事業者は、市規則第28条の規定により、当該事実が発生した日から30日以内に市長に報告しなければならない。

2 前項の届出は、市規則が定める第24号様式により行わなければならない。

第5章 補 則

(兼務)

第13条 技術管理者、特別管理産業廃棄物管理責任者及び産業廃棄物処理責任者は、

相互に兼務することを妨げない。

(職務)

第 14 条 技術管理者及び産業廃棄物処理責任者の職務は、情報通信機器を用いて遠隔で実施することができる。ただし、この場合においても、技術管理者及び産業廃棄物処理責任者は、処理施設の管理に支障が生じないように必要な措置を講じなければならない。

2 特別管理産業廃棄物管理責任者の職務は、情報通信機器を用いて遠隔で実施することができる。ただし、この場合においても、特別管理産業廃棄物管理責任者は、特別管理産業廃棄物の保管場所の管理に支障が生じないように必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第 15 条 この指針の運用に際して必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

この指針は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この指針は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この指針は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 5 条及び第 6 条関係)

講習の種類	実施機関
廃棄物処理施設技術管理者講習 管理課程	(財)日本環境衛生センター
廃棄物処理施設技術管理者講習 基礎・管理課程	(財)日本環境衛生センター

別表 2 (第 10 条関係)

講習の種類	実施機関
特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会	(財)日本産業廃棄物処理振興センター

参考資料9

欠格要件（法第7条第5項第4号、 法第8条の2第1項第4号）

①法第7条第5項第4号

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ホ 第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第七条の四第一項第三号又は

第十四条の三の二第一項第三号（第十四条の六において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等的以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

ヘ 第七条の四若しくは第十四条の三の二（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ト ヘに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であ

つた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいずれかに該当するもの

ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

②法第8条の2第1項第4号

四 申請者が第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと

申請様式・報告書等

- 01 事前協議申込書(要綱第1号様式)
- 02 生活環境影響調査実施計画書(要綱第2号様式)
- 03 設置許可申請書別紙(要綱第3号様式)
- 04 廃棄物処理施設設置計画概要書(要綱第4号様式)
- 05 誓約書(一般廃棄物処理施設申請用)(要綱第5号様式)
- 06 資金計画書(要綱第7号様式)
- 07 資産調書(要綱第8号様式)
- 08 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書(要綱第9号様式)
- 09 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る変更(廃止)届出書(要綱第11号様式)
- 10 特定処理施設事故等報告書(要綱第13号様式)
- 11 一般廃棄物処理施設設置許可申請書(市細則第13号様式)
- 12 一般廃棄物処理施設変更許可申請書(市細則第14号様式)
- 13 一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書(市細則第16号様式)
- 14 一般廃棄物処理施設設置法人合併・分割認可申請書(市細則第18号様式)
- 15 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(市細則第20号様式)
- 16 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(市細則第22号様式)
- 17 一般廃棄物処理施設の設置者の欠格要件に係る届出書(市細則第22条様式の2)
- 18 一般廃棄物処理施設相続届出書(市細則第23条様式)
- 19 廃棄物処理施設技術管理者設置等報告書(市細則第26条様式)
- 20 一般廃棄物処理施設定期検査申請書(市細則第21号様式の2)
- 21 一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定申請書(市細則第33号様式)
- 22 一般廃棄物処理施設熱回収施設休廃止届出書(市細則第36号様式)
- 23 一般廃棄物処理施設熱回収報告書(市細則第37号様式)

要綱第2号様式（第4条関係）

生活環境影響調査実施計画書	
年 月 日	
(宛先) 川崎市長 <div style="text-align: center;"> 申請予定者 住 所 ふりがな 氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号 担当者 </div>	
一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置等の許可の申請に伴う生活環境影響調査 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第3項又は第15条第3項) について、次のとおり 計画しましたので、事前に協議します。	
調査期間	年 月 日 ~ 年 月 日
調査実施機関 (調査を委託する場合は、その機関の名称を記入すること。)	<input type="checkbox"/> 自社 (委託先名称) <input type="checkbox"/> 委託
大気質に関する調査 (付表1を添付すること。調査を行わない場合には、その理由を記入すること。)	<input type="checkbox"/> 調査する (調査しない理由) <input type="checkbox"/> 調査しない
水質に関する調査 (付表2を添付すること。調査を行わない場合には、その理由を記入すること。)	<input type="checkbox"/> 調査する (調査しない理由) <input type="checkbox"/> 調査しない
騒音に関する調査 (付表3を添付すること。調査を行わない場合には、その理由を記入すること。)	<input type="checkbox"/> 調査する (調査しない理由) <input type="checkbox"/> 調査しない
振動に関する調査 (付表4を添付すること。調査を行わない場合には、その理由を記入すること。)	<input type="checkbox"/> 調査する (調査しない理由) <input type="checkbox"/> 調査しない
悪臭に関する調査 (付表5を添付すること。調査を行わない場合には、その理由を記入すること。)	<input type="checkbox"/> 調査する (調査しない理由) <input type="checkbox"/> 調査しない
その他の調査 (底質、土壌、低周波その他上記項目以外について調査を行う場合には、調査項目を記入し、説明資料を添付すること。)	<input type="checkbox"/> 調査する (調査項目) <input type="checkbox"/> 調査しない

- 1 この帳票及び付表において、欄内にその記載事項の全てを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 理由を記入する欄は、できる限り具体的に記入してください。

要綱第2号様式 付表1 (大気質関係)

(第2面)

4 現況把握	自然的条件・社会的条件の把握 (気象状況等の自然的条件及び土地利用等の社会的条件の把握について、出典・文献等、その選定理由を記入すること。)	(自然的条件)
		(社会的条件)
	大気状況の把握 (測定を実施する調査項目は、測定方法・地点・時期等、その設定理由を記入すること。既存データを用いる調査項目は、出典・文献等、その選定理由を記入すること。)	(測定の実施)
		(既存データ利用)
5 調査範囲の設定 (①影響が及ぶものとして調査を実施する範囲、②影響が最大になると予想する地点について、①②の範囲又は地点及びその設定理由を記入すること。)		(影響範囲)
		(最大地点)
6 予測及び評価 (将来予測の手法及び調査結果の評価の手法について、調査項目、発生源、調査範囲(調査地点)等の区別により、それぞれ具体的に記入すること。)		(将来予測の手法)
		(調査結果の評価の手法)

要綱第2号様式 付表2 (水質関係)

(第1面)

<p>1 調査項目 (調査する項目を具体的に記入すること。調査しない項目についてはその理由を記入すること。)</p>	<p>(1) 環境基準設定物質</p> <p>ア 生活環境に係る項目 (河川及び海域)</p> <table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/>水素イオン濃度</td> <td><input type="checkbox"/>大腸菌数</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>生物化学的酸素要求量</td> <td><input type="checkbox"/>ノルマルヘキサン抽出物質</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>化学的酸素要求量</td> <td><input type="checkbox"/>全窒素</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>浮遊物質量</td> <td><input type="checkbox"/>全磷</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>溶存酸素量</td> <td><input type="checkbox"/>亜鉛</td> </tr> </table> <p>イ 人の健康の保護に関する項目</p> <table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/>カドミウム</td> <td><input type="checkbox"/>1、1、1-トリクロロエタン</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>全シアン</td> <td><input type="checkbox"/>1、1、2-トリクロロエタン</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>鉛</td> <td><input type="checkbox"/>トリクロロエチレン</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>六価クロム</td> <td><input type="checkbox"/>テトラクロロエチレン</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>砒素</td> <td><input type="checkbox"/>1、3-ジクロロプロペン</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>総水銀</td> <td><input type="checkbox"/>チウラム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>アルキル水銀</td> <td><input type="checkbox"/>シマジン</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>PCB</td> <td><input type="checkbox"/>チオベンカルブ</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>ジクロロメタン</td> <td><input type="checkbox"/>ベンゼン</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>四塩化炭素</td> <td><input type="checkbox"/>セレン</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>1、2-ジクロロエタン</td> <td><input type="checkbox"/>硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>1、1-ジクロロエチレン</td> <td><input type="checkbox"/>ふっ素</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>シス-1、2-ジクロロエチレン</td> <td><input type="checkbox"/>ほう素</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/>1、4-ジオキサン</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 水素イオン濃度	<input type="checkbox"/> 大腸菌数	<input type="checkbox"/> 生物化学的酸素要求量	<input type="checkbox"/> ノルマルヘキサン抽出物質	<input type="checkbox"/> 化学的酸素要求量	<input type="checkbox"/> 全窒素	<input type="checkbox"/> 浮遊物質量	<input type="checkbox"/> 全磷	<input type="checkbox"/> 溶存酸素量	<input type="checkbox"/> 亜鉛	<input type="checkbox"/> カドミウム	<input type="checkbox"/> 1、1、1-トリクロロエタン	<input type="checkbox"/> 全シアン	<input type="checkbox"/> 1、1、2-トリクロロエタン	<input type="checkbox"/> 鉛	<input type="checkbox"/> トリクロロエチレン	<input type="checkbox"/> 六価クロム	<input type="checkbox"/> テトラクロロエチレン	<input type="checkbox"/> 砒素	<input type="checkbox"/> 1、3-ジクロロプロペン	<input type="checkbox"/> 総水銀	<input type="checkbox"/> チウラム	<input type="checkbox"/> アルキル水銀	<input type="checkbox"/> シマジン	<input type="checkbox"/> PCB	<input type="checkbox"/> チオベンカルブ	<input type="checkbox"/> ジクロロメタン	<input type="checkbox"/> ベンゼン	<input type="checkbox"/> 四塩化炭素	<input type="checkbox"/> セレン	<input type="checkbox"/> 1、2-ジクロロエタン	<input type="checkbox"/> 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	<input type="checkbox"/> 1、1-ジクロロエチレン	<input type="checkbox"/> ふっ素	<input type="checkbox"/> シス-1、2-ジクロロエチレン	<input type="checkbox"/> ほう素		<input type="checkbox"/> 1、4-ジオキサン
<input type="checkbox"/> 水素イオン濃度	<input type="checkbox"/> 大腸菌数																																						
<input type="checkbox"/> 生物化学的酸素要求量	<input type="checkbox"/> ノルマルヘキサン抽出物質																																						
<input type="checkbox"/> 化学的酸素要求量	<input type="checkbox"/> 全窒素																																						
<input type="checkbox"/> 浮遊物質量	<input type="checkbox"/> 全磷																																						
<input type="checkbox"/> 溶存酸素量	<input type="checkbox"/> 亜鉛																																						
<input type="checkbox"/> カドミウム	<input type="checkbox"/> 1、1、1-トリクロロエタン																																						
<input type="checkbox"/> 全シアン	<input type="checkbox"/> 1、1、2-トリクロロエタン																																						
<input type="checkbox"/> 鉛	<input type="checkbox"/> トリクロロエチレン																																						
<input type="checkbox"/> 六価クロム	<input type="checkbox"/> テトラクロロエチレン																																						
<input type="checkbox"/> 砒素	<input type="checkbox"/> 1、3-ジクロロプロペン																																						
<input type="checkbox"/> 総水銀	<input type="checkbox"/> チウラム																																						
<input type="checkbox"/> アルキル水銀	<input type="checkbox"/> シマジン																																						
<input type="checkbox"/> PCB	<input type="checkbox"/> チオベンカルブ																																						
<input type="checkbox"/> ジクロロメタン	<input type="checkbox"/> ベンゼン																																						
<input type="checkbox"/> 四塩化炭素	<input type="checkbox"/> セレン																																						
<input type="checkbox"/> 1、2-ジクロロエタン	<input type="checkbox"/> 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素																																						
<input type="checkbox"/> 1、1-ジクロロエチレン	<input type="checkbox"/> ふっ素																																						
<input type="checkbox"/> シス-1、2-ジクロロエチレン	<input type="checkbox"/> ほう素																																						
	<input type="checkbox"/> 1、4-ジオキサン																																						
	<p>(2) 規制物質 (環境基準設定物質を除く。) (具体的に記載すること。)</p>																																						
	<p>(3) 要監視物質 (環境基準設定物質、規制物質を除く。) (具体的に記載すること。)</p>																																						
	<p>(4) ダイオキシン類 <input type="checkbox"/>ダイオキシン類</p>																																						
	<p>(5) その他 (具体的に記載すること。)</p>																																						
	<p>(6) 調査しない項目について、その理由</p>																																						

要綱第2号様式 付表2 (水質関係)

(第2面)

2 排水量及び発生源	排出先 (その他の場合は排出先を具体的に記入すること。)	<input type="checkbox"/> 公共水域 <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> その他
	排水の排出量 (排水の排出量を記載すること。)	
	発生源及び発生予想量 (調査項目とした物質の発生源及び発生量(予想値)を記入すること。)	
3 目標値	目標値 (申請者が設定した達成すべき目標値を調査項目ごとに記入すること。)	
	目標値の設定方法 (目標値の法令上の根拠、文献における出典等を記入すること。)	
4 現況把握	自然的条件・社会的条件の把握 (河川、海域、地下水等の水象及び降水量等の自然的条件並びに利水等の社会的条件の把握について、出典・文献等、その選定理由を記入すること。)	(自然的条件)
		(社会的条件)

要綱第2号様式 付表2 (水質関係)

(第3面)

4 (把握状況) (きづつ)	水質状況の把握 (測定を実施する調査項目は、測定方法・地点・時期等、その設定理由を記入すること。 既存データを用いる調査項目は、出典・文献等、その選定理由を記入すること。)	(測定の実施)
		(既存データ利用)
5 調査範囲の設定 (①影響が及ぶものとして調査を実施する範囲、②影響が最大になると予想する地点について、①②の範囲又は地点及びその設定理由を記入すること。)		(影響範囲)
		(最大地点)
6 予測及び評価 (将来予測の手法及び調査結果の評価の手法について、調査項目、発生源、調査範囲(調査地点)等の区別により、それぞれ具体的に記入すること。)		(将来予測の手法)
		(調査結果の評価の手法)

要綱第2号様式 付表3 (騒音関係)

(第1面)

1	発生源及び 発生予想レベル (施設の稼働及び 廃棄物等の搬出入 に伴うものを記入 すること。)	
2	目標値 (申請者が設定し た達成すべき目標 値を記入するこ と。)	
	目標値の設定方法 (目標値の法令上 の根拠、文献にお ける出典等を記入 すること。)	
3	自然的条件・社会的 条件の把握 (気象状況等の自 然的条件及び土地 利用等の社会的条 件の把握につい て、出典・文献等、 その選定理由を記 入すること。)	(自然的条件)
	現況の把握 (測定を実施する 場合は、測定地 点・時期等、その 設定理由を記入す ること。既存デー タを用いる場合 は、出典・文献等、 その選定理由を記 入すること。)	(社会的条件)
		(測定の実施)
		(既存データ利用)
4	調査範囲の設定 (①影響が及ぶも のとして調査を実施 する範囲、②影響が 最大になると予想す る地点について、① ②の範囲又は地点及 びその設定理由を記 入すること。)	(影響範囲)
		(最大地点)
5	予測及び評価 (将来予測の手法 及び調査結果の評価 の手法について、発 生源ごとに具体的に 記入すること。)	(将来予測の手法)
		(調査結果の評価の手法)

要綱第2号様式 付表4 (振動関係)

(第1面)

<p>1 発生源及び発生予想レベル (施設の稼働及び廃棄物等の搬出入に伴うものを記入すること。)</p>	
<p>2 目標値 (申請者が設定した達成すべき目標値を記入すること。)</p>	
<p>目標値の設定方法 (目標値の法令上の根拠、文献における出典等を記入すること。)</p>	
<p>3 現況把握 自然的条件・社会的条件の把握 (気象状況等の自然的条件及び土地利用等の社会的条件の把握について、出典・文献等、その選定理由を記入すること。)</p>	<p>(自然的条件)</p>
	<p>(社会的条件)</p>
<p>現況の把握 (測定を実施する場合は、測定地点・時期等、その設定理由を記入すること。既存データを用いる場合は、出典・文献等、その選定理由を記入すること。)</p>	<p>(測定の実施)</p>
	<p>(既存データ利用)</p>
<p>4 調査範囲の設定 (①影響が及ぶものとして調査を実施する範囲、②影響が最大になると予想する地点について、①②の範囲又は地点及びその設定理由を記入すること。)</p>	<p>(影響範囲)</p>
	<p>(最大地点)</p>
<p>5 予測及び評価 (将来予測の手法及び調査結果の評価の手法について、発生源ごとに具体的に記入すること。)</p>	<p>(将来予測の手法)</p>
	<p>(調査結果の評価の手法)</p>

要綱第2号様式 付表5 (悪臭関係)

(第2面)

4 現況把握	自然的条件・社会的条件の把握 (気象状況等の自然的条件及び土地利用等の社会的条件の把握について、出典・文献等、その選定理由を記入すること。)	(自然的条件)
		(社会的条件)
	現況の把握 (測定を実施する調査項目は、測定方法・地点・時期等、その設定理由を記入すること。既存データを用いる調査項目は、出典・文献等、その選定理由を記入すること。)	(測定の実施)
		(既存データ利用)
5 調査範囲の設定 (①影響が及ぶものとして調査を実施する範囲、②影響が最大になると予想する地点について、①②の範囲又は地点及びその設定理由を記入すること。)		(影響範囲)
		(最大地点)
6 予測及び評価 (将来予測の手法及び調査結果の評価の手法について、調査項目、発生源、調査範囲(調査地点)等の区別により、それぞれ具体的に記入すること。)		(将来予測の手法)
		(調査結果の評価の手法)

設置（変更）許可申請書別紙

1. 廃棄物処理施設の構造及び設備

施設名称及び施設の主要な設備の型式、構造、処理能力

	施設・設備・装置・機器名称	型式・構造	能力、容量等	数量
中核設備				
中核設備以外				

※設備、装置、機器は処理工程ごとに分類して記載する。

2. 処理に伴って生ずる排ガス及び排水

(1) 排ガス

処 理 方 法	
	
	
	
排ガス量 (Nm ³ /h)		
煙突の数		
煙突の設置位置	施設配置図 のとおり	
煙突の高さ (m)		

(2) 排水

処 理 方 法	
	
	
	
排水量 (m ³ /日)		
放流口の数		
放流口の位置	施設配置図 のとおり	
放流先		

要綱第3号様式(第7条第1項関係)

(第3面)

3. 設計計算上達成することができる生活環境への負荷に関する数値

(1) 大気関係

地点	排出ガス量 (Nm ³ /h)	排ガス温度 (°C)	大気汚染物質				
			SPM (mg/Nm ³)	SO _x (ppm)	NO _x (ppm)	HCl (mg/Nm ³)	ダイオキシン類 (ng/Nm ³)
大気汚染物質							
水銀 (μg/Nm ³)	CO (ppm)						

(2) 水質関係

地点	排水量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	その他項目		

(3) 騒音関係

地点	騒音レベル(dB)

(4) 振動関係

地点	振動レベル(dB)

(5) 臭気関係

地点	臭気指数	臭気物質				
		アンモニア (ppm)				
臭気物質						

要綱第3号様式(第7条第1項関係)

(第4面)

4. 周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値

(1) 大気関係

地点	排出ガス量 (Nm ³ /h)	排ガス温度 (°C)	大気汚染物質				
			SPM (mg/Nm ³)	SO _x (ppm)	NO _x (ppm)	HCl (mg/Nm ³)	ダイオキシン類 (ng/Nm ³)
大気汚染物質							
水銀 (μg/Nm ³)							

(2) 水質関係

地点	排水量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	その他項目	

(3) 騒音関係

地点	騒音レベル(dB)

(4) 振動関係

地点	振動レベル(dB)

(5) 臭気関係

地点	臭気指数	臭気物質				
		アンモニア (ppm)				
臭気物質						

要綱第4号様式(第7条第1項関係)

(第3面)

6 設計計算の概要(脱水・破碎施設等)

設計計算の概要

施設の種類	
処理方式	
1日の稼働時間	
稼働方法	<input type="checkbox"/> 連続処理 <input type="checkbox"/> バッチ処理 <input type="checkbox"/> その他()
比重の算定根拠	
設計計算式の考え方	
設計計算式	【処理能力】
設計計算式に用いた係数	
採用した係数の算出根拠	
設計計算の結果	【1日あたりの処理能力】

要綱第4号様式(第7条第1項関係)

(第3面)

6 設計計算の概要(焼却施設)

設計計算の概要

施設の種類	
処理方式	
1日の稼働時間	時間(日稼働)
稼働方法	<input type="checkbox"/> 連続処理 <input type="checkbox"/> バッチ処理 <input type="checkbox"/> その他()
焼却対象物の熱量の算定根拠	
焼却炉許容熱負荷の算定根拠	
設計計算式の考え方	
設計計算式	【処理能力】
設計計算式に用いた係数	
採用した係数の算出根拠	
設計計算の結果 【1日あたりの処理能力】	【単焼能力】 【混焼能力】

要綱第4号様式(第7条第1項関係)

(第4面)

7 環境対策

(1) 飛散・流出防止対策の概要

構造上の対策	維持管理上の対策

(2) 騒音対策の概要

構造上の対策	維持管理上の対策

(3) 振動対策の概要

構造上の対策	維持管理上の対策

(4) 防臭対策の概要

構造上の対策	維持管理上の対策

要綱第4号様式(第7条第1項関係)

(第5面)

8 廃棄物の保管施設の概要

(1) 廃棄物受入保管施設の概要

廃棄物の種類	保管場所の容量	保管設備の概要・形状	(保管容量÷処理能力)の値
【混合物】			

(2) 処理後物受入保管施設の概要(処理残渣物を含む)

廃棄物の種類	受入保管場所の容量	保管設備の概要・形状	(保管容量÷処理能力)の値

9 環境影響調査結果

1 大気質

(1) 煙突排ガスによる影響

ア 長期平均予測濃度調査結果

調査項目	SO ₂ (ppm)	NO ₂ (ppm)	SPM (mg/Nm ³)	ダイオキシン類 (ng/Nm ³)	
現況濃度					
最大着地濃度					
予測濃度					
規制値					
その他必要な項目					
調査項目					
現況濃度					
最大着地濃度					
予測濃度					
規制値					

※最大着地濃度とは、寄与濃度が最大となると予想される地点の濃度とする。
 ※予測濃度は、現況濃度と煙突排ガスの最大濃度を合成した値とする。
 ※規制値の欄は環境基準値や環境目標値等が設定されている場合は記載する。

イ 短期平均予測濃度調査結果

調査項目	SO ₂ (ppm)	SPM (mg/Nm ³)	HCl (mg/Nm ³)		
最大着地濃度					
規制値					

※最大着地濃度とは、寄与濃度が最大となると予想される地点の濃度とする。
 ※規制値の欄は環境基準値や環境目標値等が設定されている場合は記載する。

要綱第4号様式(第7条第1項関係)

(第7面)

(2) 廃棄物運搬車両による影響

調査地点

調査項目	NO ₂ (ppm)				
現況濃度					
車両最大濃度					
予測濃度					
規制値					

※調査地点は、廃棄物運搬車両による影響が大きくなると想定される沿道の地点とする。

※予測濃度とは現況濃度と車両の影響による最大濃度を合成した値とする。

※規制値の欄は環境基準値や環境目標値等が設定されている場合は記載する。

2 水質

放流場所

排水量

調査項目	放流水濃度	現況値	規制値	地点別予測濃度				
SS(mg/l)								
BOD(mg/l)								
COD(mg/l)								
T-P(mg/l)								
T-N(mg/l)								

※調査地点は、放流口から水質の濃度に一定以上の影響を及ぼすと想定される地点とする。

※規制値の欄は環境基準値や環境目標値等が設定されている場合は記載する。

3 騒音

(1) 施設の稼働による影響

調査地点	時間区分	現況値(dB)	施設騒音(dB)	予測値(dB)	規制値(dB)
	朝				
	昼				
	夕				
	夜				
	朝				
	昼				
	夕				
	夜				
	朝				
	昼				
	夕				
	夜				
	朝				
	昼				
	夕				
	夜				

※朝とは午前6時から午前8時、昼とは午前8時から午後6時まで、夕とは午後6時から午後11時、夜とは午後11時から午前6時までとする。

※調査地点は施設の騒音の影響が大きくなると想定される敷地境界上とする。

※現況値とは、施設の設置又は変更前の騒音値。

※施設騒音とは、施設の稼働により生じる騒音値。

※予測値とは、現況値と施設騒音を合成した値。

※規制値の欄は環境基準値や環境目標値等が設定されている場合は記載する。

(2) 廃棄物運搬車両による影響

調査地点	現況値(dB)	車両騒音(dB)	予測値(dB)	規制値(dB)

※調査地点は、廃棄物運搬車両による影響が大きくなると想定される沿道の地点とする。

※現況値とは、施設の設置又は変更前の騒音値。

※車両騒音とは、施設の設置又は変更により増加する廃棄物運搬車両から生じる騒音値。

※予測値とは、現況値と車両騒音を合成した値。

※規制値の欄は環境基準値や環境目標値等が設定されている場合は記載する。

要綱第4号様式(第7条第1項関係)

(第9面)

4 振動

(1) 施設の稼働による影響

調査地点	時間区分	現況値(dB)	施設振動(dB)	予測値(dB)	規制値(dB)
	昼				
	夜				
	昼				
	夜				
	昼				
	夜				
	昼				
	夜				

※昼とは午前8時から午後7時まで、夜とは午後7時から午前8時までとする。

※調査地点は施設の振動の影響が大きくなると想定される敷地境界上とする。

※現況値とは、施設の設置又は変更前の振動値。

※施設振動とは、施設の稼働により生じる振動値。

※予測値とは、現況値と施設振動を合成した値。

※規制値の欄は環境基準値や環境目標値等が設定されている場合は記載する。

(2) 廃棄物運搬車両による影響

調査地点	現況値(dB)	車両振動(dB)	予測値(dB)	規制値(dB)

※調査地点は、廃棄物運搬車両による影響が大きくなると想定される沿道の地点とする。

※現況値とは、施設の設置又は変更前の振動値。

※車両振動とは、施設の設置又は変更により増加する廃棄物運搬車両から生じる振動値。

※予測値とは、現況値と車両振動を合成した値。

※規制値の欄は環境基準値や環境目標値等が設定されている場合は記載する。

5 悪臭

(1) 煙突排ガスによる影響

調査地点		臭気指数	特定悪臭物質濃度				
地点1	現況値						
	施設稼動値						
	予測値						
地点2	現況値						
	施設稼動値						
	予測値						
地点3	現況値						
	施設稼動値						
	予測値						
規制値							

※調査地点は、悪臭の影響が大きくなると想定される敷地境界上とする。

※施設稼動値とは、施設の設置又は変更により発生する特定悪臭物質に係る値とする。

※予測値とは、現況値と施設稼動値の合成値とする。

※規制値の欄は環境基準値や環境目標値等が設定されている場合は記載する。

要綱第4号様式(第7条第1項関係)

(第11面)

(2) 施設からの悪臭の漏洩による影響

調査地点		臭気指数	特定悪臭物質濃度				
地点1	現況値						
	施設稼動値						
	予測値						
地点2	現況値						
	施設稼動値						
	予測値						
地点3	現況値						
	施設稼動値						
	予測値						
規制値							

※調査地点は、影響が大きくなると想定される周辺人家等の位置とする。

※施設稼動値とは、施設の設置又は変更により発生する特定悪臭物質に係る値とする。

※予測値とは、現況値と施設稼動値の合成値とする。

※規制値の欄は環境基準値や環境目標値等が設定されている場合は記載する。

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

（宛先）川崎市長

申請者
住所
氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

要綱第7号様式(第7条第1項関係)

資 金 計 画 書		
事業に要する資金	事業の開始に要する資金の総額	円
	設置に要する資金 (申請手数料含む)	円
	維持管理に要する費用	円
資金	自己資金	円
	金融機関借入資金	円
資金の調達方法	その他	円
		円
		円
	その他	円
		円
		円
		円
		円
		円
	その他	円
		円
		円

要綱第8号様式(第7条第1項関係)

資 産 調 書

次のとおり申告します。(年 月 日現在)

年 月 日

申請者

作成者

資 産		負 債 ・ 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金		支 払 手 形	
当 座 預 金		買 掛 金	
定 期 預 金		借 入 金	
その他の預金		未 払 金	
受 取 手 形		前 受 金	
売 掛 金		預 り 金	
有 価 証 券			
棚 卸 資 産			
前 払 金			
貸 付 金			
建 物			
建物附属施設			
機 械 設 備			
車 輜 運 搬 具			
工具・器具・備品			
土 地			
		貸倒引当金	
		事 業 主 借	
事 業 主 貸		元 入 金	
資 産 計		負 債 計	

- 1 この調書は、申請者が個人である場合に提出してください。
- 2 この調書の記載内容を証する書類等の提出を求める場合があります。

要綱第9号様式(第8条第1項関係)

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書	
年 月 日	
(宛先) 川崎市長	届出者
	住 所
	氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
	電話番号
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定により、関係書類を添えて、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る事項について届け出ます。</p>	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
産業廃棄物処理施設の処理能力	m^3 / 日 () 時間 t / 日 () 時間 m^3 / 時間 t / 時間 埋立地の面積 m^2 残余の埋立容量 m^3
産業廃棄物処理施設に係る許可の条件	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み	
省令第12条の7の16第2項の場合にあっては、非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域	
一般廃棄物の処理を開始する予定日	年 月 日
※事 務 処 理 欄	
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 次の書類を添付すること。 (1) 当該届出に係る産業廃棄物処理施設設置許可証の写し (2) 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあっては、次に掲げるいずれかの書類 ア 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る一般廃棄物処分量の許可を受けたことを示す書類 イ 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者であることを示す書類 ウ 省令第2条の3第1号、第2号、第4号、第6号又は第10号に該当する者であることを示す書類 エ 一般廃棄物の広域的な処理を行うことについての環境大臣の認定書の写し	

要綱第11号様式（第8条第3項関係）

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る変更（廃止）届出書	
年 月 日	
(宛先) 川崎市長	
届出者	
住 所	
氏 名	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定による届出に係る事項について変更（廃止）をしたので、同法施行規則第12条の7の17第5項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
変 更 (廃 止) 理 由	1 産業廃棄物処理施設の種類の変更 2 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類の 変更 3 当該届出に係る一般廃棄物の処理の事業の廃止
変 更 (廃 止) 年 月 日	年 月 日
※事 務 処 理 欄	
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 様式中の「変更（廃止）」は、変更又は廃止のいずれか該当する方を○で囲むこと。 3 変更（廃止）の理由の欄は、該当する項目の番号を○で囲むこと。 4 省令第12条の7の17第4項に規定する受理書（原本）を添付すること。	

要綱第13号様式（第25条関係）

特定処理施設事故等報告書

年 月 日

（宛先）川崎市長

届出者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

特定処理施設において事故等が発生しましたので、川崎市廃棄物処理施設設置許可等に関する要綱第25条の規定により、その状況及び講じた措置の概要について報告します。

廃棄物処理施設の設置場所			
廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日及び許可番号	年 月 日	第 号	
事故の発生日時	年 月 日	時 分	
事故の状況の概要			
講じた措置の概要			

第13号様式

(第1面)

一般廃棄物処理施設設置許可申請書		年 月 日
(宛先) 川崎市長		申請者
		住 所
		ふりがな
		氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)
		電話番号 担当者
		FAX番号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日
※ 許 可 年 月 日		年 月 日
※ 許 可 番 号		
一般廃棄物処理施設の処理能力		m ³ /日()時間 t/日()時間 m ³ /時間 t/時間 埋立地の面積 m ² 埋立容量 m ³
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方法	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		
※ 事 務 処 理 欄		

(第2面)

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
△災害防止のための計画(一般廃棄物の最終処分場である場合)		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法 (ごみ処理施設の場合)	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法 (し尿処理施設の場合)	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		

(第3面)

申請者		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称	住 所	
法定代理人(法定代理人が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称	住 所	
役員 (法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
法第7条第5項第4号又の規定する役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

第14号様式

(第1面)

一般廃棄物処理施設変更許可申請書		年 月 日	
(宛先) 川崎市長		申請者 住 所 ふりがな 氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号 担当者 FAX番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
設置の許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第 号	
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変更前	変更後
		$m^3/日()時間$	$m^3/日()時間$
		$t/日()時間$	$t/日()時間$
		$m^3/時間$	$m^3/時間$
		$t/時間$	$t/時間$
	埋立地の面積 m^2	埋立地の面積 m^2	
	埋立容量 m^3	埋立容量 m^3	
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画			
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変更の理由			
着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	
※許可の年月日		年 月 日	
※許可番号			
※事務処理欄			

(第2面)

申請者		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称	住 所	
法定代理人(法定代理人が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称	住 所	
役員 (法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
法第7条第5項第4号ヌに規定する役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

第16号様式

(第1面)

<p>一般廃棄物処理施設 譲受け 許可申請書 借受け</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 川崎市長</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">ふりがな</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">(法人にあっては名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">電話番号 担当者</p> <p style="text-align: center;">FAX番号</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">譲受け 借受け</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>	
譲受け又は借受けの相手方の氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)及び住所	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
設置の許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※譲受け等の許可の年月日	年 月 日
※譲受け等の許可番号	
※事務処理欄	

(第2面)

申請者			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	住 所		
法定代理人(法定代理人が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	住 所		
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
法第7条第5項第4号ヌに規定する役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の総数	株		出資の額	本 籍 所
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額 割 合	

政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 所
	役職名・呼称	住

備考

- ※欄は、記入しないでください。
- 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。
- 市長が定める部数を提出してください。

第18号様式

(第1面)

一般廃棄物処理施設設置法人 合併 認可申請書
分割

年 月 日

(あて先) 川崎市長

申請者

名 称

住 所

ふりがな

代表者の氏名

電話番号

担当者

FAX番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項の規定により、合併 分割 について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

① 一般廃棄物処理施設の設置の場所	
② 一般廃棄物処理施設の種類	
③ 設置の許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
④ 合併後存続する法人若しくは合併により 設立される法人又は分割により当該一般 廃棄物処理施設を承継する法人の名称及 び住所並びに代表者の氏名	
⑤ 合併又は分割の方法及び条件	
⑥ 合併又は分割の理由	
⑦ 合併又は分割の時期	
※認可の年月日	年 月 日
※認可番号	
※事務処理欄	

第20号様式

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

申請者

住 所

ふりがな

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者

FAX番号

次の一般廃棄物処理施設が完成したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項(同法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による施設の使用前検査を、関係図面等を添えて申請します。

許 可 の 年 月 日 号 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
設 置 の 場 所	
完 成 の 年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日
※ 受 付 欄	

備考 ※欄は、記入しないでください。

第22号様式

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

届出者

住 所
ふりがな
氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号 担当者

FAX番号

一般廃棄物処理施設の軽微変更等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

一般廃棄物処理施設の名称			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第 号	
変更の内容	△軽微な変更		
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名の変更		
	△省令第5条の4に掲げる事項の変更 (同条第6号関係を除く。)		
	省令第5条の4第6号に掲げる事項		
	(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
		役職名・呼称	住 所
廃止若しくは休止又は再開の理由	(廃止・休止・再開の別)		
廃止若しくは休止又は再開の年月日	年 月 日		
※事務処理欄			
備考			
1 ※欄は、記入しないでください。			
2 △印の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。			
3 「省令第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。			
4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させてください。			

第22号様式の2

一般廃棄物処理施設の設置者の欠格要件に係る届出書

年 月 日

(あて先)川崎市長

届出者

郵便番号

住 所

ふりがな

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

FAX番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
該当するに至った欠格要件	
欠格要件に該当する に至った具体的事由	
欠格要件に該当するに至った年月日	年 月 日

備考 「該当する（おそれがある）に至った欠格要件」の欄は、法第7条第5項第4号ロからトまで又はリからルまで(同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチに係るものを除く。)のうち該当するに至ったものを記入してください。また、同欄は、法第7条第5項第4号イに該当するおそれがあるものとして環境省令第2条の2の2で定める者に該当するに至った場合はその旨を記入し、この場合には、「欠格要件に該当するに至った具体的事由」及び「欠格要件に該当するに至った年月日」の欄は記入不要です。

第23号様式

(表面)

一般廃棄物処理施設相続届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

届出者

住 所

ふりがな

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者

FAX番号

一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の7第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

被 相 続 人 と の 続 柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一 般 廃 棄 物 処 理 施 設 の 種 類	
設置の許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
相 続 の 開 始 の 日	
※事 務 処 理 欄	

(裏面)

相続人		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 住 所
法定代理人(相続人が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	住 所	
役員 (法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
政令第4条の7に規定する使用人(相続人に当該使用人がある場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
備考		
1 ※欄は、記入しないでください。		
2 「相続人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。		
3 この届出書は、相続の日から30日以内に提出してください。		

第26号様式

廃棄物処理施設技術管理者設置等報告書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div>							
(あて先) 川崎市長 <div style="text-align: center; margin-left: 200px;"> 報告者 住 所 ふりがな 氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号 担当者 FAX番号 </div>							
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第1項の規定により、廃棄物処理施設技術管理者を 設置 したので、川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則第30条の規定によ 変更 り、次のとおり報告します。							
廃棄物処理施設の種類							
廃棄物処理施設の設置の場所							
設置の許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号						
(ふりがな) 技術管理者の氏名	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">職名</td> <td style="padding: 5px;">氏名</td> </tr> </table>	職名	氏名				
職名	氏名						
技術管理者の設置又は 変更の年月日とその事由 (変更の場合にあつては、前 任者の氏名を含む。)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">(事由)</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table>	(事由)	年 月 日				
(事由)	年 月 日						
技術管理者の資格	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">※</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	※					
※							

※ 技術管理者の資格の取得を証する書類を添付してください。

一般廃棄物処理施設定期検査申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者
住 所

ふりがな
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 担当者
FAX番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。

一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号

※事務処理欄

第33号様式

(表面)

一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者
住 所

ふりがな
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 担当者
FAX番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので関係書類及び図面を添えて申請します。

熱 回 収 施 設 の 設 置 の 場 所		
※認 定 の 年 月 日		年 月 日
※認 定 番 号		第 号
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力	
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画	
	△設備の維持管理に関する計画	
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類	
	熱回収の方法	
	熱 回 収 率	%
許 可 の 年 月 日 及 び 許 可 番 号		年 月 日 第 号

※事務処理欄

(裏面)

備考

- 1 ※欄は記入しないでください。
- 2 設備の種類については、ボイラー、発電機又は熱交換器の別を記入してください。
- 3 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン/時)、発電機の出力(キロワット)又は熱交換器の能力(キロジュール/時、複数ある場合はそれぞれの能力)を記載してください。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用してください。△印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。また、次の図面等を含めてください。
 - (1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付してください。
 - (2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載してください。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載してください。
- 5 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用又は発電・熱利用の併用の別を記入してください。
- 6 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載してください。
- 7 正本1部及びその写し1部を提出してください。

※手数料欄

第36号様式

一般廃棄物処理施設熱回収施設休廃止等届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者
住 所

ふりがな
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 担当者
FAX番号

熱回収施設を休廃止等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

熱回収施設の設置の場所		
認定の年月日及び認定番号	年 月 日	第 号
熱回収を行わなくなつたとき	理 由	
	年 月 日	年 月 日
廃止、休止又は再開したとき	理 由	(廃止・休止・再開の別)
	年 月 日	年 月 日
熱回収に必要な設備を変更したとき	△ 変更の内容	
	理 由	
	年 月 日	年 月 日

※事務処理欄

備考

- 1 ※欄は、記入しないでください。
- 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとしてください。

第37号様式

一般廃棄物処理施設熱回収報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

報告者
住 所

ふりがな
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 担当者
FAX番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11の規定により、熱回収に関する報告書を提出します。

認 定 の 年 月 日 及 び 認 定 番 号	年 月 日 第 号
年 4 月 1 日 から 年 3 月 3 1 日 までの年間の熱回収率	%

備考 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載してください。

令和8年3月
一般廃棄物処理施設許可・認可申請の手引き
編集・発行 川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
Tel 044-200-2594
Fax 044-200-3923

川崎市のホームページ
<http://www.city.kawasaki.jp/>
設置許可・処分業許可のページ
<http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000013821.html>



川崎市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

